

平成28年3月 4日から
平成28年3月10日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成28年標茶町議会第1回定例会会議録目次

第1号(3月4日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
施政方針	
町政執行方針	7
教育行政方針	17
総務経済委員会所管事務調査報告	27
厚生文教委員会所管事務調査報告	28
一般質問	29
渡邊定之君	29
本多耕平君	38
松下哲也君	44
鈴木裕美君	48
深見迪君	52
熊谷善行君	68
櫻井一隆君	76
延会の宣告	79

第2号(3月7日)

開議の宣告	83
報告第1号 専決処分した事件の承認について	83
議案第1号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の策定について	85
議案第2号 公の施設に係る指定管理者の指定について	96
議案第3号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の 制定について	99
議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	111
議案第5号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	117
議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与	

	及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	119
議案第 7号	標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	121
議案第 8号	標茶町公民館条例の一部を改正する条例の制定について……………	123
議案第 9号	標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例の制定について……………	125
議案第10号	標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	126
議案第11号	標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	128
議案第12号	平成27年度標茶町一般会計補正予算……………	134
議案第13号	平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算 ……	134
議案第14号	平成27年度標茶町下水道事業特別会計補正予算……………	134
議案第15号	平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算……………	134
議案第16号	平成27年度標茶町病院事業会計補正予算……………	134
議案第17号	平成27年度標茶町上水道事業会計補正予算……………	134
延会の宣告	……………	147

第 3 号（3月 8日）

開議の宣告	……………	151
議案第12号	平成27年度標茶町一般会計補正予算……………	151
議案第13号	平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算 ……	151
議案第14号	平成27年度標茶町下水道事業特別会計補正予算……………	151
議案第15号	平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算……………	151
議案第16号	平成27年度標茶町病院事業会計補正予算……………	151
議案第17号	平成27年度標茶町上水道事業会計補正予算……………	151
議案第18号	平成28年度標茶町一般会計予算……………	162
議案第19号	平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算……………	162
議案第20号	平成28年度標茶町下水道事業特別会計予算……………	162
議案第21号	平成28年度標茶町介護保険事業特別会計予算……………	162
議案第22号	平成28年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算……………	162
議案第23号	平成28年度標茶町病院事業会計予算……………	162
議案第24号	平成28年度標茶町上水道事業会計予算……………	162

延会の宣告	184
-------	-----

第 4 号 (3月10日)

開議の宣告	189
議案第25号 教育委員会委員の任命について	189
議員提案第1号 標茶町議会情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	190
意見書案第1号 高等教育段階における学生等への経済的支援の充実を求める 意見書	191
意見書案第2号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書	192
意見書案第3号 再犯防止対策に関する支援の充実を求める意見書	193
意見書案第4号 子育て支援の充実を求める意見書	194
意見書案第5号 雇用の安定を求める意見書	195
意見書案第6号 介護保険の生活援助サービスの制限中止に関する意見書	195
閉会中継続調査の申し出について (総務経済委員会)	196
閉会中継続調査の申し出について (厚生文教委員会)	196
閉会中継続調査の申し出について (議会運営委員会)	196
日程追加の議決	197
議案第18号 平成28年度標茶町一般会計予算	197
議案第19号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	197
議案第20号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計予算	197
議案第21号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計予算	197
議案第22号 平成28年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	197
議案第23号 平成28年度標茶町病院事業会計予算	197
議案第24号 平成28年度標茶町上水道事業会計予算 (平成28年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)	197
閉議の宣告	198
閉会の宣告	198

平成28年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年 3月 4日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 6 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 7 一般質問

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 <small>（午前11時27分）</small> | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 館田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 森山豊君 |
| 総務課長 | 島田哲男君 |
| 企画財政課長 | 高橋則義君 |
| 企画財政課参事 | 常陸勝敏君 |
| 税務課長 | 武山正浩君 |
| 管理課長 | 中村義人君 |
| 農林課長 | 牛崎康人君 |
| 住民課長 | 松本修君 |
| 保健福祉課長 | 佐藤吉彦君 |
| 建設課長 | 狩野克則君 |
| 水道課長 | 細川充洋君 |
| 育成牧場長 | 類瀬光信君 |

病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
農委事務局長	村山裕次君
教 育 長	吉原平君
教育管理課長	穂刈武人君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（館田賢治君） ただいまから、平成28年標茶町議会第1回定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長（館田賢治君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（館田賢治君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

5番・黒沼君、 6番・松下君、 7番・川村君

を指名いたします。

◎会期決定

○議長（館田賢治君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月10日までの7日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、3月10日までの7日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（館田賢治君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましても、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の点について補足いたします。

地方自治法第180条に基づく専決処分について。

この度、町有車両に係る2件の交通事故に伴う損害賠償について、示談が成立しましたの

で、ご報告申し上げます。

はじめに、平成27年12月17日社会福祉協議会へ業務委託しております給食宅配サービスにおいて、ボランティア2名で磯分内方面へ配送中、運転操作を誤り道路側溝に逸脱したものです。運転者、同乗者には怪我等はありませんでしたが、道路構築物の緊急連絡標識看板を損傷させたものです。

構築物の管理者への損害賠償については、12月21日示談が成立しましたので専決処分の報告をさせていただきました。

次に、平成28年2月8日、職員が業務のため釧路市へ向かう途中、国道391号線釧路町内交差点において、後方車両に気を取られ、信号待ちで停車中の車両2台が関与する追突事故を起したものであります。

前方の車両1台について、2月22日損害賠償についての示談が成立しましたので、専決処分の報告をさせていただきましたが、後方の車両については、運転手の方が現在、肩、首に痛みがあるということで通院治療を受けており、今後、相手の方への損害賠償について、誠意をもって対処してまいりたいと考えております。

なお、運転していた職員には、幸い怪我等はありませんでした。

日頃から、職員に対し安全運転について、指示しているところでありますが、今回の事故発生にあたり、関係課で緊急の課内会議を開き安全運転について厳しく再確認をするとともに、職員総体へ注意喚起を行ったところであります。

また、委託先であります社会福祉協議会に対しても安全運転の徹底を図るよう伝えたところであります。

今後、このような事故が繰り返すことがないように、より一層安全運転の徹底を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成28年第1回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物を持ちまして詳細に報告いたしておりますが、以下8点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、2月22日開催の定例教育委員会において、教育委員長の任期満了に伴う選挙の結果、委員長に三本雅一さんが再任されました。

任期は平成28年2月28日から平成28年9月30日までであります。

2点目は、昨年12月に実施いたしました「標茶町学力サポートプラン」についてご報告いたします。

標茶町では、子どもたちが生き生きと学習に取り組み、「わかった」「できた」という喜びを感じることができるよう平成24年度より12月に「標茶町学力サポートプラン」として町独

自に学力調査と生活学習意識調査を含めた総合質問紙 i - c h e c k（アイチェック）を実施いたしておりますが、その結果について申し上げます。

まず、学力調査ですが、小学校1年生から中学校2年生を対象とし、小学校1年生と2年生は国語、算数の2教科、小学校3年生から6年生は、社会と理科を加えて4教科、中学生は英語を加えて5教科で実施しました。

結果の概要としましては、小学校1年生から中学校2年生のすべての学年、すべての教科において、全国平均とほぼ同様か、それを上回る結果でありました。また、同一集団についての昨年との比較でも、ほとんどの学年で向上が見られました。

また、学力調査と同じく実施した i - c h e c k（アイチェック）では、生活・学習習慣について良好な状況にあることが確認されております。

今回の結果は、先に行われた全国学力・学習状況調査の結果を裏付け、さらにどの学年のどの教科に課題があるのかも明らかになり、今後の指導に生きる重要な資料となりました。

各学校においては、自校の課題について分析し、調査結果で明らかになった課題の改善に向けて取り組むとともに、一人一人の弱点を伸ばす指導の手立てに役立てております。

また、教育委員会では、得られた結果をもとに、町の学力向上プランを作成し、町全体で取り組む重点を明らかにするなど、各学校における取組の支援に努めてまいります。

なお、本町は、児童生徒の人数が極めて少ない学校が多く、平均値などの数値がそのまま個人の成績に繋がることが多い現状から、全国学力・学習状況調査と同様、数値的な公表はしないこととしていますのでご理解を賜ります。

3点目は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果についてであります。

本調査は、文部科学省が小学校5年生、中学校2年生を対象として実施している調査で、実技に関する調査と質問紙により昨年4月から7月にかけて調査されたものであります。学力調査同様、本調査で測定できるのは体力の一部であり、学校における教育活動の一側面ではあります。平成27年度の結果の概略についてご説明いたします。

実技に関する調査は、8種目からなっておりますが、各種目の得点を合計した体力合格点につきましては、小中男子女子ともに、全国平均を上回るという良好な結果でした。

種目別に見ますと、多くの種目で改善が見られましたが、小学校では、長座体前屈、50メートル走、立ち幅跳びで、中学校においては、長座体前屈と、女子の立ち幅跳びで課題が見られました。

各小中学校におきましては、課題の改善に向けて体力向上計画を作成し、課題解決に向けた取り組みを図っているところです。

また、体力の向上は日常的な体力づくりの取り組みや生活習慣の改善等、家庭の意識向上も重要であり、保護者に向けた啓蒙等、各学校の取り組みを支援してまいります。

4点目は、町条例に基づく平成27年度の児童・生徒表彰についてであります。

本年度の表彰者数は、前期11月表彰者9名、後期2月表彰者69名で、前期・後期合わせて

78名の児童生徒を表彰いたしました。

賞の内訳につきましては、努力賞28名、奉仕賞10名、親切賞12名、体育賞18名、学芸賞10名となりました。

5点目は、文化財保護に係る表彰についてであります。

標茶町縄文会が昨年10月27日北海道庁赤レンガ庁舎において、第51回北海道文化財保護功労者表彰を受賞されました。この表彰は北海道文化財保護協会が道内の文化財保護及び保護思想の普及に関し、多年にわたり実践功労のあった者又は団体を表彰するものです。

標茶縄文会は平成18年に町民有志で設立し、縄文に関する講演会や町内のイベントに参加して勾玉づくり体験、さらには5年間で町内10ヶ所に遺跡の解説看板を設置し、周知に努めているほか、竪穴式住居の復元に力を入れているなどの取り組みが評価され、受賞されたものであります。受賞された標茶縄文会の今後のさらなる活動に期待するものです。

6点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。

1月9日、開発センターにおいて、成人式前夜祭が恩師や新成人合わせて37名が参加し、趣向を凝らしたゲームや小学校から高校までの学校生活などを話題に交流が行われ、微笑ましい前夜祭となりました。また、この企画は新成人がみずから実行委員会を立ち上げ、企画会議を重ねて開催されたものです。

翌日、10日には、コンベンションホールういずにおいて、新成人50名が出席され、成人式が晴れやかに挙行されております。

1月24日、しべちゃアドベンチャースクールの閉講式が行われ、年間5講座延べ11日間の体験学習を無事終了した小学生26名と高校生スタッフ13名に、修了証を贈りました。

参加された児童生徒の今後の活躍を期待するものであります。

1月31日には、野外アリーナJOYにおいて、第21回アイスストッカー大会が開催され、アイスストッカー発祥の広尾町からの参加も含めて、中学生2、高校生4、一般14チームの計20チーム、約100名が出場し熱戦が繰り広げられました。

結果につきましては、優勝が「塘路アイスマン」、準優勝が「チーム茶安別」、3位は「標茶高校陸上部B」と「塘路いけいけどんどん」となりました。

2月7日、開発センターにおいて、第31回町民憲章推進書道展の表彰式が行われ、567点の出展の中から、特別賞4名、特選24名、入選42名、奨励賞16名の、合わせて86名の方々に賞状を贈りました。

2月13日には、多目的運動広場スケートリンクにおいて、第36回町民スケート大会が開催され、149名が出場し、5つの大会新記録が出ております。

7点目は、児童・生徒等が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

1月8日から10日に、苫小牧市で開催された「第46回北海道中学校スケート大会」に、標茶中学校4名、虹別中学校3名、中茶安別中学校1名、塘路中学校2名の計10名の生徒が出

場し、そのうち虹別中学校3年の笛木 悟君と、同校2年の笛木麻和さん、塘路中学校3年の宍戸大夢君が全国大会の出場権を得ました。

1月30日から2月2日に、長野市で開催された「第36回全国中学校スケート大会」に、笛木 悟君が種目3000メートルと5000メートルの部、笛木麻和さんが1500メートルと3000メートルの部、宍戸大夢君が500メートルと1000メートルの部に出場しました。

結果につきましては、笛木 悟君が2種目とも決勝に進出し、3000メートルで23位、5000メートルで14位、宍戸大夢君が500メートルで決勝に進出し、19位と健闘しました。

1月31日、釧路市で開催された「第38回全道少年柔道優勝大会釧根地区予選大会」に、標茶柔道スポーツ少年団の7名が小学生の部に出場し、準優勝となり、3月6日に千歳市で開催される全道大会の出場権を得ました。

2月6日、芽室町で開催された「第45回東北海道バトミントン選手権大会」に、標茶中学校バトミントン部2年の小杉山遥月さんと、見田鈴夏さんが、ダブルスで出場しましたが、初戦で敗退いたしました。

2月6日から7日に、釧路市で開催された「第55回東北海道スピードスケート大会」に、標茶スケート協会が出場し、市町村対抗で準優勝となりました。

今後の児童・生徒のさらなる活躍を期待するものであります。

8点目は、茶安別地域振興会から入植100年を記念し、新築した中茶安別小中学校講堂の暗幕とステージ幕の購入費として、85万円の寄付をいただきました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町政執行方針

○議長（館田賢治君） 日程第4。施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 平成28年第1回定例議会の開催にあたり、町政執行の基本的な方針並びに施策の概要について申し述べ、議員各位を始め、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

東日本大震災から5年が経過しようとしていますが、いまなお17万人を越える方々が住み慣れた家やふるさとを離れ、5度目の冬も不安の中に困難な生活を強いられています。

原発事故による汚染水や汚染物質は溜まっていくだけで、未だに処理の目途は立たず、廃炉に向けた工程も遅々とし、収束に向けた展望は見えてきません。

そのような中で大手電力会社は、「安定経営のためには、原発は欠かせない」と、世界で一番厳しい原子力規制委員会の審査を通ったとして原発の再稼働を始めました。しかしながら、最大の課題のはずであった発電に伴って生じる「ごみ」、いわゆる「高レベル放射性廃棄物」の最終処分については、国主導による候補地の選定を始めるとして閣議決定されましたが、各地で「押しつけ」を警戒する声や受け入れ拒否宣言が相次いでいます。

問われているのは、この国に暮らす誰もが、被災者に寄り添い、思いやる気持ちを忘れることなく、出来得る支援を続けていくことであり、一日も早い被災からの復興、そして平穏な日々が取り戻されることを願っています。

一昨年から国は、「人口減少」、「地方消滅」を繰り返し述べる一方で、「地方創生」の旗を高く掲げ、「がんばる地方を応援する」、「地方のやる気が問われている」、「負け組があるという前提では考えていない」と地方間競争を煽り立てて来ましたが、昨年「安保関連法案」の成立を受けて、無投票で再選された安倍首相は、唐突に「一億総活躍社会」という新たな旗を振り始め、「成長と所得再配分の両立」を目指し、「能力を発揮でき、生きがいを感じられる『全員参加型』の社会の実現に向け、その希望を阻むあらゆる制約を取り除くことが、今最も求められている」と、「強い経済」、「GDP600兆円」による「成長の果実」を暮らしに分配すると力強く宣言されました。

施策の基本にあるのは、女性や高齢者はもとより、低所得者や障がい者なども含め、多様な人々を社会に包摂していこうというものであり、国民一人ひとりが自分の希望や能力に応じて活躍できるという考え方であり、多様性と機会の平等を重視することは、社会のダイナミズムを維持するうえで極めて重要であると思います。

さらに「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」といった高い目標が掲げられており、政策の方向は正しいと誰もが喝采を送っていますが、課題は、実現するための筋道、安定財源の確保であることは言を俟たないと思います。

いくら声高に「アベノミクスは、成功している」、「やれることは、なんでもやる」と繰り返し、力づくの超金融緩和政策でもたらされた株高や円安をテコに、企業の賃上げを実施し、デフレ脱却を図ると強弁されても、グローバルに展開される世界市場の中では、我が国の経

済成長はゼロに近いわずかな伸びにとどまっており、国民は、将来への不安を払拭できず、消費にしり込みしているのが現実であり、国民負担を先送りにしたとしても、いずれこの国の誰かが支払わなければならないことであり、「将来世代への視点を著しく欠いているのでは」との指摘もあります。

国の2016年度一般会計予算案は、過去最大の96兆7,000億円、歳出では、社会保障費が前年より4,400億円増の31兆9,000億円、公共事業費は、ほぼ同額の5兆9,000億円、地方交付税は、1.6%減の15兆2,000億円、国債費は、想定金利を0.2%下げ1.6%としましたが、若干増え23兆6,000億円と過去最大を更新、歳入では、税収は景気回復に伴い名目3.1%の高水準を見込み、3兆円増の57兆6,000億円、新規国債発行額は、6.6%減の34兆4,000億円と7年ぶりの低水準に抑え、借金に頼る割合は、2.7%改善されましたが、なお35.6%を将来世代へのつけ回しに頼る状況にあります。

政府は、2015年度の基礎的財政収支（P B）の赤字を15兆4,000億円と見込み、2020年度までに黒字化する目標を掲げていますが、政府が目指す「実質2%、名目3%」の高成長を続けても2020年度に6兆2,000億円の赤字が残る見通しであり、2017年度の消費税率改定時に導入が予定されている酒類と外食を除く食品などへの軽減税率の適用により見込まれる税収減のうち、約6,000億円については、代替りの財源が確保できていません。

国の借金総額は、日銀が、国債を大量購入し歴史的な低金利による国債の利払い費が抑えられているにもかかわらず増え続け、2016年度末の借金残高は、21兆円膨らみ1,062兆円と見込まれています。

一方、当初と補正を合わせた歳出総額は、4年連続で100兆円規模となり、また、特例公債法の5年間延長も決定され、財政規律の緩みに対する懸念も聞こえています。

確かに国に依存するだけでは何も変わりません。地方みずから自分たちの町に責任を持つという気概をもって、考え、決断し、行動し、それによって変わらなければ何も進みませんし、景色は変わってこないと思います。

社会は、個人や企業の自由な活動によって成り立っており、市場メカニズムの働かない領域の矛盾や問題の解決のために公共政策があります。

市場原理を超えて地方で何が可能なのか、施策を継続して実施していくための財源確保をどう算段できるのか、次々と振られる旗に惑わされることなく、冷静な、現実的な判断が求められています。

未来は若者のものです。未来に残して良いのは、始末できない大量のごみや多額の借金ではなく、多様な命が溢れ、豊かな自然に恵まれた、誰もがいつでも帰ってくることのできる「ふるさと」だと思います。

この「ふるさと」をしっかりと守り、少しでも魅力的なものにして、次の世代に手渡すことがこの時代を生きる私どもの使命であり、責務だと思います。

現実を直視すれば、本町の取り得る施策は、限定的にならざるを得ませんが、激動を続け

る時代をしっかりと見据え、これまで本町が育んできた「共に知恵を出し合い、汗を流し、支えあう」協働のまちづくりの理念を基本に、「より安全な、より便利な、より快適な暮らし」の実現を目指して、全力で取り組んでまいります。

本町の平成26年度ベースの財政状況につきましては、実質公債費比率は10.7%全道降順で72位、将来負担比率は42.3%全道降順80位であり、経常収支比率は86.5%と、厳しい財政環境にあります。

歳入の財源を国へ依存する中では、財政赤字が続き、普通国債残高が増加する国の財政状況を考えますと、今後は更に厳しい状況が予想されます。

安倍首相は、施政方針演説の中で、「3年間のアベノミクスは、大きな果実を生み出した」と述べています。企業収益の増による税収の増加、中小企業倒産の減少や雇用の増加などがその理由です。

国の平成28年度予算案におきましても、安倍首相が掲げる「一億総活躍社会」の実現などで成長力を底上げしていく方針が出されているようですが、人口減少が続く本町のような地方におきましては、未だに景気回復を実感できないのが現状であり、急激な地域経済の好転は、難しいものと思われまます。

そのような状況下では、自主財源の主軸である町税の大幅な増加は見込めませんが、納税者皆様のご理解をいただき安定的な税収の確保に努めてまいります。

また、税外諸収入金につきましても、負担の公平性を保つべく滞納整理に努め、その収納対策に力を注いでまいります。厳しい状況ではありますが、様々な行政課題に対しきめ細かに取り組み、持続可能な町政を目指してまいります。

平成28年度において取り組む主要な施策としまして、1点目は、農業振興対策として、農業研修センターを拠点とした担い手の育成に取り組まます。

2点目は、子育て支援として、医療費の無料化を高校生まで拡大するとともに、子育て応援給付金を継続して支給します。

3点目は、教育対策として、虹別小学校、沼幌小学校及び標茶中学校の屋体非構造部材耐震改修工事を進めます。

4点目は、生活環境対策として、ゴミ焼却施設の改築工事を継続するとともに、最終処分場の第2期工事に着手します。

5点目は、安全安心対策として、公共施設の老朽化対策に取り組むとともに、避難所施設への非常用発電機の設置を行います。

以下、施策の概要について申し述べたいと存じます。

1. みどり豊かなまちづくり

本町は、自然との共生を図る努力をしながら暮らしと営みを刻んできた町であることから、引き続き環境と調和するまちづくりに取り組んでまいります。

水資源として貴重な財産である「釧路川」、「別寒辺牛・ホマカイ川」、「西別川」の上中流

域に位置する本町の任務を踏まえ、流域の各自治体、団体及び住民との連携を引き続き進めてまいります。

生活と生産から排出される廃棄物につきましては、ゼロ・エミッション思想を基に、地域のご理解とご協力をいただきながら、再資源化、減量化の取組を進めてまいります。また、ゴミ焼却施設の改築工事を継続するとともに、最終処分場の第2期工事に着手してまいります。

不法投棄対策につきましては、地域団体や企業とともに「自然の番人宣言」の思想の普及と啓発を図るとともに、セカンドステージとして、取り組みの輪を広げ、違法行為に対しましては、厳しい姿勢で対処してまいります。

地球温暖化防止に対する取り組みにつきましては、引き続き太陽光エネルギーを利用する住宅用発電システムを設置された町民への報償制度により、地球温暖化防止に対する関心を高めるとともに、二酸化炭素の排出削減に努めてまいります。

また、再生可能エネルギー買取量の増加に伴い、年々電気料金へ上乗せされる賦課金が上昇し、電気料金上昇の一因とされていますが、引き続きほっとらいふ制度により、賦課金相当の助成を行ってまいります。

2. 健やかに暮らせるまちづくり

高齢化が急速に進行する中、「一人の不幸も見逃さない」との基本理念を踏まえた各種の福祉施策を展開するとともに、高齢になっても住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていけるよう、町内会・地域会、民生児童委員協議会や社会福祉協議会を始めとする関係団体と連携し、地域力の向上に努めてまいります。

保険医療につきましては、国民健康保険事業の適切な運営を図るとともに、各種医療給付事業の適切な運営に努めてまいります。

また、健康づくり思想を普及・啓発するため、関係機関や関係団体と連携して、健康まつりなどの事業展開を図るとともに、受診者の利便性を考慮し、特定健診や各種がん検診を同時に受診できる総合住民健診を引き続き実施してまいります。

保育所及び幼稚園における幼児のフッ化物洗口を継続実施し、脳ドック検診の一部助成や、高額な治療費負担となる特定不妊治療に対する経済的支援についても引き続き実施してまいります。

町立病院の運営につきましては、現状の医療体制を維持し、町民の命と健康を守り、安心して生活できるよう努めてまいります。

介護保険事業につきましては、「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の着実な実施に努めるとともに、新しい総合事業による介護予防の推進につきまして、地域全体で包括的に支え合う仕組みや体制づくりに着手してまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、障がいのある方や障がいのある子供が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、

相談支援体制の充実や、住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境づくりに取り組むなど、「第4期障がい者福祉計画」の着実な実施に努めてまいります。

3. 安心して暮らせるまちづくり

道路は、あらゆる分野を支える社会資本の基盤として、安心して暮らせるまちづくりに重要な役割を果たしております。

国道では、391号線「五十石橋」の架け替え工事が順調に進行しており、今後も重要幹線としての国道・道道の整備につきましては、継続して地域要望を中心に関係機関へ要請してまいります。

町道につきましては、継続中の改良舗装の早期完成を目指し、事業の推進を図ってまいります。また、全町的な課題となっています舗装道路の老朽化対策につきましては、地域からの要望に基づく補修を継続し、通行の安全性の向上を図ってまいります。

橋梁などの道路施設につきましても、定期的な点検と長寿命化計画に基づく計画的な補修により安全性の確保に努めてまいります。

河川管理につきましては、災害に備えて効果的な改修や障害物の除去などに努めてまいります。

交通安全施設の整備や災害時の対応、除雪体制につきましては、パトロールによる情報収集を基本にしながら、民間事業者との任務分担を図り、町民皆様の協力のもと、より安全安心な道路環境を確保できるよう努めてまいります。

公共交通機関としての町有バスにつきましては、沿線の地域会と連携を図りながら、地域住民の足として適切に運行してまいります。

JR釧網本線につきましては、引き続き「湿原ノロッコ号」や「SL冬の湿原号」を、観光資源として活用を図るほか、「釧網本線利活用推進協議会」の活動などによる路線の維持に努めるとともに、通勤、通学生の利便性向上を求めてまいります。

都市計画につきましては、都市計画審議会において議論をいただきながら、「都市計画マスタープラン」を基本に、町民が快適で安全に生活を送ることができる都市づくりに努めてまいります。

都市公園につきましては、交付金事業による遊具の更新など、長寿命化計画に沿って、より安全安心な施設整備を推進してまいります。

上水道事業につきましては、道路改良工事と合わせた配水管の新設及び更新等の管網整備を行うとともに、引き続き有収率向上のための漏水調査を実施してまいります。

下水道事業につきましては、磯分内処理場の能力検証を行うとともに、「標茶処理場第2期長寿命化計画」の策定及び耐震診断を行なってまいります。

また、整備区域の水洗化の促進と併せ、集合処理区域外における合併処理浄化槽の整備につきましては、平成26年度からの事業を継続し生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図ってまいります。

町営住宅の整備につきましては、継続中の磯分内団地の建替事業が最終となることと併せ、児童遊園の整備を行い、より良好な住宅環境整備を進めてまいります。そのほかの町営住宅整備につきましても、需要動向に即した適正な住宅供給を図ってまいります。

建築行政につきましては、住宅に関する情報提供に努めるとともに、耐震化を始めとする、住宅や建築に関する相談への的確な対応に努めてまいります。

移住の促進につきましては、完全移住者も出てきており、本町の存在を広く知っていただくためのさらなる情報発信と、地域環境などへの問い合わせに対するきめ細かな対応に努めるとともに、「お試し暮らし住宅」が積極的に活用される環境を整えてまいります。

安全で安心なまちづくりには、防災・消防機能の整備とともに、地域住民みずから防災意識を高めることが重要であります。

災害時における防災や減災につきましては、初期対応を担う地域会・町内会活動が不可欠であり、自主防災組織の設立に向けた支援を行うことと併せ、防災訓練を継続して実施することにより防災対策と意識高揚を図ってまいります。

また、消防機能の強化につきましては、消防団員の活動を強化するため、引き続き装備品の充実を図り、団員の安全確保と意識向上を目指してまいります。

なお、災害時の停電対策として進めている拠点避難所への非常用発電機につきましては、平成28年度はふれあい交流センターに設置することとしており、併せて災害備蓄品につきましても拡充を図ってまいります。

現在、学校を始め41箇所の各公共施設に設置しております自動体外式除細動器（AED）につきましては、耐用年数を迎えるため、機器の更新を行い救急初期対応の強化を図ってまいります。

交通事故のない安全なまちづくりのために関係機関、学校、保育所等との連携を図り、交通安全の思想普及、啓発活動を推進するとともに、交通安全設備等の整備に努めてまいります。

野生大麻の撲滅に向けましては、引き続き地域会や関係団体と連携し取り組んでまいります。

しべちゃ斎場につきましては、平成26年4月から指定管理者制度を導入しており、引き続き指定管理者による管理運営を行ってまいります。

標茶霊園につきましては、経年劣化が見られる園路の補修に努めてまいります。

ドクターヘリの運行につきましては、道東地域全体の広域救急医療体制が確立され、大きな成果を挙げています。今後とも運行調整委員会の一員として事業の円滑な推進に努め、町民皆様の安心感の確保を図ってまいります。

消費者対策につきましては、消費者に対する勧誘などの手口が巧妙化し、個人では対応しきれない状況が増大していますので、標茶消費者協会と連携した啓発活動と、広報紙によるリスク回避のための情報提供に努めるとともに、被害を未然に防止するため、「消費者被害防

止等生活安全ネットワーク」を活用したきめ細やかな情報提供に努めてまいります。

4. 活気あふれるまちづくり

基幹産業の酪農につきましては、平成27年の生乳生産量は、15万786トン、対前年比100.9%と7年ぶりに増加に転じました。

これは、一週間早刈り運動など適期刈取りに取り組んだことや、TACSしべちゃの操業開始のほか、個々の経営の規模拡大によるものと推察するところですが、搾乳戸数の減少には、依然として歯止めがかからず、一戸当り管理農地面積の増加にもつながり、以前から指摘されている土づくり・草づくりのボトルネックになることが危惧されております。

しかし、幸いにして乳価、補給金は、過去に比べると水準が回復し、生産者個々の経営内容も概して改善若しくは向上していると伺っており、今こそ将来に向けた経営基盤づくりに取り組むべきときと認識するところであります。

このような中、平成28年度におきましては、標茶酪農再興事業を継続実施し、草地更新の促進、バイオガスプラント及び畜舎排水処理施設設置に対する支援を行うとともに、しべちゃ農楽校を拠点とした担い手育成に取り組み、既存の経営の底支えをしながら新たな経営も増えるよう施策展開を図ってまいります。

最重要の懸案である食肉加工センターの設置につきましては、依然、多くの課題がありますが、関係機関、団体等と緊密な連携を図りながら引き続き最大限の努力を重ねてまいります。

標茶町育成牧場は、時代の要請である哺育事業の強化を最重要課題として取り組み、さらには、放牧期間中の災害や年間を通じての異常気象に対応し得る体制を整備してまいります。預託牛管理の基軸としている粗飼料につきましては、二次加工によってサイレージの栄養価を高める研究を進めてまいります。

また、TPP交渉につきましては、参加国による調印が行われ、今後は、各国における批准手続きに移りますが、以前から申し上げているとおり、その目的は、原則関税撤廃を目指すものであり、特に酪農畜産を基幹産業とする本町にとっては、重大な影響が懸念されておりますので、関係機関と連携しながら対応してまいります。

林業につきましては、国においては森林・林業再生プランの実践により、持続的な森林経営の確立、国産材の安定供給体制の構築を図り、森林の多面的機能の発揮や山村地域の活性化、低炭素社会構築へ寄与しようとしており、民有林整備を引き続き支援するほか、町有林におきましても、林業専用道による路網整備を継続するとともに、既設林道等の維持補修を行ってまいります。

また、農林業に甚大な食害をもたらしているエゾシカ対策につきましては、引き続き猟友会のご協力をいただきながら、鳥獣被害対策実施隊による有害駆除頭数の増加を図るとともに、農林業者の自衛策として、わなの活用を積極的に推進してまいります。

漁業の振興につきましては、漁獲の主力でありますワカサギの個体確保に向けた増殖事業

への支援を引き続き進めるとともに、漁場となる湖沼の環境保全に向けた取組を地域の皆様とともに推進してまいります。

商工業の振興につきましては、商店街の活性化を図るため商工会と連携し、交流人口の拡大を目指すとともに、買物弱者支援としての側面を持つ出前商店街の取組を推進するほか、起業される方に対しましては、G o G o チャレンジショップ事業により引き続き支援をしてまいります。

経営資金の需要に対しましては、金融会議などの議論を踏まえ、必要とされる支援の効果的な運用を図ってまいります。

さらには、町広報紙への低廉な有料広告掲載等により、事業活動の支援を引き続き行ってまいります。

観光の推進につきましては、「観光振興計画」に沿って、観光協会を始めとする関係団体や圏域関係機関と連携をさらに強化し、本町の持つ自然環境や産業遺産、観光施設などを生かした事業を展開するとともに、特に平成28年度につきましては、阿寒IC開通による誘客活動を推進するための近隣町村との連携事業のほか、北海道くしろ地域・東京特別区交流推進事業につきましても、積極的に取り組んでまいります。

雇用環境につきましては、依然厳しい状況下ではありますが、単独公共事業の早期発注や冬期雇用対策事業の展開による経済的安定化を図るとともに、企業誘致の推進及び起業や事業拡大に対する支援を通じ、地元で働きたいと思う方の雇用の場の確保と情報の提供を商工会等と連携し推進してまいります。

5. 笑顔あふれるまちづくり

子育て支援につきましては、「標茶町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域社会全体として、家庭・学校・保育所・関係団体と密に連携を図り取り組みを進めてまいります。

また、子育て応援給付金の支給、子育て応援チケット「みるくっく券」の贈呈や高校生までの医療費無料化の拡大などにより、子育て世代の経済的負担の軽減を図ってまいります。

なお、平成28年度につきましては、子育て支援の一環として、おむつ等の無料回収を行うことと合わせ、在宅高齢者につきましても同様な対応を行ってまいります。

児童福祉の中核であります保育所につきましては、引き続き適正、かつ効率的な運営を進めるとともに、さくら保育園と幼稚園の合築によるメリットを生かした保育を進めてまいります。

また、乳幼児を持つ保護者同士の交流の場でもある子育てサロン、発達に課題を持つ児童の療育や身近な子育て相談など、子育て支援センターや子ども発達支援センターを中心として、安心感が持てる育児支援を展開するとともに、標茶児童館とも連携して、子育て支援事業などの充実を図ってまいります。

学校の耐震対策につきましては、虹別小学校、沼幌小学校及び標茶中学校の屋体非構造部材耐震改修工事を進めてまいります。

標茶高等学校におきましては、地域活動への参加を通じ、多岐に渡って本町の活性化に寄与しており、また様々な活動が各方面から高い評価を得ていることなどから、本町にとってなくてはならない貴重な財産であるため引き続き教育振興会を通じて支援を行ってまいります。

合宿の誘致につきましては、本町を全国に知っていただける手段として有効であり、また地域経済に対する好影響と児童生徒の技術向上につながっていることから、全国規模の大会における誘致活動を推進するため誘致委員や関係団体と連携してまいります。

6. ともに進めるまちづくり

「まちづくり」は、町民の皆様が生活する地域の活性化が重要であり、それは行政主導ではなく主権者たる町民と町民から選ばれた議会がそれぞれの役割を意識し、お互いに支え合い、行動していくことだと考えております。

本町に、脈々と受け継がれてきた「協働のまちづくり」の理念は、我が町の誇りでもあり、その礎となります町内会・地域会の活動は、本町の「まちづくり」の根幹でもあります。この理念が、世代を超えて受け継がれ、「まちづくり」に寄与されるよう、活動の主体性を尊重し、必要とされる協力と支援を行ってまいります。

また、行政と町民の皆様との間には情報の共有化は不可欠であり、今後におきましても、広報広聴活動の充実に努めるとともに、各種団体、特に女性団体の主体的な活動を促進し、合わせて審議会や各種委員会などへの積極的な女性の参画を進めてまいります。

行政の自主性を発揮するためには、財政の健全化及び自主財源の確保は最優先の課題であります。そのためには、納税者である町民皆様の納付しやすい環境を目指し、口座振替やコンビニ収納の利用を推進するとともに、収納対策の強化を図ってまいります。

平成28年度におきましても、限られた財源で多様な住民ニーズに応える行政サービスを展開していくために、「第4期行政改革実施計画」に基づく取り組みを核とし、行政の効率化及び課題推進を図るための適切な組織体制を構築するとともに、引き続き「標茶町公共施設等総合管理計画」の策定を進め、健全な財政運営を図りながら行政改革の基本理念である「自律と協働のまちづくり」を目指して町民皆様とともに考え、行動する「まちづくり」に取り組んでまいります。

以上、平成28年度の町政執行に臨む方針の一端を述べさせていただきました。

自然災害が頻発しています。地球温暖化が誘引する異常気象や台風、地震、火山噴火が相次いでいます。

本町は、他の地域と比べて自然災害も少なく、安全に暮らすことができ、先達に感謝していますが、昨今の異常気象は経験したことのない災害の連続で、いつ何時本町で起こるか誰も予測できません。

人間は、自然をコントロールできませんし、「自分の身の安全は、自分で守る」が原則ですが、そうできない方々の安全確保が最優先であり、隣、近所、地域の助け合う心を大事に、

先人に習い、日頃から声かけや見守りを続け、避難訓練を重ね、備えることが大切だと思います。

これまでも、社会の在り様として「きちんと税金を払った人が、安心して老後を迎え、長寿を喜ぶことのできる社会」が大事ではないかと申し上げてきました。

高齢化は、私たちが目指してきた成果であり、問題は、どのようにして心身ともに健康な高齢者を増やし、支えられる側を増やさずに、支える側を増やしていけるかだと思います。そのためには、本町が地域を中心としてこれまで取り組んできた「わ」のまちづくりを基本に、日常的な「健康づくり」や「生きがいづくり」をさらに充実させていくことが、唯一の解決策ではないかと思っています。

いたずらに、人口減少にひるみ、地方間でサービスを競い合い、住民の誘致合戦をしても、解決できるとは思いません。大切なのは、人口を増やすことではなく、人財(材)を増やすことだとも言われています。

この町に住んで何かをしたいと思う人に、この町の魅力、可能性をどう伝えていくのが重要であると思っています。

そして誰もが、健康で安心して暮らすことができ、「住んでよかった、これからも住み続けたい」と思えるよう、元気な声と笑顔あふれる町を目指して、町民が主役、主体のまちづくりに全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会、各団体のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

◎教育行政方針

○議長（館田賢治君） 続いて、教育長から教育行政方針を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 標茶町議会第1回定例会にあたりまして、平成28年度教育行政方針をご説明させていただき、町議会並びに町民各位の深いご理解とご協力をお願いする次第であります。

一昨年に引き続き、日本人科学者2名がノーベル賞を受賞しました。物質の起源や宇宙の成り立ちに迫る研究の扉を開いた梶田博士の探求心。約2億人もの人々を病魔から救った抗生物質を創り出した大村博士の業績は、われわれに大きな感動を与えてくれました。「人のためになること」を信条として研究に邁進した大村博士は、人材育成にも使命感をもって取り組んでおられるということでもあります。科学立国である我が国にとって、人材こそが未来を拓く鍵であり、そのための教育の役割は極めて大きいものであると改めて感じているところであります。

国においては、2020年の東京オリンピック、パラリンピックをターゲットイヤーとして、次期学習指導要領の検討が前倒しで進められ、「開かれた学校」から「地域とともにある学

校」への転換を軸に、学校、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮し、子どもたちが夢と希望を持ち、心豊かに逞しく「生きる力」を育んでいくことが求められております。

その根本に流れる考え方は、学校、家庭、地域が連携しながら、まちぐるみで学ぶ心を育て、人を育て、みずからも育ち、生きがいや活力あふれる町民を育てていくことであります。

本町におきましても、社会の変化と教育改革の動向を踏まえ、町民一人ひとりの個性や能力、主体性や意欲を尊重するとともに、教育をめぐるさまざまな今日的課題に対応し、諸施策を展開してまいります。

そのために、学校・家庭・地域の連携を深めながら、町民が心豊かに学ぶことができる教育諸条件や教育環境の整備を推進してまいります。

1. 学校教育の充実

学習指導要領においては、「生きる力」の理念のもと、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成することが強く求められております。

「生きる力」を育成するためには、校長の経営ビジョンを教職員が共有し、一丸となって学習指導要領の理念や内容を学校の教育計画に具体化するとともに、日々改善を進める学校経営が重要になってまいります。

以下、教職員一人ひとりが教育公務員としての自信と誇りを持ち、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを推進する学校教育の施策について大きく7点にわたって申し上げます。

《信頼に応える魅力ある学校づくりの推進》

学校が、保護者や地域の信頼に応え、子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校、家庭、地域が目指す目標や成果と課題を共有し、ともに「生きる力」を育む教育を推進することが肝要であります。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 生きる力を育む教育課程の編成・実施・改善

学習指導要領においては、知・徳・体の調和のとれた教育課程を編成することが求められています。知識・技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力の育成、言語活動の充実、学習習慣の確立など、学習指導要領の理念や趣旨を生かした教育課程の編成・実施・改善に取り組んでまいります。

小学校外国語活動において、ALTを効果的に活用しながら、コミュニケーション能力の素地を養うことと、中学校における、武道・和楽器の学習に対し、引き続き支援し内容の充実を図るとともに、道徳の教科化、小学校における外国語活動の拡充など、新たな教育の動向を注視し、準備に努めてまいります。

(2) 学校評価を活用した学校運営の改善

学校運営は、現状に満足することなく、日々改善を進めることにこそ教育本来の営みがあり、その取組の過程と成果が、信頼される学校づくりにつながるものであります。そのため

に、自校の課題を的確に把握するとともに、校長の経営方針・経営重点の共有化、共同化を図り、組織的・継続的な学校運営改善サイクルを確立し学校運営の改善に努めます。

また、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めるため、家庭や地域と長期・短期における目標や具体的な方策の共有を図り、共に課題を踏まえた着実な改善に取り組んでまいります。

そのコミュニケーションツールとして、全ての学校において、学校の自己評価を実施・公表・対話するとともに、学校関係者評価を実施してまいります。

なお、学校評議員制度の導入校においては、その趣旨を学校改善に生かしてまいります。

(3) 教員の資質の向上

子どもたちの「生きる力」の育成を目標に教育活動を行う学校にあつては、教員の資質の向上が重要になることはいふまでもありません。教職に対する熱い情熱と、高い使命感、実践的指導力を身につけ、質の高い教育を保証することが求められております。

そのために、教師は授業で育つことを基本とし、計画的・組織的に校内研修に取り組み、その成果を公開・交流し、指導力の向上に努めてまいります。

また、教員が積極的に自己研鑽を図り、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、指導室の学校訪問や情報提供を充実させるとともに、各種研修会・講座の開催や、参加への呼びかけ等支援してまいります。

平成28年度も研究指定校を3校とし、指導力向上を目指す学校、及び研究成果を広く公開する学校を支援してまいります。

《確かな学力の育成》

確かな学力の育成には、学習意欲を基盤とした、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力及び主体的に学習に取り組む態度を育むことが求められております。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成

これらの指導にあたっては、基礎・基本とともに、身に付けさせたい資質・能力を明らかにした指導計画の作成により、体験的な学習や問題解決的な学習に取り組み、児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習を振り返ったりする活動、自分の考えをまとめ、根拠をもって発表する活動などを計画的に取り入れ、「わかった」「できた」という喜びを実感できる授業を支援してまいります。

その一つとして、小中学校のすべての通常学級に配置した実物投影機の有効な活用に向けた支援をしてまいります。

なお、確かな学力の育成においては、その前提として、子どもたちの学力や学習の状況を的確にとらえ、実態に応じた指導の工夫や改善を家庭と連携して行うことが大切であります。そのため本町においては、町標準学力調査や全国学力・学習状況調査等により、「基礎・基

本」や「活用力」の定着の状況、「学習に対する意識」等を詳細に把握し、実効性のある学校改善プランの策定・点検・見直しを支援するとともに、学校における指導の充実に生かしてまいります。

また、子どものつまづきをフォローし、基礎・基本の定着や思考力・判断力・表現力を身に付ける授業を実現するための教育環境の整備に努めてまいります。

さらに、中学校においては、新しい教科書の採択に関わり各学校に教師用指導書を準備し、教材研究や研修等に活用いたします。

(2) 個に応じたきめ細かな指導の充実

各教科等の指導にあたっては、指導時数を十分確保し、児童生徒の実態に応じ、習熟度別・少人数指導やティーム・ティーチングなどの学習形態の工夫、発展及び補充的な学習の工夫などを通して、きめ細かな指導の充実に努めるとともに、各学校の長期休業中の学習サポートに対する環境整備等、学習内容が個に応じて適切に定着できるよう支援してまいります。また、指導と評価の一体化を図る観点から、指導過程や学習の成果を評価し、指導の改善に結びつけるよう、評価方法や評価内容を見直し、一人ひとりに応じた指導の充実に努めてまいります。

(3) 生活習慣の確立

確かな学力の育成には、家庭における食生活や学習習慣など、生活習慣の確立が不可欠であります。そのため、今後も学校、家庭、地域が連携し「早ね、早おき、朝ごはん」の運動を引き続き推進するとともに、生活リズムチェックシート等を活用して、家庭における学習習慣の確立に努めてまいります。

(4) 今日的な教育課題への対応

自己の進路や生き方の選択に生かし、夢や希望を持って将来を設計するために取り組んでまいりましたキャリア教育や食に関する教育についてもその充実に努めてまいります。

また、情報社会において適正な活動を行う基になる考え方や態度を養うため、学校や家庭との連携を図り、インターネットや携帯電話の利用等における情報モラルを身に付ける指導に取り組んでまいります。

《豊かな心の育成》

道徳的な判断力、心情、実践意欲及び態度といった道徳性の育成には、道徳の時間を要として、教育活動全体を通じて行われることが重要であることから、以下の点について取り組んでまいります。

(1) 道徳教育の充実

幼児期においては規範意識等、道徳性の芽生えを培い、小学校においては道徳的諸価値の理解を基に自己の生き方について考える学習を、中学校においては人間としての生き方についての考えを深める学習の充実に努めてまいります。また、特別活動や総合的な学習の時間などを活用し、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動を

一層推進し、道徳性の向上に努めてまいります。

また、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度の道徳の教科化にむけた、道徳教育の校内における推進体制を確立し、「私たちの道徳」を活用した道徳の授業の充実・改善に努めてまいります。

なお、学校と家庭、地域と道徳的諸価値を共有し、連携して道徳的心情や実践意欲を育てる観点から、今年度も、道徳の時間の組織的・計画的な授業公開をはじめ、豊かな心の育成に関わるさまざまな学校での取り組みを公開するよう努めてまいります。

さらに、問題行動等の未然防止に向けた「非行防止教室」の継続的な実施にも努めてまいります。

(2) いじめや不登校への対応

平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」を受け、学校には、各学校において策定された、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、すべての子どもたちが安心して生活し、ともに学び合う環境をつくっていくことが求められております。

いじめや不登校への対応は、未然防止、早期発見、早期対応が解決の最大の近道であることを踏まえ、家庭や地域、関係機関との連携を図りつつ、その対応に努めてまいります。とりわけ、いじめ問題への対応については、これまで取り組んできたいじめ実態調査を、引き続き実施するとともに、リーフレットの活用を通じて、家庭と成果や課題を共有し、学校、家庭、地域が一体となった取組を充実してまいります。

また、子どもたち自らいじめの問題について考え、よりよい人間関係づくりを実現するため、「児童生徒によるいじめ根絶に向けた1学校1運動」の取り組みを推進するとともに、「いじめ根絶子ども会議」を開催し、町内の子どもたちが各学校の取組を交流し合い、その様子を紙面にて紹介し、積極的にアピールすることで、家庭や地域と連携した活動へ発展させていきます。

不登校への対応については、小1プロブレム、中1ギャップなど環境の変化による不適応状況を予防するため、幼保小中連携を図るとともに、学習・生活に関するガイダンスを実施するなど、学校に溶け込むための取り組みの充実に努めてまいります。

(3) 読書活動の充実

読書は、豊かな心の育成や学力の基盤として、今後も重視してまいります。各学校においては、子どもたちが日頃から読書に親しむことができるよう学校図書館の活性化、読み聞かせや朝の短い時間を活用した一斉の読書タイムの設定など、豊かな心と確かな学力を支える読書活動の充実を推進してまいります。また、今後も町立図書館との連携を図り、子どもたちに読書の楽しさを伝え、読書の習慣化につながるよう努めてまいります。

《子どもの健康な体の育成と安全》

体力は、生活をする上での気力の源であり、体力・知力・気力が一体となって、人としての活動が行われていくものであります。

このように、体力は「生きる力」の極めて重要な要素となっていることから、児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣等の状況について、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえ、体育・健康に関する指導の改善を図るとともに、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することに努めてまいります。

健康指導では、学校保健安全法が定める検診の実施はもとより、生命の尊厳や人間教育を基盤とした性教育の推進、薬物乱用防止教室の実施、疾病予防や事故防止等、健康管理に努めてまいります。

先の東日本大震災以降、児童・生徒の健康・安全への指導の重要性が高まっております。安全指導では、学校の危機管理マニュアルの機能充実に努めるとともに、交通安全指導や防災訓練を関係機関と連携の上、計画的に実施し、交通事故や校内事故等の予防指導とともに、小学校を中心とした学校安全マップの整備・充実を進め、通学路、学校施設・設備の日常点検に努めてまいります。また、不審者の校内侵入時や校外での遭遇時に子どもたちが適切な退避行動をとれるように、引き続き指導を徹底してまいります。

防災教育につきましては、危機について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるように、学校の教育活動全体を通してその体制整備に努めてまいります。

児童生徒の登下校や校外時などにおける安全確保につきましては、学校、家庭、地域、ボランティア団体、警察等のご協力をいただいております。今後も、その連携をより広く構築いただけるよう努めてまいります。

学校給食は、子どもたちの食生活や食習慣と密接に関係することから、学校、家庭、地域との連携を図りながら食育推進の一翼を担ってまいります。

また、老朽化した調理機器の更新を行います。今日、学校給食においても食の安全性がより求められております。使用食材の厳選、地場産品活用、衛生管理及び栄養バランスのとれた献立など、安心、安全で美味しい学校給食の充実に努めてまいります。

《特別支援教育》

特別支援教育につきましては、各学校における取り組みの交流や研修を通して教師の専門性の向上を図るとともに、校内支援体制の更なる充実に向け、町の特別支援教育連絡協議会への支援に努めてまいります。また、特別支援学校との連携を図った校内の取組の充実と、校種間の連携を進めるとともに、個別の教育指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用の促進に努めてまいります。さらに、障がいのない子どもとの交流及び共同学習を一層推進し、相互理解と認識を深めるための指導の充実に努めてまいります。

なお、特別支援教育支援員の配置につきましては、よりきめ細かな支援の必要性から標茶小学校に5名、標茶中学校に2名配置することとします。

《幼稚園教育》

近年の子どもの育ちの変化や社会の変化に対応し、家庭との連携を深め、幼児の健やかな成長を図ってまいります。また、小学校教育との円滑な接続を重視し、小学生との交流を一

層推進するとともに、幼稚園における多様な体験や幼児同士の言葉による伝え合いができるよう、幼稚園教育の充実に努めてまいります。

就学前の幼児教育の確立のため、さらに保育園との連携を深めるとともに、合築施設の長所を活かした運営に努めてまいります。

幼保一体化につきましては、国の動向を踏まえ関係部局と連携し、子どもたちへのより良い環境づくりに向け意を配してまいります。

《教育環境の整備》

教育環境の整備につきましては、教育効果の向上を図るためには重要な課題であります。児童生徒の立場にたち、各学校の児童生徒数の将来動向等に留意のうえ、PTA及び地域振興会等への情報提供を行い、児童生徒へのよりよい環境づくりに努めてまいります。

スクールバス運行につきましては、児童生徒の安全を第一に関係機関の連絡体制をより密にし、安全運行の指導徹底を講じてまいります。また、スクールバスの老朽化による車両更新を図ります。

学校施設等整備につきましては、虹別小学校、沼幌小学校及び標茶中学校の屋体非構造部材耐震改修工事を進めてまいります。また、維持補修および衛生管理、教材・器具等の整備につきましては、適切に対処してまいります。

2. 社会教育の充実

本年度は、標茶町社会教育第7次中期計画の4年目になります。これまでの具体的な取り組みの検証と評価に基づき、社会教育委員、公民館運営委員、図書館協議会、郷土館運営審議会、文化財専門委員会、スポーツ推進委員、健康づくり運動指導員をはじめ、各種団体及び住民の皆様の協力を得て、生涯学習の理念を踏まえ、社会教育を推進してまいります。

《社会教育の推進》

社会教育の推進につきましては、住民一人ひとりが充実した人生を送るために、自発的、自主的に行う学習活動の成果を活用し、自己の研鑽と社会の形成に主体的に参画しながら、「地域づくり」、「人づくり」を進めていくことが、社会教育の目的であると考えます。

具体的には、住民の学習活動の拠点である公民館等の社会教育施設が核となり、地域課題や生活課題と併せて、学習機会の創造に努めます。

また、他の高等教育機関の機能も積極的に社会教育事業に活用し、町民の学習要求に応えてまいります。なお、公民館運営にあたっては、支所機能の業務も兼ねていることから、制度上の規制を考慮し、現状、現行体制での運営に努めてまいります。

《家庭教育への支援》

家庭教育につきましては、全ての教育の出発点である乳幼児期からの親子の絆、家族とのふれあいが、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観や社会的なマナーを身につける重要な役割を担うものであります。しかし、少子化や核家族化により、子育てに不安や悩みを抱える親の増加が危惧され、社会的な支援が求められています。この

ため、子育て支援センターをはじめとする関係機関との連携により、家庭教育の支援に努めてまいります。

《青少年教育の充実》

青少年の健全育成につきましては、家庭、学校、地域それぞれが役割を担い、全町的かつ総合的に推進することが必要であります。今後とも各機関、団体等と連携して、青少年に良好な環境づくりに努めます。また、標茶町青少年健全育成推進連絡協議会の機能が充分発揮できるよう支援してまいります。

少年の活動につきましては、学年、地域を異にする児童・生徒の交流を促進するとともに、自然体験学習やボランティア活動を通して、「自分を表現する力」「協力する力」「あきらめない力」を引き出し、自主性・自発性を養うため、本年度も「しべちゃアドベンチャースクール」を開講いたします。また、地域の人材を活用し、子どもたちに遊びや体験を通して知恵や工夫することを伝える「地域子ども教室」を幅広く展開し、少年の社会性や自立心を育むための支援に努めてまいります。

青年の活動につきましては、若者自身が感じている生活課題や地域課題に向き合い、若者がもつ発想や行動力を生かせるネットワークづくりに取り組みます。また、近い将来、社会人の仲間入りをする高校生を対象に、体験学習や少年の主張大会等、児童・生徒を対象とした事業のボランティアスタッフとして、社会的役割に参画できる機会の提供に努めます。さらに、成人式前夜祭の開催に向けた、新成人による実行委員会を支援します。

《成人教育の充実》

成人の活動につきましては、公民館等を中心として趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーション等、心の豊かさを実感できる事業から、家庭や地域を取り巻く様々な課題を解決するための学習支援まで、多岐にわたる事業が行なわれております。引き続き学習機会を充実させ、潜在的な学習需要を持つ町民に対し、学習意欲を高めるための情報提供と支援に努めてまいります。

また、女性の活動では、女性のつどいや男女平等参画フォーラム等をはじめ、まちづくりにも多くの場で女性の視点から積極的に参加しており、今後とも女性団体の活動支援に努めてまいります。

《高齢者教育の充実》

高齢者教育につきましては、趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しむことや、地域活動に参加する機会の確保が重要であり、ますます高齢化が進む中、各公民館で行われている「各種講座」や「たんちょう大学」等の学習機会の充実が求められております。また、地域の子どもたちとの異世代交流活動などを通じて、高齢者が文化・習慣・技術の伝承者として尊敬され、豊富な経験や知識・技能が次世代に受継がれることが必要であります。今後とも高齢者が健やかで充実した生活を営むことができるよう、公民館講座等の充実と社会参加の機会の確保に努めてまいります。

《文化の振興》

文化の振興につきましては、各種公民館講座をはじめ町内の社会教育施設を拠点として活動する、社会教育認定団体の自主的な文化活動や地域の特色を生かした総合文化祭・各地区文化祭、さらには住民有志の企画・運営によって開催される文化講演会等に対する支援を継続するとともに、広く町民に優れた芸術・芸能の鑑賞機会の提供に努めてまいります。また、標茶の礎を築いた郷土の歴史・文化を伝承する講座等を引き続き開催してまいります。

《文化財の保護と活用》

文化財の保護と活用につきましては、町にとって歴史上または学術上価値の高い有形・無形・天然記念物を標茶町文化財保護条例に基づき、町指定文化財として現在8件を指定しております。特に、創建当時の建造物として現存する国内最古の旧北海道集治監釧路分監本館である郷土館をはじめとする指定文化財の適切な保存および活用に努めてまいります。

また、北海道の埋蔵文化財に登録されている包蔵地は釧路湿原国立公園付近をはじめ、町内全域に210カ所が確認されており、全道有数の包蔵地を抱えております。これらの適切な保存と関係機関、団体と連携した活用に努めてまいります。

《スポーツの振興》

「スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」とのスポーツ基本法の理念に基づき、住民のだれもが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境を整え、体力の向上、精神的なストレスの発散などと合わせて、健康の保持増進に資することが一層求められております。

スポーツの普及・振興につきましては、子どもから高齢者を対象にした各種スポーツ大会・教室を引き続き開催してまいります。

スポーツ推進委員につきましては、スポーツに関する指導助言とあわせ、社会体育事業への参画や地域と行政との連絡調整を担っていただきながら活動しやすい環境整備に努めてまいります。また、スポーツ推進委員を中心とした、年齢・性別を問わず手軽にできる軽スポーツの普及に努めてまいります。

障がい者スポーツにつきましては、身体的、精神的に効果が期待できるスポーツ教室等を通じて運動の日常化に努めてまいります。

健康づくり運動指導員につきましては、高齢期を元気に迎えるために保健・福祉・医療との連携による効果的で安全な運動指導と指導体制の充実に努めてまいります。

子どもの体力の低下傾向が指摘されておりますが、本町においては、スポーツ少年団本部を中心とした、各種スポーツ少年団活動が盛んに展開されており、子どもたちのスポーツ活動が円滑にできるよう環境整備に努めてまいります。また、スポーツ合宿団体によるスポーツ教室等を通じてスポーツ人口の底辺拡大と競技力の向上に努めてまいります。

スポーツ施設の管理運営につきましては、適切な安全管理と徹底した指導体制を図り、利

利用者が安全で安心してスポーツ活動ができるよう努めてまいります。また、運営上生じる課題については、体育関係団体や地域との協議を重ねながら、施設の有効利用が図られるよう柔軟な管理運営を目指すとともに、学校の協力のもと引き続き学校開放事業を実施してまいります。

《図書館の活動》

図書館の活動につきましては、人づくり、まちづくりの機能を果たすべき役割の重要性を再認識し、町内における「知の拠点」として、「資料提供」「全域奉仕」「児童奉仕」の3点を重点項目に掲げ、図書館サービスに努めてまいります。

情報化が急速に進む今日、図書館に求められる資料の内容は多様化を極めており、他の公共図書館や大学・学術機関との密接な協力関係のもと、迅速な資料提供に努めてまいります。蔵書管理と貸出業務につきましては、電算化による効率化に努めてまいります。

図書利用の促進につきましては、全町民が図書利用の機会を得られるよう、移動図書館車の運行をはじめ、各地域文庫、学校移動文庫の充実に努め、全域奉仕網を図ってまいります。また、高齢や身体に障がいのある方で図書館利用が困難な方に、移動図書館車の個人宅巡回や配本により図書館利用ができる体制を図ってまいります。

児童奉仕につきましては、国の法律に基づき、児童の読書習慣に係る課題の把握と解決を図るため子どもの読書推進目標を明確にし、「標茶町子どもの読書活動推進計画」の策定に取り組めます。また、子育て支援センターとの連携による絵本の読み聞かせ会や司書による学校訪問の実施等、それに伴うボランティアの育成、図書館まつりや人形劇等の子ども行事などにより、読書にふれあう環境づくりに努めてまいります。

また、一方では中高年齢層の利用が増加し、さらに学校における読書活動や総合的な学習の時間等での図書の活用の声が高まっております。蔵書構成の見直しを図りつつ、各種講座、講演会、図書館ロビー展示会開催など住民の学習意欲を助長する取り組みに努め、住民の暮らしに根ざした図書館の運営に努めてまいります。

《郷土館の活動》

郷土館の活動につきましては、「収集と整理・保管」「公開と展示」「普及と教育」「調査と研究」の4つの機能を発展させ、郷土の自然や歴史を学ぶための郷土資料の活用と情報の発信に努めてまいります。

また、新規登録資料を中心とした移動展や施設内ミニ企画展と併せて、学芸員の専門分野を生かした各種講座の開設に取り組んでまいります。さらに、博物館機能の充実のため、郷土博物館の条件整備に努めてまいります。

以上、平成28年度の教育行政方針につきまして申し述べましたが、町民の負託に応えるよう努力してまいります。

町議会並びに町民各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（館田賢治君） 以上で、施政方針を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（館田賢治君） 日程第5。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・本多君。

○総務経済委員会委員長（本多耕平君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査の報告について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了いたしましたので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告をいたします。

調査事項、本町の今後の町営住宅について。出席者は記載のとおりでございます。

調査内容につきましては、団地ごとの建設年度・構造・戸数・入居状況。2つ目に、今後における一般的修繕の予定・長寿命化事業の予定・建替えの予定等について、管理課・建設課により説明を受け質疑を行いました。

委員会の所見といたしましては、

1、本町における公営住宅管理戸数486戸のうち、政策空き家37戸を除く446戸入居世帯で99.3%の入居率となっている。今後とも民間事業者への圧迫を避けながらも長寿命化事業計画に沿った管理戸数を維持していくべきと考える。

2、建替えの構造については、高齢者、障がい者が安心して居住できる構造的環境に配慮すべきである。

3、団地住民の意見集約を年1度アンケートに基づいて行っていると聞くが、団地に管理人を置くと明文化されているので管理人を中心とした、住民の意見集約をすべきである。

4、本町における29戸の町民住宅の存在は貴重なものである。特に団地地域外における必要性が今後ますます予想される。教員住宅の空き家の有効利用を最大限生かすため、教育委員会との連携を十分図り、住民の要望のあるときはスピーディーに対処していくべきと考える。

以上であります。

○議長（館田賢治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（館田賢治君） 日程第6。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・熊谷君。

○厚生文教委員会委員長（熊谷善行君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告について。

本委員会は所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

厚生文教委員会所管事務調査報告書。

調査事項、本町の廃棄物処理について。出席者は記載のとおりでございます。

調査の経過及び内容につきましては、資料に基づきエネルギー回収推進施設の現況と実施計画・第2期最終処分場の現況と実施計画・ごみ排出量実績とリサイクル実績・ゴミ発生抑制と計画等について説明を受けた。

(1) 主な説明

エネルギー回収推進施設の現況と実施計画、第2期最終処分場の現況と実施計画、ごみ排出量実績と資源物（リサイクル）売払い実績、ごみ発生抑制と計画。

(2) 主な質問と回答につきましては記載のとおりでございます。

委員会の所見

1、新しい廃棄物施設（エネルギー回収推進施設）の建設については、約15億円の巨費を投じることも含め、「広報しべちゃ」でのお知らせだけでなく、分別収集についての住民の協力、本町の環境問題やディスポージャー補助、小型家電リサイクル法の周知やリサイクル率向上等について、住民の意見を聞き理解を深めるための町内会、地域振興会、業者等との懇談・説明会を開くことが必要である。

2、リデュース（ごみの発生抑制）について、それを町内業者や住民だけに求めるのではなく、生産業者の負うべき義務や任務について研究し、ごみの発生抑制について認識を新たにして必要な意見具申も行っていくべきである。このようなことをふまえて、大量生産、大量消費、大量廃棄の悪循環を地域からも考えていく必要がある。

以上です。

○議長（館田賢治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（舘田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（舘田賢治君） 日程第7。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君）（発言席） 私は、質問案件の第1番、移動支援事業を拡充し、通学児童生徒の移動支援の開始をという質問をさせていただきます。

標茶町地域生活支援事業実施規則に移動支援事業の内容には、「地域における自立生活及び社会参加を促進することを目的とする。」と定められています。しかし、現行規則では「原則として通学・通勤・通所等の恒常的な外出に係るサービス提供は行わないが、本人または介護者の事情により一時的にこれらの支援が必要となる場合については、特例としてサービスを提供できるものとする。」となっています。その「原則として行わない」理由を事業内容の目的と照らし合わせて伺いいたします。

また、「一時的にこれらの支援が必要となる場合」とはどのような場合を想定しているのか、伺いいたします。

また、義務教育は、憲法にも定められていることであり、市町村にも学校設置義務が定められています。児童生徒が障害の有無や経済的理由等において、その就学について差が生じてはならないと考えます。したがって、自力で通学が困難な児童、生徒について町の福祉の支援が必要だと考えますが、どうでしょうか。

また、そのためにも移動支援事業を拡充し、通学児童生徒の移動支援の開始を行うべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（舘田賢治君） 教育長。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 8番、渡邊議員の移動支援事業を拡充し、通学児童生徒の移動支援の開始をについて、教育委員会に関してのご質問にお答えいたします。

児童生徒の通学、いわゆる登下校に関しましては、障害の有無や経済的理由等にかかわらず、現状では全ての児童生徒がみずから通学することを原則としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の移動支援事業を拡充し、通学児童生徒の移動支援の開始をのお尋ねについてお答えをいたします。

標茶町地域生活支援事業の移動支援事業についてのお尋ねですが、「原則として通学・通所等の恒常的な外出に係るサービス提供は行わない」となっておりますが、移動支援事業につ

きましては、屋外での移動が困難な障害者等が社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出について支援を行うことを目的としており、原則として通学等の恒常的な外出にかかわるサービス提供は行わないこととしております。

次に、一時的にこれらの支援が必要となる場合につきましては、例えば通学支援を行っている介護者、保護者や親族などが疾病や事故などにより、どなたの支援も受けることが困難となるなどの事態に対応するため、緊急措置として一時的に支援を行えるよう想定しているものであります。

義務教育の児童生徒の通学に関する基本的な考えにつきましては、先ほど教育長からの答弁のとおりと理解しております。緊急的な対応が必要な場合については、移動支援事業で対応が可能かなど、それぞれのケースで判断をさせていただきますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、最初に教育長が答えていただきました内容についてですけれども、先ほど僕が質問の内容で述べましたように、児童生徒が障がいのあるないにかかわらず、または経済的理由においてその就学に差が生じてはならないという部分でのお答え、この質問に対するお答えはなかったように思うのですけれども。

○議長（館田賢治君） 教育長。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

基本的に、義務教育の児童生徒についての通学については、そういう条件ではなくて、あくまでも自力で登下校していただくということになっております。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 実際問題、自力でと言われましたけれども、例えば兄弟とか家族の人たちが付き添いで学校に通っているというのが現実ではないかと思うのですけれども、そういう意味で、先ほど送る者が一時的な出来事によりそういうものに対する、原則として行わないけれども、そういう事情が生じた場合は対応できるという町長の答弁だったと思うのですけれども、今、教育長が言われた自力で登校しているというぐあいには、障がいのある方が自力で登校しているということで理解されているのですか。生徒と一緒に送り迎えをしている家族、それから兄弟がいるというぐあいには理解されていないのですか。

○議長（館田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

児童生徒が自分で歩けない場合については、やっぱり先ほども話もありましたけれども、保護者、家族が支援している形ですけれども、基本的には子供たちが自力で登下校をするという原則になっているのですけれども、そういった形で、委員会として登下校を支援していくという制度はなく、だから、結果的には保護者、家族が支援していくという形になってい

くかと思えますけれども、私のちょっと答弁の仕方が、自力というのは自分で登下校しなければだめだというふうにとられたと思うのですけれども、そうではなくて、基本的に児童生徒が登下校するには、当然、自力で登下校できる場合はそれでやっていただくし、そうでなければ、保護者や家族がやっていただくことが原則ですよということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） そういうお子さんを持たれている家族の方々の実際の話として、やはり送り迎えをしている兄弟、お年寄り、通学に協力してくれる家族並びにそのお子さんたちの負担のことを考えると、非常にいろんな意味で負担を感じているというのが現実だと思うのです。そして、私自身も経験いたしましたけれども、やはり兄弟等で送り迎えする、自分の妹なり弟なりを学校まで送り迎えするというと、やはりどうしてもアクシデントが起こることが多いのです。そういう意味では、この質問にもありますように、生徒のそういうハンディ、問題を防ぐためにも移動支援の検討をしていただいて、この移動支援事業の拡充、学校の義務教育の生徒さんたちの支援にも取り組んでいただきたいというぐあいに思えます。いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思えます。

教育長の考えも私の考えも原理原則ということと言うと同じなのですけれども、いわゆる障がい児の教育環境についてどう考えるか等々につきますと、いろんな考え方があろうかと思えます。でも、やっぱり一番大事なのは、その子供が生きていくために何が本当に必要なのかということだと思うのです。一人で生きていけない、誰かが支えなければいけない。これは現実としては、親、家族がいつまで面倒を見られるのかという等々の問題がある。子供にとって何が 필요한のか。それは障がいの程度によって違ってくると思えますけれども、できればやはりその子が自立できる手段、能力、技術を習得させてやりたいというのが、これが本来ではないのかなと思えます。

そのことと、親御さんの気持ちとして、できるだけ手元でという、そういった思いがあるかと思えます。それをどうやって両立させて、両立させるといいますか、どういった方向に持っていくか等々については、確かに議員がご指摘のように、法的にはそういったことが言えるかもしれませんが、一人では生きていけない、誰かが支えなければいけないということが、日本中どこの場所においてもそれは可能かということ、それは現実問題としては不可能なわけです。それがゆえに、ある程度の障がいのあるお子さんについては、専門家がいるところである程度教育をしていくという考え方もあるわけですから、それがその子供たちが本当に将来的にどうなのかということをやっぱり考えて判断をしていかなければいけないと思えます。

やっぱり特別支援の教育、学級等々もあっても、議員ご案内のように、専門知識を備えた

教員免許を持っている先生方が、幾ら何だかんだ言っても、足りないのが事実なわけです。それで、そういった先生方の専門的ないわゆる教育を受けたいと言っても、この町で受けるということになっても、これは無理なわけです。だから、そういうことを踏まえて、やはりその子にとって本当にどうなのか、今、この地元に、学校に通わせたいから、一人ではできない、家族ではできないから何とかしろということ、それは恒常的なそういうことはできません。ただし、それぞれのケースがあらうかと思えます。だから、お子さんやその家族の皆さん方がいろいろな努力をされていて、緊急的にいろんな問題があったときに、それは何らかの形で対応する手段はあると。だから、先ほど申しましたように、それぞれのケースで判断をさせていただきたいと私は申し上げたわけです。

でも、やはり私は、一番大事なのは、その子にとって本当に何が必要で、何が提供できるのか。それは、べきだべきだだけでは何も解決しないのですよ。現実を見詰めながら、やはり何ができるのかということをやはりみんなで考えていくことが私は必要なのではないのかということで、標茶町のいわゆるそういった障がいに対する考え方というのは、今までもそういった中で地域で何が可能か、何ができないのか等々については、それは皆さんでお話をさせていただきながらやってきたという考え方でおりますので、ぜひそういった現実もしっかり見詰めて、やはり私どもとしては何ができるか等々については検討してまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、町長がお答えになった中身から私なりに判断させていただきますと、そういう相談を受けた場合に検討はしないわけではないというぐあいに理解してよろしいのかと思えますし、今ある制度で、この内容で私が質問をした要望を拡充して具体的にそういう専門の人たちの話も聞きながら、そして、そういう家族を持っている立場の人たちの意見も聞きながら検討していただけるという理解をさせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 最初にお答えしましたように、いろいろなケースがあらうかと思えます。これが多くの皆さん方が見て、やっぱり何らかの支援をすべきだということであれば、それはどういった方法が可能か等々については考えてまいりたいと思っておりますけれども、恒常的にいわゆる通学、通所等々について誰かの支援をとということに関して言うと、私どもの考え方とは少し違うということだけはぜひご理解をいただきたいと思えますし、繰り返しになりますけれども、その子にとって本当にどこでいわゆる学校に行くのか、こういった場に行くのがいいのかということは、やはりその子の成長、それぞれの子供の個性がありますので、一人一人違うと思えますので、それはやはりみんなでそこら辺は冷静に検討しながら考えていかなければいけないのではないかなと、そのように私は考えております。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 実際問題は今、義務教育のことを特別に質問していますので、実際

そういう小学校、中学校に通われている子供さんたちは、今、通っている学校を変えるわけにもいきませんので、そういう意味では、ぜひそういう家族、子供さんのよりよい成長、家族の安全、子供の安全を考えて対処していただきますことをお願い申し上げ、この件に関する質問を終わります。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 0時59分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

渡邊君。

○8番（渡邊定之君） それでは、2つ目の質問に移ります。

T P P大筋合意後の国内対策等について伺います。

農水省は、大筋合意の内容を説明する意見交換会を各地で行ってまいりましたけれども、参加者からは不十分であるとの声が多く出ています。予算づけの話ばかりが先行しているという点で、町長の所見を伺いたいと思います。

また、T P Pによって大きな影響が出るとされています酪農・畜産において、本町の影響についてお伺いいたします。

また、情報提供が不十分であると言われていますが、町として積極的にこの情報を入手し、講演会などを開き、町民に知らせる努力をすべきではないかと思いますが、見解を伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員のT P P大筋合意後の国内対策等についてのお尋ねにお答えをいたします。

まず、1点目の意見交換会に対する私の所見についてですが、議員ご指摘の不十分との声があることや予算づけの話ばかりが先行しているとの意見があることは、新聞等でも報じられており、私も承知しているところですが、国の方針は、交渉の結果に従ってT P Pを推進するに当たり、農業を続けていけなくなるのではとの大きな不安を持つ生産者の不安を払拭し、理解を求めることを第一としたことから、対策実施とセットでの説明になったものと理解をしております。

2点目の本町の酪農・畜産への影響ですが、道の試算では、牛乳、乳製品で道内生産額が3,068億円あるのが最大で258億円減少し2,811億円、現状の92%になると試算をしておりますし、同様に、牛肉は693億円が596億円、現状の86%になるとの試算であります。これは農林水産省が用いた試算方法に即し、個別品目ごとに競合する部分と競合しない部分に二分し、それぞれの関税削減相当分の価格低下を見込むなどにより算出されており、個別品目が相当

細分化されていると聞いていることから、町独自で算出することは困難でありますので、ご理解を願います。

3点目の情報提供が不十分と言われているが、町として積極的に講演会等を開き、町民に知らせる努力をすべきではないのかとのご意見については、農林水産省と北海道による説明会は、道内では釧路市開催分も含めて延べ11回開催されており、今後の国会審議も踏まえ、さらにきめ細やかな説明を求めてまいりたいと考えておりますが、昨年の第4回定例会でもお答えをしましたが、今後の対応については関係者、とりわけ生産者団体であるJAとの歩調を合わせて進めることが肝要と考えているところでありますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 先ほど質問の中にもありましたように、私自身もこの意見交換会に参加させていただいて、二、三質問したことを今思い出していますけれども、一番最初、この説明会では、自給率の問題、ちょっと僕質問したのですけれども、当然この大筋合意によって日本の自給率の数字は変わるといいますというぐあいに説明に来られた方は言われました。そして、もう一つ覚えているのは、予算的な説明で、今、話題になっている畜産クラスターの件でお伺いしたところ、地元の協議会で十分検討してその町の方向性、地域の収益力向上のために検討して、どんどんこちらのほうに上げてください。十分対応できる政策だというぐあいに思いますのでと、わざわざ私の近くまで来て説明してくれたのでありますけれども、その後のさまざまな農協関係者、それから生産者の団体等の話を聞きますと、決してこの畜産クラスター等につきまして、一般といいますか、現状維持の経営の中身の充実、そういうものに対する予算づけはことごとく受け入れられない、それが現実だというぐあいに説明を受けています。そういう意味では、この予算づけばかりの話という質問の仕方をいたしましたけれども、その辺の予算づけされているクラスターの内容等について、私が今話したような内容の町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（館田賢治君） ちょっと休憩させていただきます。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時06分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

畜産クラスターの制度の仕組み等々については、もう議員もご理解をいただいていると思いますけれども、国のほうは、これまでもそうなのですから、当然プラスになる施策で

ないと、やはり国としては税金は投入できないというのが、これまでの考え方であります。先日、実は国の関係者の方と意見交換をする場がありまして、私から申し上げたのは、今までは例えば頭数であるとか、生産であるとか、いろんなものがプラスにならないとなかなか対応できなかったけれども、やはり農業、畜産の持つ意味というのは、生産だけではないのではないのでしょうか。例えば環境負荷要因というのものもあるのではないのかなど。これから先にTPPという状況を踏まえて、消費者の皆さん方にご理解をいただくためには、この環境負荷の軽減を図っていくこともやはりポイントとして考えていただきたいという要望といえますか、そういうことも申し上げました。

ただ、現状において、やはりTPPの影響が生産者に大きな負担、不安を与えているので、それに対してどうするのかという、頑張る農業を応援していくと、もうかる農業にしていくというのが国の基本的な考え方でありまして、議員が目指されているような、例えば現状維持とかそういった場合に、今までの考え方ではなかなかそれが税金という話にならないかと思えますけれども、私が申し上げましたように、やはりより安全なものを生産して環境に負荷を与えないということも、私はこれからも消費者を巻き込んだ運動の中では、やはり特に本町が生きていく道としては大きな可能性があるのではないのかなというぐあいに考えておりますので、また、酪農振興町村会議という組織が全道町村会の中にありまして、私も副会長をさせていただいておりますけれども、その要望で国に伺ったときも、やはり何とか家族経営を守るような畜産の振興策についてこれからも国には考えていただけないでしょうかという要望等は伝えておりますし、それは本町だけの問題でなく全道でこういった、規模拡大は規模拡大、予算拡大は拡大として推進していくけれども、やはり家族経営を中心に現状を維持していくと。ただし、それは生産者だけでなく、消費者、納税者にとってもプラスになる、そういった生産をしていく生産者に対しては支援をしていくというような、そういった方向性も考えていただけないかなということで考えてそういった取り組みをしておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） そういう意味では、私自身もそういう方向性といえますか、そういう酪農、農業のあり方をやっぱりいま一度しっかりと考え直して、位置づけていかなければいけないと思えますし、そういう意見をやっぱりどんどん上げていかなければならないというぐあいに思えます。

影響調査について質問いたしましたけれども、私は数字的なものもある意味では期待したのですけれども、私自身この影響調査という点では非常にこのTPPが出てきて、大筋合意、その後に農家の方々の意識がこれを機会に経営を中止しようとか、後継者にこの道は進んでついていけないだろうというような判断で経営を近々中止する、そういう意味での影響が出ているのではないかというぐあいに思えます。そういう意味では、数字的な影響もあれなのですけれども、そういう実際に経営をされている皆さんの意識がこの標茶の酪農にとって大

きな影響を及ぼすのではないかというぐあいに思っているところであります。

情報という点では、私は大きく分けて、今回のTPPの特徴といいますか、農業だけの問題ではないというぐあいに考えていますし、一般の消費者の皆さんにもやはりこの負の部分を知らせて、このTPPの推奨の言っている決してバラ色なものではないということを知らせていかなければならないというぐあいに思っているところであります。

そこで、まず1つ目は、食の安全という点では、これもなかなか情報が出てこないということもあるのですけれども、出てくる情報の中では非常に危険な遺伝子組み換え食品の問題とか、いろんな魚類、魚介類等々についても非常に遺伝子組み換えの安全性に非常に疑問があるということが、最近非常にいろんな場所で聞かれるようになりましたし、あと医療の問題、医療の自由診療、それから高額医療の問題、アメリカで盲腸になったら350万円もかかるとか、あと、3点目にこれは非常に町長も私の質問の際にいつも答えていただいているのですけれども、ISD条項の問題です。この問題なんかでも、これはいずれは私たちの食料、学校給食、そういう場にも影響が出てくるのではないかとこのぐあいに言われていますし、当然、公共事業の問題、雇用の問題も大きく影響が出てくると。それから、大きく言われていますのは、あと知的財産の問題で、これなんかについてはジェネリックの悪化、後発開発、そういうものがつくれなくなるという内容でもあります。そして何と云っても、このTPPの秘密性といいますか、情報が出てこないということが非常に問題であり、この情報を出さないということを過日のマレーシアでの会合で約束されているというようなことも言われています。そういう意味では、こういうことの負の部分といいますか、隠れた部分をやはり町民に知らせる、そして、学習会等を開きながら、やっぱりこのTPPというのがそれだけ自分たちの生活にとって負の部分が多いのだということを知らせる努力が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（館田賢治君） ちょっと休憩します。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時18分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

この問題に関しては、当然、生産者だけでなく消費者、納税者の皆さんの問題だというぐあいに私はこれまでも申し上げてまいりました。

ただ、一番不安を抱えているのは、先ほど議員がご指摘になったように、やっぱり生産者のマインドであろうと。国が本当にこれから先、自給率向上というものに対して取り組んで

いくのか、でないのか、そういったことではないのかなと思っておりますし、それについては、私もやはりそれが一番大事だと思っておりますので、やはり生産者の皆さん方と同じ土俵に乗かって、国、道に対して要求していくということが大事だと思っておりますので、そういった中で、例えば町民の皆さん、消費者の皆さん方に対して、何らかの情報提供の場が必要だということであれば、これは農協さんとも十分連携をとりながら進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 休憩中に町長の意見、そういう意味では私も同じだというぐあいに何度も聞かされていますので、答えていただいていますので、本当に同じことを質問してしまうような形になっているのですけれども、私はこのT P Pの問題がそれこそ町を壊してしまう、地域を壊してしまう、それぐらい大きな問題で、その町の先行きに責任を持っておられる町長さんを初め町の幹部の皆さんは、そういう意味ではこのT P Pの中身を本当にしっかり見て、町民の皆さんに知らせる、何らかの方法を手を打っていくべきではないかという立場で質問をしています。

それで、町長が先ほど言われましたように、本当に行き着く先は関税ゼロを目指している協定でありますし、これも町長さんもお存じだと思うのですけれども、新聞等で書かれていますように7年後には見直し、これが決して見直しの段階で、国民の声がかうだから、ではその点は約束を撤回しましょうとか、そういう方向には進まない、本当にまさしくT P P主席交渉官だった方も言っていますけれども、お化けです。お化けのような協定だと言って認めているわけですね。そして、その中でアメリカがアジア太平洋地域が将来世界の最大の農産物消費地になるという見通しを持って、このT P P交渉に当たっているということです。そして、このT P P主席交渉官だった方が言っているのは、アメリカの言うとおりにこれが進んでいけば、日本の農業は崩壊してしまうというぐあいに講演している、そういうことであります。そういう意味では、何とかやはり担当職員の方を含め、このT P Pが私どもの生活に非常に大きな打撃を与える協定内容だということをしっかりと知らせて、そして将来を見据えた調整が展開されることを期待しているところであります。

そういう意味では、町長さんの先ほどからの答えて、私もある意味では町長さん個人としての立場の意見としてお受けいたしますけれども、再度これだけ大きな問題ですので、町民に情報開示、いろんな情報を収集して知らせて、そして町民の皆さんが判断できる、そういう機会をたくさんつくっていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） もう何回も申し上げますけれども、T P Pというのは原則関税撤廃を目指す取り組みなのです。日本がそれに参加したときから、それはゴールはそこなのですよ。でも、それを選んだのは日本の国なわけですから、国民なわけです。具体的には皆

さん方が選んだ選良の皆さん方、また、経済学の原則では、貿易障壁をなくし、人と物を自由に動かし、制度を共通化することが理想の姿というのは、これはあるわけです、一つの考え方として。

しかしながら、何でもかんでも伝統文化まで本当に市場に任せていいのかという考え方も一方にはあるわけで、高名な経済学者であります京大大学院の佐伯教授は、やはり市場に任せるべきものと、そうでないものというのがあると。それは、やはり食料であるとか、資源であるとか、医療や教育であるとか、人間のつながりであるとか、こういったものは市場競争にさらされるべきものではないという考え方もあるわけです。ところが、TPPというのは、これはやはりアメリカのグローバル企業が利益を最大にするために貿易障壁をなくそうと。それにみんなで考えましょうという提案に対して、日本はそれにのっかったわけですから、それを今さら関税を残せという話になるのであれば、これ最初からTPPであるとか、EPAであるとか、FTAではなくて、やはり第2次大戦後、世界が目指したWTOの中で、それぞれの国の違いを認めながらという発想でいくべきだったと私は思っております。

しかしながら、それがやはりどうしてもうまくいかないという中で、これはやっぱり最初に第1次安倍内閣のときに豪州とのFTAを始めたのがスタートですよね、実際問題としては。だから、それからやはり2国間、それから圏域になったわけです。

ところが、第2次世界大戦が何で起きたのかというのは、この反省というのは経済圏をつくったからというのが、これは歴史学者の大半の方の説ですよね。だから、そういった圏域をつくって、お互いに仲よし同士で関税をただにしましょう、ほかのところに対しては関税をと、障壁をつくりましょうというのが、本当にこれから先いいのかどうか等々については、これはやはり日本の納税者の皆さん、ここにいる皆さんが判断すべき問題だと思っておりますし、大筋合意はされましたけれども、まだ国は批准していませんから、これはこれから先に国会の批准という手続を経るわけでありまして、また、参加国みんなが批准しなければ、これは意味がないわけで、例えば諸外国が本当にスムーズにいくか等々の問題もありますので、それは例えば、町が中心になるとかいう話ではなくて、やはりこれは情報というのは、みんなに共通に公表されているわけですから、それぞれの問題として国民の皆さん方が判断をしていくということが私は必要だと思っておりますし、だから、それで必要な場があれば、それは町、農協含めてどういった対応が必要か等々については検討してまいりたいと考えております。

○8番（渡邊定之君） 終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で8番、渡邊君の一般質問を終わります。

次、11番・本多君。

○11番（本多耕平君）（発言席） では、私のほうから、号線敷地を町所管に権限移譲すべきではないかということでの質問をしたいと思います。

本町におけます入植開拓の歴史は、明治より昭和20年代まで全町で行われ、その多くは特

に東北地方からの入植者が未開の山林原野を切り開き、現在の標茶基幹産業の基礎を築き上げたと言っても過言ではありません。未開であるがゆえに国は集団入植を奨励し、集落を形成させる地域開発に力を注いできたと理解しております。

開拓に未開の地を配分し、農地境界のために、あるいはまた道路予定地を確保する目的等で、号線敷地を現地確認することなく机上での線引きをし、図面上で国有敷地（号線）を確保してきたと思われます。現在の号線はかなり処分されてきていると思いますが、時代の変化の中で実情に目的にそぐわない号線がまだ多く実在しています。所管する財務省、農水省、国土省あるいは番号が入っていない線など、本町にはどの程度国有地として実在するのか、まず伺います。

今後、さまざまな農業振興が進められていくことが予想されます。号線が点在していることによる支障は発生しないのか、また、農業者が個人的に随意契約で号線を取得することが認められておりますが、そのためには多くの時間と経費が必要であります。国の農業振興、本町の農業振興をさらにスピーディーに進めるために、省庁所管になっている号線を標茶に権限移譲すべきと考え、町長の所見を伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番、本多議員の号線敷地を町所管に権限移譲すべきとの質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、本町には入植当時、予定道路敷地として位置づけた号線敷地が点在をしており、当初想定した道路整備の予定がない号線が存在することも把握をしております。

初めに、本町にはどの程度国有地として実在するのかのお尋ねであります。号線敷地等を所管する各省庁の所管面積は、登記され確認できる面積は1,021ヘクタールあり、その他の大部分が未登記地であり、その面積を把握することは困難であります。

次に、今後さまざまな農業振興施策が進められてくることが予想される時、号線が点在することによる支障は発生しないのかのお尋ねであります。これまでは草地造成、草地更新等の事業展開を行う上で、特に問題になったことはありません。しかし、今日的には号線を含めた土地を面的に草地造成、草地更新等の事業展開を行う場合には、号線用地の取得が求められており、それらの手続が必要となっております。

次に、国の農業振興、本町の農業振興をさらにスピーディーに進めるためにも省庁所管になっている号線を標茶町に権限移譲すべきのご指摘ですが、現状においては省庁から町への所有権移転手続の権限移譲については困難でありますので、ご理解を願いたいと存じます。

ただし、これまでも国有地の取得に関しての相談には、町及び農業委員会として可能な指導、助言に努めてまいりましたが、今後においても、事務処理をよりスムーズに進めるために何が可能か引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君） この問題については、今、町長ご答弁いただきましたけれども、いわゆる未登記地についての確認はなかなか不可能だ。当然、私もそれは理解しております。図面上に号線番号が出ないということは、非常に線という形では残っているにしても、何のものかということについては、さらなる調査が必要だということは私も理解していますし、それらについては十分考えたいと思いますが、いわゆる号線がいまだにまだ1,021ヘクタール残っていると。特に、その中でも、号線の中でも、未開地と、農家によってはいわゆる誤信でもってその国有地を使用している場合があるわけです。そんなようなことから、今、いち早く受益者がその号線を払い下げて、文字どおり私有地としての確保ということを思うわけですが、それは今、町長おっしゃったように、個人の随意契約でもって本人が希望すれば取得できるわけですから、それはいいのですけれども、ただ問題は、実例を申し上げますと、一番私が、ここで町長になぜかということをお話ししたいわけですが、本町ではご案内のように、農業後継者の多くは現在4代目、さらにはまた5代目というふうに、どんどん時代が変わってきています。

さらにまた、経営規模で言いますと、いわゆる入植当時よりも、入植当時に比較すると、簡単に言えば約10倍近く、入植当時は5ヘクタールとか6ヘクタールでしたけれども、今はもう多いところでは100ヘクタールですとか、200ヘクタールという大規模化になっているわけです。その拡大する理由の一つには第一に考えられることは、いわゆる離農地の、離農の跡地の購入に今あると思っております。中には、また飛び地もありますし、地続きもいろいろあるわけですが、その境界について特に私が指摘をしたいことは、購入者の中でも、なかなか購入した中に号線が入っていた、入っていなかったというのが理解しにくい点があるわけです。そんな意味では、今回ご案内のように、27年度の北海道の開発予算の補正がついていますけれども、特にT P P 関連対策といいますか、政策大綱に基づく施策の推進ということで、いわゆる畜産・酪農収益力強化総合プロジェクト推進ということで、いわゆる草地の大型化ですとか、草地・畑地の一体的な整備等々というふうに、今後考えられることはやっぱり事業がどんどん私は入ってくると思います。

そんな中で、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、いわゆるそういう補助事業の中で、号線があることによるスピーディーな事業推進が私はかなり支障を来しているのではないかという気がいたします。一例をとりますと、ある農家が団体事業でもって草地整備をしようと思ったら中に号線が入って、いわゆる草地を使っていたということで、その号線の払い下げをなさいと関係機関からあったわけですが、その方は離農、離農の後で3代目の、3人目の離農跡地を買ったわけでありまして。それでもって、いろいろ調べてみたら、その58年に本町に地籍調査が入ったと思うわけですが、そのときに号線があるべきところが消えていたり、ないところに号線が入るということで、これの経費について莫大にかかった実は例があるわけです。農地を取得したのは1,825平米、これは売買代金が1万7,000円

でした。経費について7,604平米のいわゆる山林原野があったわけですがけれども、さっき言いましたように、登記上の問題から約53万円の調査費がかかった。前段私が申しあげましたように、はっきり号線がなっていないということでの取得ということでは、非常に個々の農家に負担がかかる。がゆえに私は、今、財務ですとか、各省庁が持っている号線、国有地を町が所管できないのかと、あるいはまたそれを、権限を国から本町に移譲できないのか、実は前段でのご質問をしたわけですがけれども、そこで今、町長のお答えの中で、移転についてのその問題は不可能だと言われたのですけれども、町が国からの各省庁の持っている権限を移譲できないのは不可能だという、その不可能の根拠はどこにあるのでしょうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいのですけれども、不可能という言い方はしていませんけれども。

○11番（本多耕平君） 可能ではないと言ったのかな。

○町長（池田裕二君） 困難であるということを……

○11番（本多耕平君） 困難か、失礼しました。

○町長（池田裕二君） 申し上げたわけでありまして、そのもともと国の土地であるものを町のほうに移管しろということで、国のほうで、はい、そうですかということにはなりませんよ。ただし、これはいわゆる図面上の問題と実際どうなるのかというのは、多分大きいのは、私は中山間の直接支払いが始まって航空写真を撮って、かなりその実態と図面上違うというのができてきたと。だから、それまでの草地更新、草地・土地改良事業の中では実際にはそれほど大きな問題がなく、一体的にやってきたというのが実態ではないのかなと。今日的な話として、そういったものが明らかになった時点では、それは国としてはきちんと購入してくださいよということでもあります。

そういった中で、例えばその事業を始める側の事業の申請者の中で、そういった土地が対象となることであれば、その土地をどうするかということになれば、当然取得をしなければ先に進まないわけですから、だから、その取得をするに当たって、町として農業委員会として何かお手伝いすることが可能であれば、それについても検討したいということをお願いしたわけでありまして。その権限を町に移譲しろというのは、これは多分かなり私は難しい話ではないのかと思いますし、多分同じような問題というのは、これは全道的にあると思いますので、そういった意味で、全道の中でこういった状況になるのか等々についても、それは検討してまいりたいと思っておりますけれども、私は不可能とは一度も言っておりませんので、ぜひ誤解のないようお願いをしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 本多君。

○11番（本多耕平君） 私のメモ違いで不可能ではなくて、困難であるというふうに理解をしたいと思います。

それで、まことに町長には失礼ですがけれども、町長の前職の農林課のときにも当然補助事

業における国有地の存在というのは、かなり前からそこに入っている場合には、それはもう補助外ですよということで、受益者はその都度、時間と経費をかけて取得してきていたわけです。

そんなことで、私も今回この問題でもって財務省のほうに幾度か足を運びまして、管理するものとのいろいろと相談をしながら、話を聞いてまいりました。確かに、今、町長がおっしゃるように、いわゆるこの中ででは、本町が目的なしに今の法の中ででは、国有地を町が所有するということはできないのだということは、実は私も正直言えば聞いてまいりました。

それで、私、ここで一步譲って、ひとつ、いつかお願いと言ったら、町長、お願いでは困るという言い方をされたので、ぜひ町長にお考えをいただきたいことは、申し上げましているように、当然これからの事業の中で大型化してくる草地化あるいはまた草地整備というのは進められてくるわけです。その中で、号線問題というのは各農家が個々に取り組むのではなくて、というのは、やっぱり経費高、時間が多くかかる、それは当然のことかと思えますけれども、しかし、地域を守る事業、いわゆる草地整備事業、あるいは大型化事業の中で、ぜひ農業委員会のほうにもお願いしたいわけですが、この法の中では必要なものについては、国有財産については随意契約でもって売買できるのですよとは書いてありますけれども、幾度も繰り返しますけれども、まず、急いでいただきたいことは、誤信でもって草地を使っていると草地売買のときに今までの使用料というのが発生してくるわけです。それがこの中ででは、15年というふうに書いてあります。その中では、いろいろ財務のほうでも管理のほうでも一応検討いただいて、絶対15年ではないよという話もなさっていました。それはある程度現状に基づきながら、あるいは現況を判断しながら、10年以上になる場合もあるしという話もしていました。ここには15年とありますけれども、ある意味では、年数については、誤信で耕作していた面積についての賃貸料はいただきますよと。それについても賃貸料については、本町における農業委員会の標準の賃貸料を基準にいたします。しかし、この中でぜひ急いでいただきたいことは、現行法の中で本町が取得できないということは私もある意味では一步譲りたいと思います、何回も言いますけれども。

そこで、手段、方法として個々の負担を軽減するために、あるいはまたどんどん若返っていく経営者のいわゆる土地境界の問題ですとか、あるいは道路の問題、敷地の問題等々を考えると、やっぱり地域ぐるみでもってこの国有地、号線をどうするかという機会を本町で中心になって考えていただきたいと。これは特に、先般この問題で農業委員会の局長とも話しいたしましたがけれども、個人的には基本的にはそうでありますけれども、財務のほうでは、集落ごと、あるいは字名ごとに地域でもって号線をどうするか、あるいは払い下げていただきたいということであれば、財務のほうとしては本町のほうに伺いますと。そのためには、農業委員会がやはり調整役になって、これの号線の払い下げ、あるいはまた財産の売り渡しについての協力はいたしますというふうに言われました。

ぜひお願いしたいことは、何度も繰り返します。号線の払い下げについては、農地である

ところは非常にこれからは高くなりますし、言いましたように、地籍でもって号線のいろいろな複雑な問題が絡んでいます。したがって、これはぜひ農業委員会が中心になって、さっき言いましたように、字名ごと、あるいはまた集落ごとに国有地のこの移譲いただくような手段、方法は考えられないものかということで、町長にお伺いいたします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） ご指摘の点については、私も当然理解をするものでありますけれども、ただ、やはり知らないで使っていたということと、知っていても使っていたということも当然あるかと思えますし、例えばそれは号線用地だけではなくて、例えば河川敷用地であるとか、保安林であるとか、いろんな問題が今まで平面的にしかみんなが考えていなかったときから、上から見たときに少し違うのではないのかなという問題は出てきたと思います。

ただ、それをどうやって是正をしていくのか等々については、やはり国にもご理解をいただきながら、例えば地元として何ができるか等々については、当然それが農業委員会が中心になってやるのがいいのか、例えば何らかの事業をやるわけですから、何らかの事業をやる場合には、当然やはり農協さん、それから町も一緒になってやるわけなので、そういった関係者、それから受益者等々を踏まえて、いろんな問題があればそれをどうやって解決していくのかということに関して言うと、みんなで知恵を出していくというのが当然必要なことだろうと、そのように考えております。

○議長（館田賢治君） 本多君。

○11番（本多耕平君） 町長の前向きなといいますか、私はそういうふうに理解したいのですが、それは町がやれということではなくて、私、申し上げていますように、これはやっぱり農業委員会が中心になった先導役になって、調整役になってしなければならないと思うのですけれども、いかんせん、この号線が1,021ヘクタールというのは、当然農地だけではないわけで、それは存じていますし、どうしても地籍のときに行われたその立会があったらうと私は町側から言われるのだなと想像したのですけれども、それ町長そのことは言わなかったのですが、時代の変化の中で、20年、30年もたつわけです。昭和58年に地籍だったと思うのですけれども、それは地区によって違うと思うのですけれども、ある地域、私の今、調査したところは多分58年だと思うのですが、そういうことが、その当時の地主が立会しても、いわゆる時代、経営者が2人も3人もかわったりしてきていると、やはり図面上で理解できない号線も多々あったわけです。そういうことがある農家の場合は調査に2年かかったわけです、2年。事業をやっぱり進めるためには、やっぱり事前に字名ごと、集落ごとに号線の私は整備をきちっとしていくべきだと。と同時に、これは個々の希望もあるでしょうけれども、誤信で作付しているところは、あくまでも本人の責任でもって、いち早く個人有地にするというような方法も、やっぱりぜひ農業委員会さん中心になって、私、何回も申しますけれども、号線をいち早くきちっとしたものに位置づけをしていただきたいということを再度町長にお願いして、町長の答弁をいただいて終わりたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

過去の経過等々についてどういったことというのは、それは、ただ、平面でずっとやっていきますと、結局、その完成した時点でお互いにぶつかり合って、その土地の許可がどうもならなかったという例だって今までずっとあるわけでありまして。だから、そこら辺について受益者同士でどういった話し合いをするのか等々というのも当然必要になってきているわけで、要はやはり正しいと思った時点で、みんなで、地域みんなこれから先のことを考えて何ができるか等々については、だから先ほども申しましたように、農業委員会という組織もありますし、また、当然受益者の代表であります農協さん、それから地域の皆さん方、生産者の皆さん方、それから町も含めて、何が一番現実的な対応なのか。これはお互いに主張し合っても、多分解決できない問題等々も出てくるのではないかなと思いますけれども、だから、そういったこともやはり問題があるということを経験認識を持って前向きに解決をしていくという姿勢で、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 本多君。

○11番（本多耕平君） 今、最終的な町長の答弁をいただきました。当然、関係機関ということがありますけれども、各地域には地域振興会の中に多分農地部会というのが各地区にありますね、農地部会が。ないところもある。あら、困ったな。ある地域には農地部会という毅然とした農業委員会が認める公的な組織があります。そういうところも利用しながら、ぜひ、いち早く私が希望する、今ある地域でも希望しておりますけれども、その号線の民地にしていくということを再度お願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 以上で11番、本多君の一般質問を終わります。

6番・松下君。

○6番（松下哲也君）（発言席） 農業問題関連の質問が続きましたけれども、私もちょっと農業問題関連で質問させていただきます。

通告してある項目として、農業担い手確保の強化をということで質問させていただきます。

昨年4月に農業研修センター（農楽校）が開設され、運営されて間もなく1年近くがたとうとしております。就農希望者の研修施設としてTACS（タックス）しべちゃと連携した中での日々研修に励んでいると思われまして。

開設当初から多方面で報道、紹介もされ、全道各地からの視察が続いているということであり、この事業をやった意義というものは大変大きなものがあつたと思っております。

本町の基幹産業の酪農の推移というものに関しましては、申し述べるまでもなく、離農に歯どめがかかっていません。JAに確認いたしましたところ、2月末での搾乳農家戸数は248戸であります。そういう中で、後継者不在の中で年金受給を控えている人たちの数を見ますと、その対策に対しましては、本当に急がれるものがあると思っております。

現在、妻帯者用が3戸、女性用の単身のところが3戸の宿泊施設で、今、研修センターが運営されておりますけれども、私は特に妻帯者用の宿泊施設をもっとふやすべきではないのかなというふうに考えております。

さきの根釧酪農ビジョン推進会議の中で、10年後の将来像に向けた具体策として、3つの視点で展開するとしております。1番目に草地型酪農の推進、2番目に担い手の育成確保、3番目には高付加価値化推進と新たな可能性の追求ということで、特にその中で2番目の新規の担い手を年50人から80人を確保したいということであります。最近の新聞の報道で、根室管内の農協が単独で研修センターを設置するということが載ってございましたけれども、そういう中では、本当にこの担い手確保に向けては、各地で積極的な取り組みがなされてきております。

そういう中で、本町の今後の取り組みについて次の3点について具体的にお聞きしていきたいと思っております。

1番目に、担い手確保に向けた今の取り組みの状況と。

2番目に、新規就農関連で、特に町としての財政的な支援、就農だとか経営安定に対してのいろんな財政的支援として新規就農に関して財政的支援しているのですけれども、これもやっぱり財政的な問題がありますけれども、年に何戸ぐらいまで可能なのか。また、その戸数が1年に何戸というわけにもいかないとは思いますが、それをふやすことが可能なのかどうか。

それと、町単独では申しません。JAとも連携を十分とりながらのいわゆる妻帯者用の宿泊施設をふやしていくという考えは持てないのかというようなことをお聞きしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 6番、松下議員の農業担い手確保の強化に対するご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の担い手確保に向けた取り組みの状況ですが、町全体の方針等の協議や課題の突き合わせなどを行う町担い手育成協議会の専門部会をこれまで7回開催しております。また、新規就農希望者の確保を目的に新・農業人フェアに毎回出展し、計画的人材確保を行おうとしているところであります。

2点目の財政的支援については、現在、必要事業費の一部についてはJAと折半をしながら実施しております。平成27年度予算においては、夫婦3組、単身3名の研修生の受け入れと就農者1件の支援を見込んでおりますが、今後、順調に就農につながっていくと、さらに事業費が増すこととなります。就農後の支援はリース料金の4分の1としていることから、事案により変動はありますが、多く見積もっても1件当たり年額200万円程度の支援が必要で、順調に推移した場合には多い年で年間8組に対する支援となることから、負担は小さなものではなく、情勢変化によってはJAと協議をしながら対策を検討したいと考えているところ

であります。

3点目の世帯用住宅の増設は課題の一つではありますが、出口の就農先確保とセットで対策しなければならず、そこまでの協議には至っておりません。また、先ほどご説明申し上げました新・農業人フェアにおいて、本町に限らずご夫婦での相談者が非常に少なくなってきており、逆に単身の男性、女性の相談がふえていることから、その対応について担い手協議会部会で検討しているところであります。研修生の受け入れから就農までの一連のサイクルの中でバランスのとれた対応が必要と考えており、限られた予算を効果的に活用する方策を関係機関とともに議論してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

6番・松下君。

○6番（松下哲也君） 午前中の町長の町政執行方針でも示されておりますから、この担い手対策というものについては、町としても十分これからも最大限力を入れてやっていきたいということは私も理解しております。現実として農業人フェアを開催して、そういう中で夫婦で参加されると、申し込みが少ないというのも、先ほどの根釧酪農ビジョン推進会議の中でも副会長の別海の町長さんが、今それが確保するのが非常に大変だということをお述べられております。

そういう中でも、では標茶の今の酪農の離農のあれを見ていきますと、やはり1年でも早く新規就農なり経営継承なりで農家のほうに就農していかなければ、非常に農地の処分等で離農するにもできないような、そういうような状況に陥ってきている事例もございます。

また、なぜ妻帯者用の住宅が必要ではないのかなということをお申し上げたかということ、今3年間かかるのですか、研修は。2年ですか。そういう中で、やはり農学校と言っているぐらいですから、入学して卒業と。入学して卒業と、それがやっぱり毎年これから卒業生が出てくるわけなのですけれども、当然それに対しての新規就農先を確保していかなきゃならないということは、これはもう当然コーディネーター含めた中で、また、JAとの協議の中でやっていかなければならないのですけれども、やはりそれが毎年のように2組なり3組なりが入っていかないと、今の標茶の酪農家戸数はどんどんどんどん減っていくと。そのためには、これは繰り返しですから、やっぱり卒業していった分また入学していかなければ、非常に人材的に不足してくるのではないのかなと。また、非常に農業人フェアで申し込みが少ないという中で、やはり標茶町の受け入れ態勢というものをどんどん、これだけきちっと住宅を確保してありますよということをおPRしていかないと、また標茶町に研修に行きたいといったときに、いや、住宅がないからほかの町村にしますわということにもなりかねませんので、やっぱりそういう条件整備というのがやっぱりこれからどんどんどんどんやっぱりやっていかなければならないだろうと、私はそういうふうに思っているのですけれども、これもいかんせん財源が伴うわけですし、その中ではやっぱりこれからも検討していただきたいというふうに思っております。

また、先ほどの1件当たり年間で約200万円くらいの新規就農に対しての経費がかかっている。それが多きときには8組にふえる可能性がある。これは5年間ですか、5年間の財政的な支援の中では、それで最大限8組、今の段階では8組くらいだということですがけれども、やはりこれが今、卒業していったと、また入学して、それが毎年のように卒業生がきちっと就農するということになりますと、やはりこれもまた件数はふえていくというようなことになる中では、財源的な面ではまたもっともっとふえてくるのかなというようには思いますけれども、でも、私はやはりきちっと就農されて、多少財源がふえてもきちっと就農されていくほうが、まだまだ私は町のためにはプラスになるのではないのかなと思いますけれども、そういう面では、考え方としてはまだふやしていかなければならないということと、まだまだ考えていかなければならないということと、財源的なものでももっともっとふやしていきたいという、そういう考えがあるのか、また、住宅の件につきましても、JAと協議してふやしていきたいというお言葉をいただきたいなと思いますけれども、どうですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

最大で今の計画でいきますと8人ずつということになりまして、卒業生が、ただ、これ、どなたも2年やれば卒業という話にはならないわけでありまして、それと、例えば浜中町さん、別海町さんの今までの経過を見ておきますと、卒業したのに就農先がないという問題がかなりありまして、そういった中で標茶町で受け入れていた経過もあります。したがって、当然その研修生をふやすほうが可能性としては確かに高くなるかもしれませんが、本当にそれが効率的なのか。先ほど言いましたように、やはり夫婦の希望者が減っているとすれば、例えば単身者向けをどうするのか等々については、農楽校についてはまだスタートしたばかりでありますので、これから状況等を踏まえながら考えていきたい。

それと、やはりご理解をいただきたいのは、研修をされる方のほとんどの希望が、大型の経営を目指していないのですよ。だから、そこがやっぱりこれから先のいろんな問題の中でギャップというのが出てくるのではないのかなと思いますし、やはり事業を使って償還をしていく場合に、その償還金をどう稼いでいくのか等々については、やはり非常に大きな制約があるというのも事実であります。何せ、やはり大きな額を借金を背負ってスタートするわけですので、やりたいと思った人が誰でもやれるということにはならないと思います。それは、やはり担い手協議会の中で、本当にこの方が家族を抱えてやっていけるのかどうか等々についての判断というのは私どももしていかなければいけない。そうすると、今スムーズに流れていくと、年間8人という対策になりますけれども、これがもっともっと違う形になるということも当然想定をしながら、今後考えていきたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 松下君。

○6番（松下哲也君） 冒頭申しましたけれども、まだ1年たっていないわけです。昨年の

4月1日から始まった研修センターですから、私もまだちょっと早いかなとは思いましたが、あえて質問をさせていただきました。もう少し様子を見た中で、1回目の卒業生が出たあたりから、またじっくり検討というか、私も勉強していきたいと思います。

ただ、今、町長おっしゃられたやっぱり新規就農者というのは、50頭くらいで放牧酪農をやりたいということで希望されている方が非常に多い。ところが、今、ある程度投資した中で離農されてというのも、それでなかなか新規就農生が入られないというのも現実です。そういう中では、非常に私もどのように考えていったらいいのかということは本当に難しい問題であると思います。そういうことで、十分関係機関の中で検討しながら、やっていっていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で、6番、松下君の一般質問を終了いたします。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） 私のほうから、子供を育てる環境づくり、子育て支援の関係におきまして、2つの事業なのですが、1つにしまして伺いたいというふうに思っております。

休日の保育事業と病児保育の実施についてです。

国は平成24年に子ども・子育て支援法を初めとする子ども・子育て関連3法を成立させました。これらの法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートするに当たり、市町村は質の高い幼児期の学校、保育及び地域子ども・子育て支援事業計画を策定することとなり、本町も昨年3月に子ども・子育て支援事業計画が策定されまして、それぞれの保育事業の確保の方策、今後の取り組みが計画されております。

計画を策定するに当たっては、就学前の子供がいる家庭を対象にニーズ調査が行われ、299人中181人からの回答を得て、その結果の報告書も昨年3月に示されました。私ども議会に対しましてもいただきました。調査項目の中で、子供の日曜保育事業の実施について26%の希望がありました。また、平日の保育で病気やけがで利用できなかったとの回答は74.8%、利用できなかった場合、母親が仕事を休んだ67.4%、父親が休んだのは15.2%で、多くは母親が対応しているとなっております。

先日2月19日、平成28年度の標茶町各会計予算の概要が公表されまして、継続事業ではありますが、子育て支援対策にも重点政策として取り組むことが発表されておりました。本町の少子化の動向は、支援事業計画にもありましたが、平成2年の年少人口と比べると24年間で約半数まで減少していて、少子化は進行していると言えます。平成28年度の本町の各会計予算公表から子育て支援対策にも積極的に取り組まれておりますことに心から敬意を表します。

しかし、支援事業計画にはない休日の保育事業や病児、ここでは病後も使わせていただきますが、病後児保育事業は、子供を産み育てながら働く親にとって重要な事業と私は考えま

す。安心して子供を産み育てられる、そして安心して働くことのできる環境づくりこそ、少子化対策並びに子育て支援と考えられるのではないのでしょうか。本町の取り組んでいる子育て支援事業のさらなる充実のためにも、休日の保育事業の実施と病児保育事業の実施を求めますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番、鈴木議員の休日の保育事業と病児保育の実施についてのお尋ねにお答えをいたします。

町内において安心して子供を育てられる、安心して働くことができる環境づくりを推進することは、子供の子育てを推進する上で重要であると認識をしております。

一方、休日には保護者が子供と触れ合い、子供と十分に過ごす時間を持つことも非常に重要なことであると考えております。

平成25年10月に実施した標茶町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査計画においては、議員お尋ねのとおり、日曜日の利用希望が26%ありました。休日の保育につきましては、これまでも懸案でしたが、昨年10月より社会福祉協議会の中に子育てサポートセンターまーぶるが開設となり、子育てサポート事業が開始されまして、休日には子供を預かることができる体制が整いました。実際の利用はまだ少ないですが、引き続き社会福祉協議会と連携を図りながら、子育てサポート事業の周知を行い、子育てしやすい環境づくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、病児保育事業の実施についてのお尋ねですが、病児保育の実施に当たっては、保育士及び看護師の確保、小児科の医師が巡回でき、緊急時にも連絡体制のとれる医師の確保が必要であることから、現在の小児科医が常駐していない体制においては、条件整備が難しいものと認識をしておりますけれども、標茶町立病院の空きベッドの活用を含め、今後とも検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、さまざまなニーズがある中で、子供にとって子育て中の家庭において、子育てしやすい環境の整備に今後とも努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 町長が今答えられましたように、私自身も十分理解しながらご質問させていただきましたが、児童福祉法の第24条では、保護者の労働又は疾病等で保育に欠けるところがある場合においては、保護者から申し込みがあった場合、それらの児童を保育所において保育しなければならないとなっております。ただし、その数が少ない場合等においては、家庭的保育事業で保育を行うことという、適切な保護をしなければならないというふうになっておりまして、まさに今は核家族の状態で、おじいちゃん、おばあちゃんのいらっしゃる家庭ではなくて、ご両親と保育を必要としている子供さんたちが過ごされているという家庭環境の方々が多くなってきておりまして、そういう状況の中では、日曜に公務員やあ

る団体等々は土日が休みとか祭日も休みとか、そのように決まっておりますが、本町の場合の若いお母さんたちは、ほとんどの方々がパートでお仕事されておまして、民間では土日ではなくして、平日に休みという、そういう状況も見受けられます。

そういう意味では、今、町長が答弁にありましたように、社協でスタートしたサポートセンターまーぶる、私も会員となっておりますけれども、もしかすると、そこでの休日の預かり保育というのはできるのかもしれませんが、やっぱり社会全体で子供を育てていこうという今の状況の中では、うちには民間保育もありませんから、公的機関である自治体はその役割を私は担ってほしいなというふうに思っておりますので、ぜひ休日保育については、道内たしか27カ所で休日保育の実施をしております。例えば、帯広市の例をとりますと、先ほど子供と日曜日、休日に十分に過ごすことの必要性、それも私は十分理解しておりますが、親が平日休みのときには、帯広市の実施しているところでは、平日にはその休日保育を利用した場合には、親が平日休みの場合にはそこは受け入れをしない。するときには、休日保育料金をもらうのだということで、実施している状況が示されております。

そういう意味からしますと、あらゆる条件をクリアした中で、休日に対して平日にお休みの親なり保護者なりが子供を、やっぱり十分に過ごすということでの条件つきとかということ、私は考えられるのではないかなというふうに思うのですね。そういう意味では、ぜひこの休日保育についてはもちろん社協とも相談をしていただきたいですが、実施の方向に向けてご検討をいただきたいなというふうに思います。そのことが1つですが、いかがですか。

さらに、病児保育につきましても、新聞でしか理解していませんが、釧路市では今年度から病後児保育のスタートというふうに事業を展開するというふうに新聞紙上でわかりましたけれども、市の詳しい取り組みについては理解はしておりませんが、先ほど町長が言ったように、非常に看護師さんの問題、保母さんの問題、さらにはお部屋の問題、病児、病後児を受け入れするためのお部屋の問題というのはやっぱり検討していかなければならないし、今言った町立病院の空きベッドの利用をいろんな要望が出されておりますが、それらを十分に検討して、検討課題だということはこの事業計画の中でも示されておりました、病児については。ですが、やっぱり早急にそういう保育で、働いている方々の子供に対してのやっぱり支援事業というのは、私は一つ一つ整備をしていく上では、急いで検討する事項ではないかなというふうに思っております。

そういう意味から、この2点についてもう一度早急に検討していただきたいなというふうに思いますが、伺っておきたいと思えます。

ただし、先ほど社協のまーぶるですが、まーぶるは病児の子供さんは受け入れしないというふうに今なっております。ですから、先般の12月にも預けたいというお母さんがいらっしやって、お子さんが熱を出していたために、まーぶるで預けられなかったという、そういう状況が出てきておりますので、ぜひこの2点については、本当に地域で子供を支えて行くのだという観点から検討していただきたい問題だなというふうに思いますが、もう一度

伺いたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

休日保育についてはいろんな考え方がありますし、そういったニーズがあるから対応しろというのが本当に多くの町民の皆さんのご理解をいただけるかどうか等については、私はちょっと違うのではないのかなと思っておりますし、また、公的機関だけが対応しなければいけないということではないと思いますし、これから先はこれは介護も含めて、やはり地域全体で町民みずから何ができるか等々の発想も当然必要だと思います。

それと、例えばサービスを提供するに当たっては、当然これはマンパワーの確保、それから財源措置等々の問題もありますので、そういった中で何が可能か等々については考えてまいりたいと思います。

病児に限りましては、先ほど言いましたように、やはり病気の子供ですので、それについてはそういったやはり医者との連絡体制であるとか、そういったことが必要ですので、それにつきましては、これは実際にどうなるかわかりませんが、町立病院の空きベッドの問題というのは、これを将来的にどうしていくのか等々については、今、広域医療の体制をどうするのかということで、国と道も検討を加えています。

ただ、これは先ほどのお話と同じなのですけれども、実際、では誰がそれを担うのかということになったときに、それは町がという話にはとてもならないということは現実問題としてあるわけでありまして、それについてはぜひご理解をいただきたいと思います。

いずれにしても、地域でみんなでという考え方については、私もそのとおりでと思いますし、町は町、いわゆる社協であるとかNPOであるとか、そういった今まで標茶町が築き上げてきた協働のまちづくりという伝統を基本にしながら、いずれにしても、子育てを支援するような環境に何が可能か等々については、検討してまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） ぜひ検討してまいりたいということで理解いたしますが、ちょっと私と考え方違うなというのは、休日保育の関係で、公的機関だけがというふうに町長は述べましたが、うちの保育には民間保育園はなくて、自治体が事業を展開しているというのが現状だというふうに思います。町長の言われている休日保育の預かりというのは、保育ママなり個別対応もいいのではないかなという意味が含まれているかなというふうに思うのですが、しかしながら、私はやっぱり保育に欠ける、責任を持って保育事業を展開するという意味では、公的機関である自治体、うちの町が休日保育についても取り組むべきだというふうな考え方に私は立つのですね。ですから、その辺、意見の違いかなというふうには思うのですが、ぜひ休日の必要性というのは全町民が理解しないとしても、そこを言うと全ての事業は全町民が、では理解をしているかとなると、そうではないというふうに私自身も思いますから、

ぜひ検討していただきたいなというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私は、いつも申し上げていますが、世の中というのは個人と企業の自由な活動によって成り立っていると。それでは解決できない問題のために行政の施策があるのだということをお願いしております。本町において、現在、確かに保育というのはそういった事情でありますけれども、これから先のことを考えたときに、本当に行政だけが担うべきものなのかどうかについては、私は違う考えを持っております。これはやっぱり地域全体という、よく皆さんもおっしゃいますけれども、地域全体で支えていく体制がなければいけないわけありますから、そういった中で、こういったことに対して可能性を考えて、それをスタートさせる方たちがいても、それはそれで構わないと思います。そして、公的機関だから責任が持てる、民間だから持てないという発想は、それは私はいかななものかなと思っております。どういった場合においても、よそ様のお子さんを預かるわけですから、それに対して責任感なりがなければ私はやれない問題だと思っておりますので、それについては意見の違いということになりますけれども、私はそのように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） くどいと言われますが、1点だけ。

責任問題となると私の言葉足らずだったと思いますが、どこで実施しようが受け入れしようが、それぞれの立場で責任というのはあるというふうに私もそれは理解しておりますが、いずれにしましても、ぜひ検討していただきたいなということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 以上で9番、鈴木君の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時39分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君）（発言席） 質問いたします。

休憩が入ったので、気持ちを一新させて、しっかり質問したいというふうに思います。

最初に、介護の問題です。介護の課題について質問いたします。

介護利用者、介護事業者、介護保険者にとって非常に厳しい法改正が今、矢継ぎ早に出ています。社会保障費の大幅削減を目標にして、介護が必要な人たちの介護からの切り捨てが

恐ろしい勢いで進みつつあります。このような事態に対し、本町がどのように立ち向かうか、住民サービスをどう守っていくかについて以下の質問をいたします。

初めに、要支援1、2の給付サービスの一部が市町村の手がける事業へと移行することになり、平成27年度から随時スタートし、平成29年4月からは全ての市町村で実施しなければならないことになっています。まだ少ない数ですが、道内でも一部の市町村で新総合事業が開始されています。

そこで伺いますが、本町の開始時期はいつごろを予定していますか。

また、その際、サービスの低下が起きないような対策はできていますか。

また、利用者の負担増は発生しませんか。お答え願います。

新事業の報酬については、予防給付の報酬を上限として各市町村が独自に設定することができるようになっていきます。したがって、予防給付の報酬よりは低くなる可能性も出てくると思いますが、私は現行どおり行うべきと考えますが、いかがですか。

次に、厚生労働省は、要介護1、2の利用者から生活援助の介護サービスを切り離す方針を明らかにしました。要介護者の生活援助は、他の介護同様、要介護者の自立を目標としているものです。この生活援助を取り上げることは、その自立を妨げ、要介護者の重度化、悪化を招きかねないと考えますが、これについて町長の所見を伺います。

また、厚生労働省の方針について今後どのように推移していくのか、その見通しについても伺います。

この要介護1及び2の方々の生活援助を介護サービスから切り離すことについては、平成29年度から実施するという情報もあります。町にもこれらの情報は来ていますか。

また、このことが実施されれば、要介護1、2の利用者は、介護費用を全額自己負担することになります。そうなった場合、町としてはどのような方針で臨むか、町長の所見を伺います。

以上です。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の要支援1、2及び要介護1、2の介護サービスの後退をさせない施策をとのお尋ねにお答えをいたします。

1点目の新総合事業の本町における開始時期についてであります。現在、平成28年度中の開始を目指して準備を進めているところであります。昨年3月に国が政策を発表した以降、先進的に実施した自治体や国の説明会等の情報収集を行い、できる限り早期での実施が町にとっても利用者にとっても望ましいと判断したところであり、まず従来実施した介護予防サービスをそのまま移行する形での実施とし、利用者のサービス低下、負担増は発生しないよう進めてまいりたいと考えているところであります。

2点目の予防給付の報酬を現行どおりに行うべきについてであります。1点目で触れた部分でもありますが、現行のサービスをそのまま移行することから、報酬についても現行ど

おりとすることで検討をしております。

3点目の要介護1、2の利用者から生活援助のサービスを切り離す方針についてであります。現段階ではこの方針が出されたばかりであり、具体的な内容については、これから国の専門機関において協議、検証がされるとのところであります。今後の厚生労働省からの情報に注視してまいりたいと考えています。

4点目の平成29年度からの実施情報、介護費用を全額負担することについてであります。1月に厚生労働省から方針の発表がされた後、本町を含めた各自治体への正式な通知等はありません。また、実施された際に介護費用の全額負担となる可能性については、新総合事業において要介護1より軽度な方に対し、生活支援に相当するサービスを提供し、それが保険給付等による事業となることを考慮しても望ましい形ではないという認識でいます。

いずれにしても、国からの具体的な情報が一切ない状況でありますので、今後の国の動向を注視しながら、対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 要支援1、2の今ご答弁を伺ったのですが、利用者の負担増、それから開始、それから報酬の問題、私はいつまでこれが保障されるのかと。今のところは、国や道からのそういう支援というのはあると思うのですけれども、見通しとして、いつごろまで、この要支援1、2について現行どおりでやっていけるのか、そういう見通しをまず、どのように見ているのかというのを聞きたいというふうに思っています。

まず、それを1点目伺いたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、現在、国のほうからこういった形が出るかわかりませんが、基本的な考え方としては、私はやはり介護事業をこのままの形で維持していくことは困難であろうというぐあいと考えております。それはもう議員ご案内のように、介護制度が発足して介護費がこういった形になってきたのか、また、25年問題を控えてこういった形で持続可能な介護をやっていくのか、そうすると、一つの考え方ですけれども、本町は今まで高齢者の方々の健康づくり、生きがいづくり等々に取り組んできたいろんなものも含めて、例えばこういったことが可能か等々、これはご案内のように教育委員会の所管である公民館がやられているいろんな事業等々もありますので、そういった中で、現行の介護の中で見ているものと、それから今まで本町がそれ以外の部分でやってきた部分等々をもう一回役割分担、再構築を図った中で、結果としてこれからふえてくる高齢者の健康をどうやってしていくかだと思っております。

私、町政執行方針の中でも申し上げましたけれども、もう高齢者がふえていくということ

は、これはとめようがないわけでありまして、ただ、その中で介護に頼らない健康な高齢者をどうふやしていくのか、それがやはり一番大事であろうと思っております。国の方針は方針としても、本町としては今までそういった実績があるわけですから、それをやはりこれから先にどういった形になるのか、私も昨年、高齢者になりましたけれども、できるだけ人に迷惑はかからないと、そういった健康で支える側でいたいという思いで日々努力をしております。だから、できるだけ多くの高齢者の方が支える側にいるということが、やはり一番大事なことではないのかなと思っておりますので、そういった意味で、早急にこれは町全体の中で考えなければいけない話ですので、教育委員会、それから福祉担当等々、地域振興等々も含めて、考えていかなければいけないし、また、社協であるとかNPO法人であるとか、そういった役割等々も踏まえながら考えていかなければいけないというふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 私は、町長が前期高齢者に仲間入りしたということで、いつまでも元気で頑張っていて働いていただきたいなというふうに思いながら質問するのですが、いわゆる総合事業ということで、ボランティア、インフォーマルなそういう支援者ですよ、そういう方々の発掘といいますか、それをつくり出すというものが、私にはまだ目に見えていないのですよ。具体的な介護を必要とする人に対して、そういうインフォーマルな支援者の姿が見えてこない。それをどう構築していくのかという問題があって、そのことの見通しをどういうふうに考えているのかということ伺いたかったのです。28年度実施ですから、それから介護1、2にしたって、厚労省がもう発表しているわけですから、そうすると、ここ一、二年の話なのですよ。だから、その点でどうしてもそういう町民の支援体制というのが必要になってくるので、そういう取り組みをいつごろからどのように進めていくのかというのを、まずお聞きしたいなというふうに思うのですけれども、どうですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもお答えしましたけれども、既にいろいろな可能性については検討を始めておりまして、それら辺、例えば、町内会、地域会、老人クラブ、社協、ボランティア、それから公民館であるとか、保健推進委員であるとか、こういったみんなですべて考えていかないといけないと思っておりますので、担当課のほうで、今、事業を進めておりますので、担当課のほうから見通し等、ちょっとお話をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

今、総合事業のどの辺から始まるのかということから、まず少しお話をしたいと思うのですが、総合事業、実は29年から始めるということになっているのですが、最近いろいろな最初27年度の情報では、全ての事業を総合事業に移管しなければならないのかなというふうに思っていたのですが、実はそうではなくて具体的に先ほど町長の答弁でも28年度中に開始を

すると言いましたが、これにつきましては、現在行っている通所サービスと訪問介護のこの2つについては、28年度中に現在行っている形態、今、町内事業所、それぞれ3つずつ事業所をお願いしているのですが、その形態のまま移行して、基準も国が予定している基準のとおりを使いますので、報酬についても変わらないというようなご答弁の内容だったと思います。

これら2つを移行することによって、標茶町は実は総合事業に着手したというふうにみなされるというふうな国のQ&Aも来ておりますので、ですから先行している自治体、27年度から始まっているところもあるのですが、ごく一部スタートしてもその町は総合事業にスタートしましたというようなカウントのされ方をされているということです。

最終的に国が何を目指しているかという、今回の介護保険は3年間の、例えば第6期の計画だったのですが、それプラスアルファ、2025年までのその団塊の世代がピークとなる時期の介護のありようを見据えて計画をつくりなさいというものでした。国が今求めている総合事業も、そのピークに合わせて、それぞれの自治体において自由裁量で基準やら要綱を定めながら、それぞれの町にふさわしい総合事業のあり方を検討してくださいというのが国の基本的な考えです。

ですから、今、町長が基本的な概略を申し上げたのですが、公民館をベースにしてとかいろんな話しされましたが、それらをどういう形でつくっていくかについては、これからの作業になります。今、それらについて大枠をある程度標茶町として、例えばふさわしいこれからの介護のステージとして、どういう既存の社会福祉の資源を使いながら有効にやっていくかというふうにと考えると、先行している町村によってさまざまです。例えば社会福祉協議会が結構元気な町は、地区部会を中心にしながら展開しているところもあります。そういったことをよく見ながら、標茶町の場合、では、どういうふうに展開したらいいかなと考えるときに、やはり標茶町には各地区に6つの公民館があって、そこを中心にしながら、さまざまな、例えば老人クラブの事務局を持って高齢者の窓口になったり、やはり活動の場所については公民館エリアが一つの単位なのだろうなど。その中に、例えばその地域の特色がまたそれぞれだと思います。磯分内のように1週間に1回老人クラブの例会が行われている地域もありますし、例えば虹別のように連合振興会が非常に活発で、オートキャンプ場の委託から運営から何から全部地域でやっているというところもありますので、それぞれの地域に合わせた形でその受け皿をつくるのが一番かなと思っています。その例えば中心になるのが、やはり公民館がありますので、公民館は、皆さんご存じのように、それぞれの公民館ごとに運営の母体を持っています。公民館運営審議会というような名称だったかと思うのですが、そこにいろんなその地域の人たちが入ってきていますので、そこをベースにしながら、基本的な考え方の組み立てをできないかなと私どもでは思っています。

国は、生活コーディネーターをそれぞれ置きなさいと言ってきています。それも、国が基本としているのは、3階層に、第1階、第2階、第3階の3階層になって、地域の規模にも

よると思うのですが、置きなさいという形になっていますので、全町的なコーディネーターと各地区の公民館エリアでの、標茶町の場合は2層程度でいいのかなと思うのですけれども、そこにいろんな人たちがかかわってくる。例えば、今まで介護保険というのは、介護保険会計もあるのですが、その中で例えば予防事業、いろんなのをやっていたと思います。健康づくりのをやったりいろんなことをしているのですが、実は教育委員会の社会教育の中でも、トレーニングセンター中心にスポーツ指導員を配置しながら、同じように地区の中で展開をしている。さらに健康予防では、例えば保健福祉課のほうの保健師さんが、各地区に担当エリアの人が決まっています、その地区を担当しながら、健康づくりを見守っていたり、独自に健康づくりの教室を開いたりしています。それぞれ今まではばらばらにやったというか、連携はもちろんしてはやっているのですけれども、同じような形で実は同じ人を対象にしながらかやっていたと思うのです。これからは、実はそういったもろもろのものも、総合事業の中に包括してできるようになるのかなというのがあります。今まで例えば一般財源でやっていたものが介護保険の総合事業の枠の中でやると、町村の負担は12.5%の負担でいいというふうになりますので、ですから、地域支援事業の総枠がこれからどこまで伸びていくかはちょっとわからないのですけれども、そういった総体的な今までとは違う人と物の組み立て方の少し方向転換をしながら、地域に総体的に入っていくというか、そういう形を今、これから組み立てようと思っています。これが何年間かかかって標茶にふさわしい形にできるかはちょっと自信ないのですけれども、可能な範囲でできるところから、できる事業をスタートさせていきたいというふうな形で、今、担当のほうで検討しているところでございます。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） わかりました。この公民館をベースに運営審議会の課題の中に今国が出している介護の問題を位置づけると。町長のような元気な高齢者の人たちがたくさんいれば、これはうまくいくのではないかなというふうに思うのですけれども、要支援1、2はわかりました、そうしたらそういうことで。まだこれから課題はたくさんあると思いますが。

要介護ですね。これ、ここまで来てしまうと、もう介護保険制度そのものが土台から崩れていくというような内容でないかなというふうに私は思うので、その辺の見解も伺いたいですよ。確かに、具体的なことは役場のほうにおりてきていないというふうに言っていますが、社会保障審議会の中でも何回かの審議を行って、厚労省がそれを発表してしまったということですよ。すごく腹が立つのは、国会で閣僚が要介護1、2を介護保険制度から外すということの理由の一つに、ヘルパーを家政婦がわりにしているという実態があるみたいなようなことを言っているのです。これは、もうとんでもない、介護の基本のキをわかっていない人の話でないかなというふうに思うのです。

私、2月の頭でしたか、財務省の出先である釧路の財務事務所の話役場でやりましたね。聞きに行ったのですが、まるで社会保障費を減らしたことが成果のような言い方をしたのですよ。町長もかなり食い下がって質問していたみたいですが、私たちも、同僚の櫻井議員も

怒って質問していましたがけれども、本当に社会保障費を抑えることが今一番大事な任務みたいな、そんな言い方をして説明したのですね。名称は懇話会でしたか。懇話会みたいな名称だったのですけれども、懇話会みたいな名称でなかったのですが、私は、この介護保険1、2を外すという厚労省の発表、全部でないですけども、その中の生活援助を外すという話ですね。生活援助というのは、なかなか思うように生活ができない人たちに対して、掃除とか洗濯とか買い物とか食事づくりとか、あるいは薬の受け取りに行くとか、そういうようなことなのですね、生活援助の内容というのは。できないからそれを介護のメニューに入れているわけですよ、生活援助の。これを外すということですよ。

ですから、今回の見直しというのは、これは町長の執行方針にもありましたけれども、膨らみ続けている社会保障費を抑えることが私は最大の狙いだというふうに思っています。2月の社会保障審議会で議論を開始して、早ければ来年2017年度にもこれは実施していくという、せっぱ詰まった話ですよ。利用者の負担を緩和するために、自治体を実施している家事支援サービスの充実も検討していると。勝手にもう自治体のサービスもいじくり回すというか、利用者やその家族への体力的、経済的負担増はどう見ても避けられないというような本当にせっぱ詰まった状況に、今、追い込まれているのではないかなというふうに思います。

きょうは春日さんもお見えになっていますけれども、要介護2だって大変ですよ、生活はね。実態は。本当にこの生活援助を切られたら、もう生きていけない、暮らしていけないということが実態なのですよ。これは町としてどうするのかということをお聞きません、今はね。この要介護1、2を介護保険制度から削るというか、介護保険制度、要介護1、2の生活援助を介護保険制度から切り離す、切り捨てるということについて町はどういう受け止め方をしているのか。はっきり言って仕方ないだろうと思っているのか、あるいはこれはあってはいけないと思っているのか、その辺のことをここでは伺いたいというふうに思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

基本的には議員がおっしゃることというのは理解できるわけですけども、では現実的にふえ続ける社会保障費をどなたが払っていくのかということは、これは私申し上げているように、未来に借金を残さない、自分たちがどこまでできるかということは、今の我々が考えていかなければいけないのではないのでしょうかということ、これはずっと申し上げている話であります。

今はマイナス金利ということで、国のほうの利息が随分何か国債、つい何日か前に売ったので、何十億円もうかるとかいう話がありますけれども、そういった状況がどこまで続くのかというのは私はよくわかりませんが、いずれにしてもこれだけの借金を抱えて毎年毎年予算が膨張している。その大きな要因が社会保障費であるということは、これは事実なわけですから。だから、それに対して今、私どもが何ができるかということは、これは考えていかなければいけないと思います。

それと、やはり今までの介護で対応されたのを切るのはけしからんという話になりますけれども、でも、もしそういう形の中でどんどんどんどんこれから先、介護適齢期である団塊の世代がピークを迎える25年までいったときに、どういう形になるのかと考えたときに、それはやはり私が言ったのは本音なのです。やはり私は高齢者ができるだけ介護保険を使わない、健康である、そういう努力を続けることしか解決策はないのではないのでしょうかということをお申し上げているのであって、だって、そのことがやはり一番大事なことであって、それは今までの標茶のまちづくりの中でずっとやってきたことですから、これをやはり充実強化をさせていく、そのことが大事であって、国がここがこうだからけしからんと言っても、これは何にも解決できないのですよ、現実問題としては。実際そのことによって1,000兆円もの借金をしているわけですから。これをこのまま私たちの大事な子や孫の代にどんどん膨らませていっていいとは思いません。だから、やはり自分ができるだけできることについては、とりあえずできることは何かというのは、できるだけ健康でいることだと思いますよ。それをできるだけ多くの皆さんがやっていくこと、それがやはり一番の近道、それしか解決方法はないのではないのかなと。国がけしからんと幾ら言っても、これはこうやって膨らんできているのは事実なわけですよ。それはなぜかということ、結局、求める福祉に対して財源を確保してこなかったことが、これが一番の原因なわけですよ。だから、それは我々みんなの責任なのではないでしょうか、今いる私どもの。だから、それを政府がどうこうというのではなくて、自分たちが何ができるかということをやっぱり考えていくことが私は重要なのではないのかなということをお申し上げているわけでありませう。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） それは立場が全く私と違う立場ですね。借金を膨らませたのは、政治のどの責任なのだという話ですよ。お金の使い方をどういうふうにしているのだという話ですよ。そういう意味では、私は町長のそういう分析の仕方というか、これにはもう真っ向から反対します。

ただ、それ以外の話は全くそのとおりで、僕は町民は助け合ってできる力を発揮して、そして、お互いに支え合うということについては全くそのとおりだし、自分も微力ながらそういう仕事をしているつもりです。

ただ、このふえ続ける社会保障費を誰が払うのか。国の責任でやるべきなのです。この使い方が間違っているから、今のような時代にならざるを得ない。これ、きょうのテーマと違いますから、それで、ただ、私がそう言って終わりにしてしまうのは本当に申しわけないのですけれども、そこはちょっと町長と立場が違うかなと。借金と社会保障費をどうするかという、これはもう経済学の分野にも入るし、ちょっと違うのではないかなというふうに思っています。

それで、次のところに移っていいですかね。次に移りたいと思うのですが。

次の問題は、教科書問題です。順番そうですね。そうですね、教科書問題。

文部科学省は、「道徳の教科化」の伴う学習指導要領の改訂及び学校教育法施行規則の一部改正を告示していますが、この道徳の教科化は今後どのような日程で進むのか伺います。かなりさっきも教育長の執行方針の中で、前倒しで学習指導要領をとという話を書いてありましたけれども、言っていましたけれども、それでまた教科となれば、副読本ではなく教科書を使うことになると思いますが、教科書はどのようになっていますか。

道徳の教科化について私なりの考えを述べますが、およそ倫理観、道徳観というものは、個々の児童生徒の内心の自由に委ねられるものと考えます。その点からいって道徳の教科化は妥当なものか、教育長の所見を伺います。これは言いづらいかもしれないですけども、道徳の教科化というのは本当に正しいのだろうかということについて所見を伺っているわけですから、率直に答えて、国で決まったことだから仕方がないとかいうことではなくて、率直に答弁願いたいと思います。

3点目に、教科化されれば、当然、他の教科と同じようにこれ評価しなければならないですね。どのような基準で、また、どのような方法で評価するのか、伺います。さらに、道徳のように内心にかかわる内容を教科化したり、ある一定の基準で評価するというのは教育的にはそぐわないと考えますが、いかがですか。

以上です。

○議長（館田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 学校教育での「道徳の教科化」ではなく、憲法に沿った道徳教育の創造を行うべきだという4番、深見議員の質問にお答えいたします。

今回の学習指導要領の改正は、平成25年2月に教育再生実行会議の第1次提言「いじめ問題等への対応について」で、道徳の教科化が提言され、その後、平成25年12月の道徳教育の充実に関する懇談会の報告があり、平成26年10月の中央教育審議会の答申を経て、平成27年3月に学習指導要領の一部改正及び学校教育法施行規則の一部改正がなされたものであります。

ご質問の今後の日程についてであります。小学校は平成30年、中学校は平成31年から特別の教科道徳として実施されることになっており、平成27年度、28年度、29年度の3年間は移行期間となっておりますので、改正された学習指導要領による教育課程の編成が可能となります。

また、教科化に伴い、検定教科書が導入されることになっており、小学校用は28年度に検定、29年度に採択、30年度から使用、中学校は29年に検定、30年に採択、31年に使用というスケジュールが示されております。

2点目の倫理観、道徳観というものは、個々の児童生徒の内心の自由に委ねるもので、道徳の教科化は妥当なものかというご質問についてお答えいたします。

道徳教育において、育成を目指す道徳性は、議員ご指摘のとおり、児童生徒の内心の自由に委ねるものであり、特定の価値観を押しついたり、言われるままに行動するよう指導した

りすることは断じてあってはならないことと考えております。

今回、道徳の教科化に当たっては、中教審の答申に「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」とあります。

これまでも道徳教育は、道徳の時間をかなめとして学校の教育活動全体を通じて行うものとされておりましたが、これまでの道徳の時間を特別の教科道徳とすることによって、いじめ問題の対応の充実や、発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとすることや、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることを目指したものであり、教科化によって児童生徒の内心の自由が侵されるものではないと理解しております。

3点目の評価についてどのような基準でどのように評価するのかということについては、文部科学省では平成27年度に検討を行い、評価にかかわる教師用指導資料の作成や指導要領の改正を行うとしておりますが、現時点では具体的なものは示されておられません。学習指導要領第3章第3の4には「児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする」と示されております。

議員がご指摘しているとおり、道徳科で養うべき道徳性は、人格の全体にかかわるものであり、数値などによって不用意に評価してはならないと考えます。小学校の学習指導要領解説には、「道徳科でなされる評価の根底には、教師と児童との人格的な触れ合いによる共感的な理解の上に、児童の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、児童が自らの成長を実感し、さらに意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価をすることが求められている」と記述されており、そのような考え方で評価が導入されるものと理解しておりますが、今後の動向を注視してまいりたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 再質問があれば許します。

深見君。

○4番（深見 迪君） 非常に満足のいく答弁でした。

さっき教育長がおっしゃったその答申では、道徳教育の本来の使命に鑑みれば、特定の価値観を押しついたり、主体性を持たず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるもの、これは答申の中身ですよ。最も大事な中身です。

私はここで、それでは特定の価値観を押しついたりという、これが特定の価値観でないかとか、これはどうなのだ、誰がこれを判断することになっていきますか、現場では、このことをちょっと間違えると、それは特定の価値観でないかとかというふうになりませんか。どこでどういうふうに判断するのですか、その特定の価値観というのは。

○議長（館田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。これについてはその特定の価値観というのは、現実的に専門家によるワーキンググループで議論されているという話があります。

ので、その辺を今、先ほど申しましたけれども、具体的なものが全然示されていないのです。27年度にそういう方向性を示すと言っているのですけれども、だから、その辺を注視してまいりたいと思いますし、過去にもそういったことがあっての反省があって、その辺のことを十分に理解しながら、恐らくその方向性が出てくるのではないかと私はそういうふうに期待しておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） わかりました。

その点については、まだ具体的な検討は、本当はそっちに聞きたいのですけれども、先導的試行とか、行っていないというふうに解釈していいのですね、今のところは。

○議長（館田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほども申しましたけれども、具体的なものは全然出てきていないのです。だから、我々としては、やはり先ほど答弁申し上げましたように、そういった方向性にならないようなもので提示していただきたいなというふうに考えているところであります。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 今までは心のノートでしたか、副読本。家庭に配りましたと。あとは自由というような感じだったと思うのですけれども、今度は教科書に出てくるわけですから、教科書も私、低中高に分かれた見本を見ました。ちょっとびっくりした内容だったのですが、これを使って授業するのですね。そうですね。

それで、私、その評価の問題で、さっき数値化は道徳だから無理だろうというふうに言いましたけれども、では、どういう評価の仕方をするのかということはびっくりするのですよね。正しい生き方を、教科書を見たら、こういうふうにしましょう、こういうふうにしましょう、これが正しいというふうになっているような教科書なのですよ。こういうものだというふうに決めて、それを教えて、それが守られているかどうか、これは児童生徒を四六時中監視していなかったらわからないわけですよ。だから、その点の評価はどういうふうに、僕は現場では、学級が2人、3人ぐらいのところは別としても、とてもではないけど、1人の教師が見るというのは、かなり不可能に近いと。だから、道徳の教科化なんていうのは本当は問題外だなというふうに思っていたのですけれども、評価1つ見てもそういう状況なのですよ。その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（館田賢治君） 指導室長・佐々木君。

○指導室長（佐々木 豊君） 道徳の評価にかかわりまして、ご説明させていただきたいと思います。

現在、出されております学習指導要領解説においては、先ほど教育長のほうからもありましたけれども、数値による評価ではなく、記述式で評価をしていくということがまず1点目。それから、他の児童生徒との比較による相対評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを

積極的に受け止め、励ます個人内評価として行う、つまり、その子の伸びを評価していくという形での評価。それから、他の児童生徒と比較して優劣を決めるような評価はなじまないことに留意する。それから、個々の1時間1時間の内容項目ではなく、大きなくくりの中で踏まえた評価を行う。それから、発達障害等の児童についての配慮すべき観点等、学校や教員間で共有するというような、そういう視点の中での評価ということで出ております。先ほど教育長からもありましたとおり、では具体的にどのように評価してどのように記述していくのかという部分については、今年度中に検討されて出されるということになっています。

現在、生活科あるいは総合などの中では、同じように数値による評価ではなく、記述による評価というのを現場で実際に行われております。ただ、それぞれやはり難しいところもあるのも事実であります。

道徳の場合は、先ほどもありましたように、ある一定の数値に合わせてどこまでできているかというのではなくて、やはり日常的な子供と教師とのかかわりの中で、その子供に対する成長への願いだとか期待、その中からどの程度進歩したかということの子供に返していつて、子供の励みにするというのが、道徳で大事にする評価というふうに書かれております。もう一方の機能としては、では、自分のかかわりで子供がなかなか、ある程度の成長が見られないだとか、あるいは活動の中で話し合いだとかそういう議論の中になかなか参加できない場合に、自分の指導や自分の組み立てにどこに課題があったのかという指導を振り返るとい意味での評価の部分の側面も強調されておまして、評価といいますと、この子がどういできたのかという成果を明確にするというニュアンスが強いのですけれども、道徳の場合はそういうことよりは、伸びや頑張りを評価して次の活動の励みにしていく、それから教師自身が自分の指導を振り返る材料にしていくと、そういうような視点での評価になっていくものというふうに取り扱っております。

以上です。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 私、学校現場の実態で聞きたいのですよ、本当は、それ。今、検討中で今年度中という話があったので、そのころまた質問したいなというふうに思うのですが、教科書を見たらひどいですよ。丸木橋の1本道をオオカミが歩いてくると。向こうから熊が来たと。ぶつかってオオカミがどうしようどうしようと思ったら、熊さんがオオカミを抱き上げて、こっちに移動させて、そして、じゃあねと、すたすたと行ったと。そこでオオカミがほっとして歩いていったら、同じ橋の上で今度はウサギが来たと。それを見習って、オオカミがウサギを抱き上げて、後ろにぽっと置いてやったと。これで何を学ばせるのだという話ですよ。

だから、今、指導主事が伸びを評価すると言いましたけれども、まさしく内心の問題で言えば、何が伸びて何がということは、かなり不明だというふうに私は思うのです。映画監督でもありタレントでもある北野武さんが、今回のことで「新しい道徳」という本を書いてい

るのですよ。これ中身を見ましたら、こういうふうに彼は言っているのです。「道徳教育を徹底しないと子供がおかしくなってしまうなんていうのは、年寄りの錯覚でしかない。錯覚でしかないのだけれども、彼らはそれを『いいこと』だと思い込んでいる。だから、それを子供たちに教え込もうとする。いいことをすると気持ちがいいから。そんな年寄りの虚言に耳をかす必要はない。古くさい道徳を子供に押しつけたって、世の中はよくなんかならない。そんなことより、自分の頭で考え、自分の心で判断できる子供を育てるほうが大切だろう」。さっき教育長言ったことですね。「そのためには、まず大人が自分の頭で考えることだ。道徳を他人任せにしちゃいけない」というふうにして、痛烈に教科化を批判している本を出しているのです。だから、本当は教育長に教科化というのはちょっと問題を感じますねぐらいのことは言ってほしかったのですが、まあ、それは立場もあると思いますので、要するにそういう大きな問題をはらんでいると、道徳の教科化というのは、いうことだけは、私、言って、この次、それが具体化されたときに、また確かめの質問をしたいというふうに思います。

3つ目の質問に入ります。

3つ目はちょっとハードな質問になるのですが、義務教育諸学校の教科書採択方法、選定審議会、教員の調査員に問題点や不正はなかったのかということですか。

教科書採択にかかわる金銭の絡んだ不正が明るみに出ました。マスコミもこれを大きく報道しました。

そこで、質問いたしますが、標茶町を含む、標茶町は第13区に入っていますよね。この第13区にこのような不正の事実があったのでしょうか。まず、それを伺います。

北海道教育委員会は事実確認をした上、3月11日までに文科省に報告すると報道されていますが、これにかかわる事実確認調査は標茶町でも行われましたか。

道教委は事実確認した上で、11日に文科省に報告と書いてありますから、既にもう各市町村では調査されていると思うのですが、過去にさかのぼっての大規模な不正があり、出版業者、教育界では氷山の一角との指摘もありますが、長期にわたって、しかも全国的に不正が発覚したことを見れば、教科書採択方法、選定審議会に構造的欠陥があるのではないかと思います。このことについて教育長の所見を伺います。今までどおりでいいのかどうかということですね。

このような教科書会社と教員の癒着についての認識は教育長にあったのでしょうか、伺います。

この癒着の相手が教育長だったりというところもありましたよね。それはこの場で適切なことかどうかわかりませんが、そういうこともあって、子供に教える教科書をめぐって、こんな不正が全国的に、しかももう僕は数十年も前からだと思っておりますけれども、これがあつたと。幸か不幸か私は一度も選定委員に選ばれませんでした、40年近く教員やっていて、わざとだと思っておりますけれども。選ばれた教員は、自分の学校の同僚の職員にも自分がそうだとことを言うてはいけないことになっているのですよね、言うてはいけないこと

になってるのだなんて言う人もいましたけれどもね。それで、そういうことがあったのかどうなのか、これ率直に答弁願いたいというふうに思います。

○議長（館田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 4番、深見議員の義務教育諸学校の教科書採択方法、選定審議会、教員の調査員に問題や不正はなかったかについてのご質問にお答えいたします。

1点目の標茶町を含む第13区に不正の事実があったのかのご質問ですが、本町における小中学校の教科書採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項第4項及び第5項の規定に基づき、第13教科用図書採択地区教育委員会協議会において各市町村教育委員会の推薦を受け委嘱された調査委員、これにつきましては校長、教頭、教諭、学識経験者、保護者が教科ごとの小委員会で専門的な調査研究を行い、その結果をもとに同協議会において審議が行われ、採択するものであります。

今回、新聞報道等であった事案につきましては、特定の教科書発行者による編集会議に公立の小中学校の教員等が参加し、教科書採択の公正性や透明性に疑念を生じかねせない形で開催されていたことを受け、文部科学省が各教科書発行会社に対して、申請図書の内容を外部に閲覧させる行為や、採択の勧誘を目的として金銭その他の利益の供与など疑念を生じさせる行為等について自己点検と検証を行うよう求めたのであり、各教科書発行者においては自己点検、研修を行い、文部科学省に報告されたところであります。その結果、これらに該当する可能性がある事案について、文部科学省から情報提供があるとともに、事実確認を行い回答するよう、道教委を通して該当する市町村教育委員会に依頼があったところであります。現在、該当事案がある市町村教育委員会においては、事実関係の調査等を行っている段階でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の事実確認調査は標茶町でも行われたのかのご質問ですが、本町におきましては、1事案について事実確認を行ったところであります。

3点目の教科書採択方法、選定審議会に構造的欠陥があるのではないかの所見、また、教科書会社と教員の癒着についての認識についてのご質問ですが、前段申し上げましたとおり、教科書採択に当たっては、管内の町村教育委員会が共同で設置しております第13教科用図書採択地区教育委員会協議会において、関係法令や関係通知等によるほか、教科書制度や学習指導要領の趣旨を踏まえ、教科書採択基準に基づき、適切かつ公正に運営されているものと考えているところであります。

また、教科書会社と教員の癒着についての認識のお尋ねであります。現行の教科書採択の公正確保の仕組み、調査員の調査研究の方法、採択協議会の運営体制などから教科書採択に当たり、教科書発行者と教員等の間で何らかの影響を及ぼす行為等は考えられないと認識しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 最初に、1事案について事実確認を行ったというふうに、この1事案というのを具体的に示していただきたいことと、それから、これ新聞報道を見ますと、うち標茶で使っている教科書、東京書籍とか、教育出版とか、光村図書とか、これ道内の内訳はまだ発覚したやつだけなのですが、教育出版が370人に対して一律5,000円だというのでしよう。東京書籍が101人に対し1万円から1万2,000円、光村図書が18人に一律2万円、謝礼を支払った。だから、これ標茶で使われている教科書ですよ、この会社は。だから、これは氷山の一角で読売新聞が最初にすっぱ抜いたというふうに言われていますが、よく勇気を持ってやったというふうにして言われているぐらい、暗闇の場所でのやりとりだったと思うのですが、これだけの問題が今、発覚しているので、今、調査中と言いましたけれども、1事案だけは事実確認を行ったというふうに、これをまず聞きたいことと、調査はこれ報道によると、文科省に11日まで提出となっているので、私はもう既に全部終わっているのではないのかなと思っていたのですが、まだ調査中だと、いつまでに終わる予定なのか、この2つについて聞きたいと思います。

○議長（館田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほど申し上げましたけれども、1事案というのは、文科省の言うそれに該当する疑いがあるということで調査しなさいということで、その内容に疑いがあるような事案に対して1件の調査を行ったところでありまして、これは局を通じて来まして、局にその内容を報告して、局から道教委にその具体を全道のやつを掌握して、それを文科省に3月11日まで届けるという形になっていますから、私どもとしては、先ほど言いましたように1件を調査したということになります。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） ですから、その調査の結果はどうだったのですか。

○議長（館田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 調査の結果といいますのは、どういう状態であったかという調査でありますから、それを、どういう結果というの、一応文部科学省が調査の内容を示しております、その内容に基づいて聞き取り調査をしたということです。その報告を出したということです。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 率直に言ってまだ調査中なのですね、そうしたら。金銭のやりとりが教科書選定にかかわってあったのかどうなのかということは物すごい関心事なのです、私の。その件に関しての調査というのは、具体的におりてきていないのですか。おりてきて、今、調査中なのですか。

○議長（館田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 検定にかかわっての調査でなくて……

○4番（深見 迪君） ごめんなさい。検定、選定ですね。

○教育長（吉原 平君） 選定にかかわっての調査ではありません。あくまでもそういう事実があったかどうかということですね。一般的なまだ検定されていて、採択される前の状態の本を例えば閲覧させたとか、そういったことがあったかどうかのことで、選定作業に当たってそういう行為があったかどうかというのは全然該当しておりません。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 該当していないということはそういう事実はない、標茶の場合、ないということですか。そのことが1つと、それから標茶は何人ぐらい委員を出していますか、13区に。

○議長（舘田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

選定作業にかかわって、そういう行為があったというのではなくて、先ほど言いましたけれども、教科書発行者が例えば校長先生とかそういう方に採択する以前に見せたとか、そういうことに対しての金銭の授受があったかという調査でありまして、採択にかかわってそういう行為等は一切ありませんので、その辺はぜひご理解いただきたいと思ひますし、今お話がありました標茶町の教科書調査委員、管内的に言いますと全体で53人なのですね、小学校では。中学校では60人ということであります。本町のちょっと細かい数字は持ってきていないのですけれども、これ6町村でありますから、平均しますと7人から8人程度かなというふうに思ひますけれども、そういった調査については、そういう人数で調査をしているところであります。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） そうすると、教育長が言っているのは、検定にかかわっての不正の問題、教員との癒着の問題が明らかになったのであって、13区でどの教科書にするかと決める段階では、そういう調査はおりにないということですね。

○議長（舘田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 第13地区の教科書採択地区協議会の中でそういう不正があったということではないです、これは。その辺をぜひご理解いただければなと思ひます。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） それで、まだ調査中だということでもありますし、その調査が終わった時点でそれはどういうふうに、公表はできないかもしれませんが、知らせてほしいなというふうに思ひます。教科書問題で人の子を教える教科書をめぐってこんな不正があるなんていうことは思ひてもいかなかった。僕は思ひていましたけれども、思ひたくもないことですよ。ぜひその辺、注意を払っていただきたいなというふうに思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（舘田賢治君） 以上で4番、深見君の一般質問を終わります。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君）（発言席） ちょっとハードな質問の後ですけども、私はソフトなことでお聞きします。

私のほうからは、ふるさと納税への取り組みについてということでお伺いします。

平成26年の第2回定例会でも、同僚議員がふるさと納税に関しまして質問をされておりました。その後、ご存じのとおり、27年には総務省のほうで状況が変わってまいりました。平成27年1月、総務省では、「平成27年度税制改正大綱」において、「ふるさと納税を促進し、地方創生を推進するため、個人住民税の特例控除額の上限の引き上げを行うとともに、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を簡素な手続で行える『ふるさと納税ワンストップ特例制度』を創設する。あわせて、地方公共団体に対し、返礼品等の送付について寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請する」とされました。総務省のふるさと納税ポータルサイトにも、「特例控除額の上限を引き上げ、ふるさと納税枠が約2倍になりました」「ふるさと納税ワンストップ特例制度、5つの自治体までふるさと納税は控除に必要な確定申告が不要になりました」と宣伝されています。

最近では、インターネット上の「ふるさと納税ポータルサイト」、これは業者がやっているものでございますが、また、そのほかには、企業による「ふるさと納税コンシェルジュ」などが開設されています。また、先般、皆さんも読まれたと思いますが、新聞報道によっては、ある町村のフェアを視察した菅官房長官も制度の意義を強調しているところであります。

上記のことから、以下3点についてお伺いします。

1点目は、平成26年度の寄附件数と寄附金額の実績についてお伺いします。

2点目は、特例控除の上限額の引き上げ、ふるさと納税ワンストップ特例制度についての受けとめと、今後、ふるさと納税を募集する取り組みを推進することを考えておられるのか伺います。

3点目、取り組みをすとした場合、寄附金の活用事業や返礼品の送付や物品についてどのように考えておられるか、お聞きします。3番目は2番目で取り組みは考えていないといえれば必要ありませんので、答弁いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 3番、熊谷議員のふるさと納税への取り組みについてのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、ふるさと納税制度は平成21年から開始されており、制度創設時の個人住民税の特例控除から、今日、ふるさと納税を誘発するさまざまな改正がなされているところであります。

1点目の26年度の実績のお尋ねであります。現金の寄附は3件で3万5,000円とここ数年では極端に少ない年でありましたが、その他宅地の寄附等を含めると、寄附件数は17件となっております。

次に、特例控除の引き上げとワンストップ特例制度についての受けとめのお尋ねであり

ますが、国の税制改正として行われたものでありますが、利便性の向上と捉える一方、国が抑制を促す過剰な返礼品合戦に拍車をかけないか危惧をするところでもあります。また、今後ふるさと納税を募集する取り組みを推進する考えはないかとお尋ねではありますが、基本的には平成26年の第2回定例会でお答えしたとおり、ふるさと納税は寄附金控除が受けられる地方自治体への寄附金であり、理解者をふやす努力をしつつも、寄附という本来の精神を大切に、特典をもって誘導するとの考えは持っておりません。ただし、やみくもに寄附を集めるのではなく、本町のまちづくりに必要な事業を明確に提示し、それに賛同して寄附をいただく方に対し、お礼の意を込め返礼品をお送りすることは検討しております。

最後のご質問にかかわりますが、その具体的活用事業として、本町の貴重な財産であります、現在、郷土館として活用をしております集治監の建物を未来に残すため、その維持、補修に活用させていただくための制度設計を検討しております。

なお、返礼品の内容につきましては、本町の理解を深め、また、魅力を感じていただけるような内容と考えており、今後、制度内容も含め、詳細を振興委員会等に図りながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

熊谷君。

○3番（熊谷善行君） ありがとうございます。

基本的には、26年第2回定例会の趣旨を踏襲していきたいという話でございましたけれども、確かに寄附という本来の精神からいけば、そのとおりだと思いますが、それで私も、これ多分町でも出していると思うのですが、総務省のふるさと納税に関する現況調査書というのがありました。これ管内の7町村、市は抜かしまして、釧路市は抜いてちょっと調べてみました。確かに、そうすると標茶は先ほど町長答弁されたように、26年度は3件で3万5,000円、金額にして。7町村ずっと見ていくと、標茶が一番やっぱり低いのです。最低です、件数も。それで、その7町村を全部見ていくと、積極的にウェブサイトとかでも募集したり、それをどういうふうに活用していますとか、そういう表示をしているのは、3町村です。うち、先ほど町長が申された寄附としての精神を考えて積極的なことはしていないというのが4町村でした。

ただ、27年の今回の税制改正の観点と、ふるさと納税のちょっとパワーアップといいますか、そういうような関係を踏まえて、そのうち考えていなかった3町村は新たに進めるという現況調査報告を出しています。これは多分すぐウェブサイトから拾えると思いますけれども。そうすると、ほかの管内7町村ではうちだけが積極的な取り組みはしないのかなということになってしまいますけれども、先ほど聞きましたように目的を持った事業としての募集はしたいということですから、ある意味では一定の評価はさせていただきますけれども、それも踏まえた上で、やはり標茶の寄附をされた方と標茶町との交流とかも継続的にやっていく意味も含めて、やはり特産品なりを返礼品として使うのは、全然僕は問題ないことだと思

うし、それがしいてはどんどん標茶にふるさと納税していただけるような方を呼び込むことにもなるのかなど。7町村全てやはりそういうふうに書いています。特産品を返礼品に用いているけれども、これは総務省が言っていますように、良識ある対応をなささいということで、過度なことはやらないというふうに答弁しながらも、やはり地元の特産品を使って自分の町をPRしていきたいと。それをさらには納税していただいた方にPRもしていただきたいというような方向で進めるという現況調査でした。

ということも踏まえて、もう一度お聞きしますけれども、特別な事業目的としてやるのもいいのですが、それ以外には今、現段階では特には考えていないということでしょうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私は、一番大事なものは、やはり寄附というものは、共感に基づいて出し、見返りは求めないというのが本質だと思っております。これは、ふるさと納税という名前になっておりまして、結局、端的な話をすれば、自分の町以外のところに納税をした場合に幾らかの、2,000円を払えば景品がいただけるということで、当初の目的とは違った形の中で、自治体から寄附した人の返礼品を送られる慣行が定着をしてしまったということなわけです。

本来、地方税というのは、その町に住む人たちのサービスを維持していくために使われる税金であるというぐあいに私は考えております。今、確かに日本のほとんどのところでふるさと納税で豪華景品を競っておりまして、これは控除の限界もありますけれども、ある有名などころでは500万円以上寄附していただけると、有名ブランド牛を2頭提供するとか、そういったことで集めている方もいらっしゃるわけですし、これ日本中の地方自治体がそれを競合した場合どういう形になるか。やはり都会に住んでいる人たちが、ほかの町、ほかの地域の豪華景品に対して寄附をしているというのが、今、主流になっております。このことを国が、納税というのは私は一番国の基幹だと思っております。大事なことだと思っております。これを景品をとというのはちょっと違うのではないのかなと思っておりますし、ただ、寄附というのは、これは文化として当然あるべきだと思いますし、大震災のときもそうでしたし、昨年の関東、東北の豪雨のときも、寄附というのはありました。でも、そういうときは、決して返礼品を求めているというわけではないわけです。でも、実際に現在のネットで返礼品の豪華さ、いわゆるどこの町に寄附すればどれだけいい製品が当たるかということ、これは新聞、テレビ等々も、それが何か町のやる気だみたいな形になりますけれども、地方創生、その町のやる気というのはそういうことなのではないでしょうか。私はちょっと違うと思うのです。

私が言っているのは、結局、郷土館というのは、これは教育長の執行方針の中にもありましたけれども、これは全道、全国的に言っても貴重な財産であります。これをやはり何とか維持、守っていくためには町だけではできないわけで、それに対してご理解をいただいた方たちの寄附を募る。これは明確な意味で言うと、そのふるさと納税とは違うかもしれません

けれども、世の中ではやっぱりクラウドファンディングというやり方もありますし、そういった中で、結局、寄附してくれた方に対してお礼として本町の生産品を送るという趣旨でありますので、ほかの町の考え方とは違います。

実際に、私も他の町村の方たちと返礼品の競い合いはやめましょうという話は随分させていただきましてけれども、ほとんどの町村で何言っているのだという話をされていますけれども、私はやっぱり税金を払うということを考えたときに、この手法というのはどうなのか。やはり国はもっと税金をきちんと集めることに対して、私は、地方でぶんどり合戦をしている話になるわけで、でも、これはもうちょっと先に進みますと、例えば過去の何年間かで最初はふるさと納税が集まったと。ところが、周りのほうが豪華景品を提供するようになって、結局出ていく金のほうが多くなってしまって、困ってやめましょうと言っているところもいっぱいあるわけです。東京なんかは昨年で言うと、18億円ぐらい本来の税収がなくなっている。それは本来その町に住んでいる人たちのいわゆるサービスのために使われるものが違うところに行っているということになるわけです。だから、これに対して、だから、トータルとして地方のサービスに使える税金が減るということになるのです。このことに対して、日本全国の人が、いや、これは同じ払うのだったら、豪華景品をもらえたほうがいいからみんなで競え合えというのだったら、それはそれでありかもしれませんが、私は違うのではないのかなど。だから、この前も国の方に、これを国が進めるというのはいかがなものですかと私は申し上げました。だから、いろんな考え方があろうかと思えます。ただ、現実問題としては地方税というのはそういうもので、そこに住んでいる人のサービスのために使うというのが私は基本だと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） ただ、この調査を見ますと、特産品目当てだけでもないのです。ある町村では、やはりもうその町への思い入れがあって、ずっと寄附している人がいます。ただ、長年そうやってきた方にも何もやっていなかったというのを踏まえて、やろうという町村もありました。あとは、ふるさと納税を募集するというのはおかしいですけども、募集するための事業と申しますか、事業があることに対して、募集する。どっちがいいのかわかりませんが、いずれにしても、ある政策をやるためにそれを募集するという町村もあります。これは管内でもあります。別に、やみくもに集めて何か後から施策をつけているということではない。そうではなくて、最初から事業ありきでやっているところもあるようです。だから、そういう意味でいくと、確かに、町長が言われる寄附行為の精神からいくと、そうかもわかりませんが、やはり標茶としてももう少し、事業目的でも結構ですし、そういう意味では進めていくべきと考えています。

ただ、この返礼品についてなのですが、確かに、町長、言われたように、もう今そんなに良識が外れたようなのは少なくなっていますけれども、ただ、ある意味ではやっぱり力のある都市部がそれなりの返礼品を用意しますので、そちらにお金が集まってきているという状

況は、この間、新聞にも載っていたと思います。

また、別な意味では、北海道で一番集めている町村なんかは、年間予算の約4分の1弱集まって、それをベースに子育て支援の事業として全てを使うと、それが発表されていました。そういう意味では、目的を持ったものでも結構だと思います。そういう意味では、標茶もどんどんやっばり、募集PRと言ったらおかしいですけども、やるべきではないかと。当然、東京ふるさと会があるように、標茶を思う人はたくさんいるわけですから、そういう人方にもそういうものをPRしていくべきですし、その人方の応援もいただきたいというふうに僕は考えています。

それで、これ、きのうの新聞ですよ。読んだと思うのですが、1つはこれ上士幌なのですけれども、返礼品に使っていたジェラートが大人気になって、ジェラート工場を新設すると。今の倍の生産能力を持たせる。当然、それによって雇用とか全部生まれるわけですよ。ある意味で、最初は、ここは特にいい商品と言ったらおかしいな、返礼品を用意していましたから、たくさんの方が納税してくれたのかもわかりませんが、その結果として、いい形もできてきているわけです。これはきのうの道新です。それから、もう一つ、きのうの同じ道新には、道もふるさと納税に返礼品を用意するというふうに載っていました。これは新年度中、ですから28年度中に開始しますけれども、返礼品に関しては市町村と競合するようなものは控えていくということで、1,587万円予算づけもされたというふうに報道になっています。

これらを踏まえて再度お聞きしますけれども、標茶の先ほどの事業目的、特に郷土館の話ですけれども、それも含めて、今後そういう事業目的のふるさと納税についてPRしていくということを再度お聞きしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） ふるさと納税については、地方創生の目玉として国が旗を振っていて、地方のやる気、知恵が試されているということで、結局、返礼品についても、特産品だけではなく、例えば姉妹都市のものであるとか、どこの町だかわかりませんが、イタリアのワインであるとか、例えばいろんなものがありますし、実際に銀行でふるさと納税をやってきた場合に金利を優遇すると、そういった制度もやられているところもあろうかと思えます。

ただ、私は、いずれにしても、基本は本来は自分の住んでいる町に住んでサービスをもらうための税金をほかの町に払うことによって、2,000円多く払うことによって、いわゆる返礼品が来るということが定着をしてきて、豪華さを競うものがネットで、やはりこの町に寄附するところというのが当たりますよということ、それをやっぱり新聞、テレビ、マスコミ、みんなそうですよね。そういう形にしているということが、これから先のいわゆる税を納めてもらうということに関して言うと、国のこれは基本だと思うのですよ。これについて私はやっぱりちょっと違うのではないのかなと思っています。だから、これをこれから先どんど

んどんどん進めていったときに、結果的にどういう形になるかという、返礼品合戦になって、財政基盤の強いところが勝つという形になるわけです。今、たまたま、例えばほかのところはやっていないから、うちのほうが豪華だから、そうすると、いわゆる出ていく寄附が多ければ、その町はどうするかといったら、もっと豪華なものをという話になりますよね。そんなことをやって、結局、実際は住んでいる町民に対するサービスができなくなる。介護、福祉、これができなくなるといった場合に、国としてどういう考えをされているのかな。

これで一番の問題は何かというと、ふるさと納税というのは地方税なのです。寄附を認めるのであれば、地方税でなければいけないということではないと思うのです。これはスタートしたときに、当初から何で地方税なのだということは随分問題になりました、今はそういうことになりませんが。だから、当初は確かに目的ということでこういった形で使いますよということで始まったのですけれども、結局、そんなことを考えるよりは返礼品で豪華なものをということで、どんどんどんどんこういうことがエスカレートしてきたというのが実態なわけです。だから、実際に私も思っていますけれども、ただ、寄附を当てにして、例えばいろんな事業を組み立てるということが、果たして行政としていかなものかというのは、私はちょっと納得できません。だから、一つの目的に向かって、私がさっき言いましたように、郷土館というのは、これは歴史的にも物すごく重要なもの、ただ、今の町の財政の中では、あれを維持していくことは非常に困難であるから、そのご理解をいただいた方に、その思いをいただきたいという、それに対してお礼をします。それは町を理解してもらおう上で有効ではないのかなと思っておりますので、それについては早急に組み立ててスタートさせたい。新年度中にもスタートさせたいと思っています。

ただ、それには今、ピルカ・トウロの耐力調査をしております、郷土館の機能をピルカ・トウロに移せるかどうかというのを、その結論を見ないと何とも言えないのですけれども、私としては、もしそういったことが可能であれば、そういった形で多くの皆さんのご理解をいただいて、何とか郷土館というものを、いわゆる集治監時代の建物を維持してまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） はい、わかりました。

それで、町長言うことは十分わかります。ある意味では、目的を持ったものに対して寄附をいただけないかというサービスは、ある意味で僕はひとつ進歩したかなと評価しますので、また、ある意味で、先ほど町長が言った郷土館の問題ですけれども、目的をこうですから皆さんそれを保存するために協力してくださいよという、ある意味でのPRといえますか、新しいと思うのです。今までのふるさと納税の特別な返礼品などを競うような形よりも、ある意味では新しいかなと思いますので、第一段階でも結構ですので、今年度早急にそれを確立していただけて進めていただければと思いますし、ただ、かといいいながらも、やはりふるさと納税は、これさっきも言いましたように、道も進めます、いろんな意味で今後も検討し

ていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。一度最後に答弁申し上げます。もう一回。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、ふるさと納税というのは言葉が本当に適切なのかというのは、私はちょっと違うのではないかと思うのです。これ寄附ですから、基本的な話として。これは最初に第1次安倍内閣でしたよね、たしか。そのときにこの制度が始まったわけですが、そのときのやっぱりふるさとに対して思いを形にしたいということが、これ基本的なスタートなわけでありますから、そのときの一番当初の考え方をやはり大事にしながら、私どもとしてはできるだけ多くの人に標茶のよさといいますか、そういったもの、魅力も発信をしながら、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（館田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） ぜひ早急に進めていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

2つ目に移ります。

虹別市街地の遊休町有地の活用について。遊休町有地という言い方がいいのかどうかはちょっと別としまして、こういう言い方をさせていただきました。

虹別地域の農業生産に係る法人・個人事業所に勤務する従業員は52名です。平成27年の1月JA調べで、これは外国人就労者も含んでいます。うち、地域内在住者は33名、町内他地域からの通勤者は7名、町外からの通勤者が12名、中標津、別海、弟子屈ですね。との実態調査の結果を聞きました。

今後も新たな農業生産法人の生産の開始もあり、さらに従業員が増加すると考えられます。

現在は、従業員が居住するための住宅、これ民間アパート、町営住宅とも満室状態でございまして、住宅が不足しています。結果、JAさんの古い整備工場の社宅を借りたりとか、空き家になった離農というか、その土地から離れた古い農家の跡地を借りたりして住んでいるのが実態のようです。前記のように域外及び町内から多くの従業員が通勤している状況です。域外というのは虹別以外の話ですから、この中には塘路の人もいました。それから、町外は先ほど言ったとおりでございます。

平成26年の第2回定例会において、事業者による従業員住宅の建設に向けて遊休町有地の払い下げ等について質問させていただき、具体的な事例がない中で明確な回答はできないが、目的に沿って相談をいただければとの答弁をいただいております。

上記の観点から、以下3点をちょっとお聞きします。

遊休町有地の道路の確定、必要な土地の分筆、土地の払い下げ等を行う考えはありませんか。

2点目、民間事業者や一般住宅などとの公平性の問題はありますけれども、何かしらの優

遇措置は考えられないでしょうか。

3番目、遊休町有地の有効活用を図ることにより、基幹産業の成長に資すると考えますし、ともに定住者の増加により地域の活性化にもつながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 3番、熊谷議員の虹別市街地の遊休町有地の活用についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、本町酪農経営につきましては、経営の大型化や法人化により、従業員を雇用する経営形態が増加をしております。とりわけ虹別地区では、この傾向が顕著であり、協業法人の新設もありますことから、当面は雇用により労働力を補填する動きが続くものと考えております。

先般開催されました虹別地区町政懇談会においても、気象条件を含め民間住宅並びに公営住宅を含めた住宅の必要性が意見として出されておりました。

なお、公営住宅につきましては、町全体の計画そのものの見直しが必要であり、道との協議も含め、困難である旨をお伝えしたところであります。

議員お尋ねの遊休町有地の道路の確定、必要な土地の分筆、土地の払い下げ等を行う考えはないかとお尋ねにお答えをいたします。

このお尋ねは、従業員に対する住宅の提供を目的としたお尋ねと理解をいたしますが、基本的には遊休町有地については適正に処分する方針であり、ご指摘の目的をもって求められた場合は、公平性を保ちながら処分する方向で考えたいと存じます。

また、町として用地を確定しなければならない状況がありましたら、道路の確定等必要な措置をとらなければならないとも考えております。

次に、何かしらの優遇措置をとのお尋ねであります。議員ご指摘のとおり、特化しての優遇措置は、これまでの他産業や一般住宅に対する対応との公平性から、困難であると考えております。

3点目の遊休町有地の有効活用を図ることにより、基幹産業の成長に資するとともに、定住者の増加により地域の活性化にもつながるとのご指摘は同感であり、地方創生戦略にも通じるものと考えております。今後につきましては、ご相談を積極的に受けながら、本町における住宅政策と地域特性を考慮しながら、できるだけの対応をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 遊休町有地の件で、多分昨年から役所のほうにも相談は行っていると思います。ちなみに話を聞くと、町有地は1筆なものですから、相当広い面積を全部測量しないとその判断ができないということで、その測量代だけで100万円以上かかると言われて、では、土地代より高くなってしまふなということで、諦めている人もいるわけです。そうい

う意味で、1番目に道路の確定等を行うことによって、ある程度の分筆ができるのではないかとということでお伺いしました。

町長の答弁として、適正に処分は考えているということですので、早急な対応をお願いしたいと思いますけれども、多分言っている部分の土地はわかると思うのですが、元々の町営住宅、公営住宅があった土地で、あそこは道路も含めて細い道路ですが、中道路2本も含めて1筆になってしまっているのですね。そういう意味では、その道路を確定するだけでもかなり区画ができるのではないかと思いますし、それらを早急にやっていただきたいたいというのが1つと、優遇措置に関しては僕も同感でございます、やっぱり公平性の観点からいくと難しいだろうなどは思っていますけれども、何か今後考えられることがあれば、やはり考えていただきたいたいということですので、前段申しましたように、道路の確定だけでも早目にやって、分筆がしやすいような状況に持っていけないかどうか、再度お尋ねします。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもお答えをいたしましたけれども、遊休町有地については適正に処分する方針であります。その面積が大きいとか大きくないとか、それはいろいろな状況等もあります。そういったことも私ども判断、公平性を保ちながら処分する方向で考えておりますし、町として用地を確定しなければならない状況等がありましたら、道路の確定等必要な措置をとらなければならないとも考えておりますとお答えをいたしましたので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） わかりました。

さっきも言いましたように、昨年も町に相談が行っていると思いますので、ぜひそういう話があったら、今、述べられたように有効利用できるように対応をしていただきたいたいということをお願いして、終わります。

○議長（舘田賢治君） 以上で3番、熊谷君の一般質問を終了いたします。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君）（発言席） 1番、櫻井であります。私は、前回の通告に従いながら質問していきたいと、こう思います。

まず1つは、バイオマスによる発電事業を積極的に導入して、地産地消型のクリーンエネルギー活用都市宣言を行ってはどうかというご提案であります。

質問内容でございます。

福島原発事故から早くも5年、多くの方が故郷にも帰ることすらできず、いまだに避難所で不自由な生活を余儀なくされている。

しかし、国は老朽化した高浜原発の再起動をさせようともしている。そんな中であっても、全国的には脱原発の動きが活発になり、再生可能なエネルギーを求めてさまざまな取り組み

が行われている。幸いにも酪農地帯である我が町にあっては、約5万3,500頭の家畜が飼われており、多くのふん尿が排出されているのが現状であります。ことし2月16日はJ Aしべちやにおいて、この説明会もありました。

町長においては、みずからが先に立ち、農協と協力をし、農家の環境対策と地産地消型による地域分散型のバイオマス発電に取り組んではいかがか、どのようにお考えかお答え願いたい。

以上であります。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番、櫻井議員のバイオマスによる発電事業を積極的に導入をして、地産地消型のクリーンエネルギー活用都市宣言をしてはどうかとのお尋ねにお答えをいたします。

初めに、国においては、エネルギーは産業経済の発展、国民生活の安定を図るための基礎であり、資源のない日本においては将来の安定的なエネルギー確保のため、火力、水力、天然ガス、原子力とともに、議員お尋ねのバイオマス等を含む再生可能エネルギーの活用もその方策の一つと位置づけております。

本町においては、基幹産業である酪農・畜産の発展のためには、家畜ふん尿の適正管理と有効活用は不可欠な課題であり、主要河川の上流部で生産を営む者の責務でもあります。

また、平成12年に策定しました新エネルギービジョンにおいて、家畜ふん尿によるエネルギー賦存量が最大であることが明らかとなっております。

これらの状況を踏まえ、平成24年8月に関係機関で情報を共有しながら普及推進を図るべく、町、J A、酪農振興会連合会、釧路農業改良普及センター、酪農学園大学の5者で構成する「標茶町エコヴィレッジ推進協議会」を設立し、私が会長を務めさせていただいております。この間、さまざまな議論を行い、阿歴内地区にバイオガスプラント設置につながったことは記憶に新しいと思いますし、直近では、議員ご指摘のとおり再生可能エネルギー導入可能量調査の説明会を行い、バイオマスの概要、バイオガスプラントの建設、運営方式、導入による効果等の説明と質疑と応答を行ったところであります。

町においては、平成26年度にバイオマスを活用した環境保全型のまちづくりの推進を検討するため、バイオマス資源の効果的な活用に向けた調査を実施した結果、町内のほとんどの地域でFITによる売電ができないことが明らかになりました。プラント設置の最大の課題は、多額の初期投資といわゆる集中型の事業計画の確立であることから、今年度、標茶町バイオマス産業都市構想策定委託申請業務を実施しました。近日中にその結果が得られることになっており、そのことにより導入の可能性を確認するとともに、事業化の検討とその手法を探り、さらに国の計画認定と有利な事業制度の模索を行っていくこととなっております。

今後につきましては、標茶町エコヴィレッジ推進委員会を核として議論を重ね、各農家のご理解を得つつ、事業の展開を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたい

と存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

1 番・櫻井君。

○1 番（櫻井一隆君） このエネルギー問題、これはやはり一番我々が経験して、脅威に思ったのは、町長も口癖のようにおっしゃっているような原子力発電によるエネルギーがいか
がなものと。そこから、この新たに電力資源を違う方向に持っていこうというものが先に
立って、こういう構想がいろいろ出てきたわけです。

ここにも示したように、いろんな国においてバイオマスの活用に向けて支援施策というも
のが出ております。本町においても、緑と水の環境技術革命プロジェクト、これによって阿
歴内地区において1 件つくっておると思うので、ですから、こういうものをもっとうまく活
用して、今、町長はFITでは売電できないということですが、もうちょっと何らかの方法
ないのか、そこらをお聞かせ願いたいなど、こう思うのですが。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

FITによって北電さんのほうに売電をすることは、送電の関係で困難であるということ
の調査結果を受けまして、ただ、例えばそれを売電しなくて地域内で何とか使う、電力とし
てか、熱源として使うか等々については、可能性があるのではないのかなと私どもは考えて
おりますし、それと私が一番これが大事だと思っているのは、家畜ふん尿処理であります。
議員もご指摘になりましたように、本町がTPPという状況を踏まえて、これから先も酪
農・畜産を基幹として生きていくためには、この家畜ふん尿処理を適切にしなければ、私は
やっぱり下流域の消費者、市民のご理解をいただけないということ、これは平成11年の家
畜ふん尿処理法案が施行されたときにもずっと申し上げてきて、その間、標茶としては取り
組んできたつもりであります。だから、この問題をやはり解決しないと、私どもは胸を張っ
て消費者の皆さん方に、うちの町の牛乳の安全性、おいしさ等々を主張していけないのは
ないのかなと。そういった意味で国のほうにも、家畜ふん尿処理施設の整備についてはまだ
まだ十分ではないので、何とか対応をお願いしたいということ、この間ずっと私はいろんな
場面で申し上げてきましたけれども、国、道にあっては、ふん尿処理施設の整備については、
11年から5年間の集中期間の中でもう既に終わっているというお話でありましたので、先ほ
ど言いましたように、新たなエネルギーということで使えるということもあるので、そうい
った意味でバイオガスの可能性等々についてやはり町として検討すべきではないのかなとい
うことで、ずっと取り組んできた経過があります。

ただ、現実問題として、やはりそのイニシャルコストが非常に大きいわけでありまして、
このイニシャルコストをどこでどう調達するのか等々については、いろんな考え方がありま
すけれども、一つの考え方ですけれども、これはやっぱり今、世の中に多量のお金が潤沢に
あるわけでありまして、投資先を求めて私はやはりみんなが一生懸命になっているのだと思

うのです。だから、そこに対してやはりファンドという考え方の中で、これは熱として使っていく場合においては十分、10何年間かのスパンの中では採算性がとれるわけですから、やっぱりそういった提案もしながら、国、道に対する補助事業だけではなくて、民間の金融機関に対しても、これに対しては可能性があるのではないのかな等々については、私、ある北海道の銀行の方で農業に対していろいろ積極的に取り組んでいる方とお話をしたときも、ぜひやっぱりこういったことも考えていただきたいというお話もしておりますし、そういった意味で、農協さんと一緒になって、これを推進していくためのとにかくイニシャルの多額の資金をどこからどうやって提供するのか、それは国だけに求めていくのではなくて、他の手法等も考えながら進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） ただいま町長から非常に前向きな意見をいただけたと、こう思っております。どうか町長、これから標茶のために先頭に立って、このバイオマス都市構想にばく進していただきたい、こう思ひまして私の質問を終わらせていただきたいと、こう思ひます。

以上です。

○議長（館田賢治君） 以上で1番、櫻井君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。

これにご異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 4時25分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 舘 田 賢 治

署名議員 5 番 黒 沼 俊 幸

署名議員 6 番 松 下 哲 也

署名議員 7 番 川 村 多美男

平成28年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成28年 3月 7日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 第 2 議案第 1号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 第 3 議案第 2号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 4 議案第 3号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 5号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 6号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 7号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 8号 標茶町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 9号 標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第10号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第11号 標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第12号 平成27年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第13号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
- 議案第14号 平成27年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第15号 平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第16号 平成27年度標茶町病院事業会計補正予算
- 議案第17号 平成27年度標茶町上水道事業会計補正予算

○出席議員（13名）

1番 櫻井一隆君	2番 後藤勲君
3番 熊谷善行君	4番 深見迪君
5番 黒沼俊幸君	6番 松下哲也君

7番 川村多美男君
9番 鈴木裕美君
11番 本多耕平君
13番 館田賢治君

8番 渡邊定之君
10番 平川昌昭君
12番 菊地誠道君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	高橋則義君
企画財政課参事	常陸勝敏君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
農林課長	牛崎康人君
住民課長	松本修君
保健福祉課長	佐藤吉彦君
建設課長	狩野克則君
水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
農委事務局長	村山裕次君
教育長	吉原平君
教育管理課長	穂刈武人君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（館田賢治君） 休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎報告第1号

○議長（館田賢治君） 日程第1。報告第1号を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 報告第1号の内容についてご説明いたします。

このたびの町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正大綱において、一部の手続きにおける個人番号の利用を見直す方針が示されたこと等を踏まえ、徴税の課税事務処理上、平成27年度に公布した町税条例の一部を改正する条例の一部について改正する必要があること及び番号法の施行日が平成28年1月1日であり、遡及施行ができないことから平成27年12月30日付けで専決処分したものです。

改正内容につきましては、町民税及び特別土地保有税の減免申請に個人番号の記載を要しないこととしたもので、このことについては平成28年度税制改正大綱の中で個人番号を記載しなければならないこととされている地方税関係書類について次の見直しを行う等の所要の措置を講ずるとされ、地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続きとあわせて提出され、又は申告等ののちに関連して提出されると考えられる一定の書類について提出者等の個人番号の記載を要しないこととするとされたことによるものです。

報告第1号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

標茶町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

標茶町税条例の一部を改正する条例（平成27年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正するものです。

以下内容につきましては別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料の1ページ、報告第1号資料をお開きください。

区分、町民税。改正項目1、町民税の減免に係る申請等で、条項は条例第50条の2第1項第1号。改正内容は減免の申請をする際の記載事項に番号法による個人番号又は法人番号を申請書に追加する規定でありましたが、個人番号に係る部分を削除したもので「又は名称、住所もしくは居所又は事務所もしくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改めるものです。

施行につきましては公布の日とするものです。

次に区分、特別土地保有税。改正項目2、特別土地保有税の減免で、条項は条例第138条の3第2項第1号。改正内容は減免の申請をする際の記載事項に番号法による個人番号又は法人番号を申請書に追加する規程でありましたが、個人番号に係る部分を削除したもので「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削るものです。

施行につきましては公布の日とするものです。

議案の3ページをお開きください。

附則でございますが、

この条例は公布の日から施行する。

以上で、報告第1号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第1号は承認されました。

◎議案第1号

○議長（館田賢治君） 日程第2。議案第1号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第1号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてであります。

過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され平成28年3月までとなっておりましたが、さらに5年間延長となり平成33年3月までの事業計画となりましたことから新たな市町村計画を策定いたしたいというものであります。

なお、本計画案につきましては2月19日付で北海道の同意を受けておりますことを申し添えます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第1号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定に基づき、標茶町過疎地域自立促進市町村計画を別冊のとおり策定する。

別冊の市町村計画をお開きいただきたいと思っております。

前段にお願い申し上げますのが、本計画書につきましては内容量がかなり多いことから、前回の計画との変更点、または特徴的な点を中心にご説明申し上げますので、ご理解のほどをお願いしたいと存じます。

別冊の1ページです。

1、基本的な事項、（1）市町村の概況、ア．自然につきましては、平均気温、降水量などの記載と内容を直近の数値に訂正いたしました。

2ページにまいります。

イ．歴史につきましては、昭和33年の1万8,833人がピーク時の人口であり、その後の人口減少について記述しております。

ウ．社会・経済については、農業粗生産額、生乳生産量の数値をそれぞれ直近のものに訂正しております。

3ページ、エ．市町村における過疎の状況、過疎現象の実態と要因については、農家の離農問題、若年労働者の流失と人口の減少率、生産年齢・高齢人口の対比を昭和35年と平成22年に改め、また搾乳農家戸数につきましては平成6年と平成26年の対比に改めております。

同じページの下段であります。過疎対策のこれまでの評価と今後の見通しについてであります。産業の振興につきましては、これまで農業を中心に生活・生産基盤整備を推進し

てまいりました。今後も、環境に配慮した施設整備、担い手育成、新規就農支援策など、生産環境体制の強化が必要としたところであります。

4 ページにまいります。

林業につきましては、活力ある森林整備と保全のため造林・保育事業等を進めてまいりました。今後とも森林の多面的機能に応じた総合的な森林整備が必要としたところであります。

観光では本町の恵まれた自然環境等を生かすとともに、多様な観光のニーズに対応すること、またアジア諸国を中心とした外国人観光客への整備が急務であるとしたところであります。

同ページの中段、第二次産業につきましては、第一次産業との連関性から地域の資源を活用する新たな企業家の支援が必要としたところであります。

交通通信体系では、町道の現況数値の訂正と今後の整備推進について、また町内バス路線の公共交通としての必要性を記述しております。

地域通信網では、一定程度の高速通信網の整備がなされておりますが、今後も情報共有の体制づくりを進めることとしております。

生活環境の整備では、下水道の整備と住宅点在地における個別処理による合併浄化槽整備の推進について記載しております。

5 ページです。

ごみ処理では資源リサイクル等による減量化に努めてきたが、新たな埋立処分場と焼却施設を早急に更新する必要があるとしたところであります。

消防では広域、情報システム化についてと医療機関との連携について記述しております。

公営住宅では、民間賃貸住宅の需給動向を検証しながら、住環境の整備を進めることとしております。

医療・保健・福祉につきましては、引き続き施設の効率的な運営を進め、サービスの拡充等に努めることといたしております。

教育文化施設では、良好な教育環境確立のため小中学校の適正規模化と計画的な施設整備、管理の在り方を検討していくこととしております。

さらに公共施設の老朽化対策のため、施設管理計画の策定を進めることとしております。

以上のように、これまでの過疎地域対策の現状を踏まえ、効率的な財源の運用により効果の期待できる施策の展開を進めるとともに住民一人ひとりが心の満足と誇りの持てるまちづくりを進めることといたしております。

次に下段のオ. 市町村の社会経済的発展の方向と概要についてであります。新たにタックスレベチャの取組み支援について加筆しており、今後も基幹産業の酪農につきましては、生産基盤の整備強化、農村生活環境改善をさらに図るとともに消費者理解が得られるような環境と調和した生産活動や生産品を追求する必要があるとしたところであります。

6 ページの林業では、近年の環境林的な森林機能と河川環境保全としての評価を視野に入

れた施策、施業の展開をはかることといたしております。

内水面漁業では、水質保全と増殖技術の向上に対する支援を行なうとしております。

第二次産業では、酪農関連産業を中心とした企業誘致と地場産品を生かしたサテライトオフィスの誘致を図る必要があります、第三次産業では、商工会に対する支援、商業集積、高齢者対策などの取り組みが必要であるとしております。

本町の産業構造は、農林業を基幹とした産業振興を進め、各産業の均衡ある発展を目指すことといたしております。また、観光産業における交流拠点の整備が行なわれてきておりますが、今後も環境保全に努めながら観光メニューの構築など、ソフト面についても充実を図ることといたしております。

下段の（２）人口および産業の推進と動向につきましては、人口の推移・産業別人口の動向の数値を直近に改めましたが、人口につきましては、引き続き減少傾向にあるといたしております。

10ページにまいります。

（３）標茶町行財政の状況についてであります。それぞれの数値を直近の数値に改めております。

11ページの下側です。

（４）地域の自立促進の基本方針につきましては、農山漁村の豊かさを求めての、ちょっと暮らし、２地域居住や移住については、また地域の再発見、人材発掘・育成の視点について記載しております。

次のページにまいります。

４次にわたる過疎地域自立促進特別支援法等による総合的・計画的な施策が進められ、施設整備水準は向上してきておりますが内外の要因により、過疎化現象が進んでおり、将来に不安があるとしたところであります。

これを受け、自立する標茶町を築くため、基本方針として「みどりとふれあいの郷 元氣あふれるまちづくり」とし、標茶町第４期総合計画で定めた、

- １．協働のまちづくりを進める
- ２．住み続けたいと思えるまちづくりをめざす
- ３．元氣がでるまちづくりをめざす
- ４．みどりのまちづくりを進める

これらを目標にその実現に努めることといたしております。

これらの基本方針達成のため、次の６本の施策を展開することといたしております。

- １点目は、みどり豊かなまちづくりで、本町の自然環境を保全する方策の充実。
- ２点目は、健やかに暮らせるまちづくりで、高齢化社会に対応する福祉、医療の充実。
- ３点目は、安心して暮らせるまちづくりで、住民の利便性と安全・安心対策の充実。
- ４点目は、活氣あふれるまちづくりで、産業の推進方策の充実。

5点目は、笑顔あふれるまちづくりで、生涯学習と子育て支援対策の充実。

13ページです。

6点目は、ともに進めるまちづくりで、本町の誇るべき地域力の向上を目指すとともに広域連携についても充実させるというものであります。

なお、本計画の策定にあたりましては、「標茶町創生総合戦略」と連動させ、その達成のために効率的な推進を図っていくことといたしております。

(5) 計画期間についてであります。平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とするものであります。

14ページにまいります。

2. 産業の振興、(1) 現況と問題点、ア. 農業では、ほぼ前回計画と同様であります。多様な担い手、経営体の育成・確保と家畜排せつ物処理施設による環境に配慮した生産体制の構築が必要といたしております。また表2、3の数値を直近に訂正いたしております。

イ. 林業では、前計画と同様となっておりますが、経済的観点に考慮しつつ環境に配慮した総合的森林整備が必要であると、また表の数値につきましては直近のものに訂正いたしました。

16ページです。

ウ. 水産業では、内水面漁業への支援と環境保全の必要性について。

エ. 観光では、地域資源を活かした体験型観光の促進と外国人観光客に対する環境整備について記載し、数値につきましては直近のものに訂正いたしました。

オ. 商業では、高齢者世帯への対応が課題であると記載しております。

カ. 起業の促進では、雇用の創出が重要課題であり、過疎地域特有のハンディを克服するため、情報通信技術の普及により取り組むことといたしております。

以上、産業の振興として6項目の現況と問題点を掲げております。

17ページでは、その対策として、以下のとおり項目ごとに、具体的な方策を掲げております。

新たに観光で外国人観光客に対する環境整備を、商業では石油製品の安定供給の維持・確保支援について加えております。

計画につきましては、18ページから19ページにわたり期間中に想定される具体的事業について掲載いたしております。

20ページにまいります。

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、(1) 現況と問題点、ア. 道路では、道路の現況を直近数値に改めております。

イ. 交通機関（交通手段）では、町内定期バス路線の必要性について記載しております。

21ページのウ. 通信では、地上デジタル放送の対応は完了いたしました。今後も災害、農業情報のシステム構築が必要と記載いたしました。

エ. 地域間交流の促進では、高速道路の延伸による圏域間の交流促進について強調いたしております。

交通通信体系整備、情報化・地域間交流促進として4項目の現況と問題点を掲げ、その対策として、以下のとおり項目ごとに、具体的な方策を掲げております。

林道網整備、地上デジタル放送の確保、交流人口を増加させる施策の推進を新たに加えたところであります。

(3) 計画につきましては22ページから24ページまで想定される具体的事業について列挙いたしております。

25ページ、4. 生活環境の整備、(1) 現況と問題点、ア. 水道施設では、普及率を更新し、安全で安定した生活水供給の必要性について記述いたしております。

イ. 下水処理施設では、事業認可面積、水洗化率を更新し、磯分内地区の供用開始により一定の整備を終えましたがさらなる普及促進と、今後、個別処理による合併処理浄化槽設置の必要性について記載いたしております。

ウ. 廃棄物処理施設では、ごみ減量の取り組みを進めてまいりましたが、老朽化による焼却施設の更新と新たな最終処分場建設の必要性について記述いたしております。

26ページのエ. 消防施設では、引き続きの施設、資材等の整備と人材育成に加え、総合防災訓練等、住民との連携等の必要性について記述いたしております。

オ. 公営住宅では、整備計画に基づく適正な戸数の確保に努めるといたしております。

カ. その他では、駅前通り商店街の活性化、老朽化した公園・歩道施設の計画的な改修が必要といたしております。

27ページ、(2) その対策として、以下のとおり項目ごとに、具体的な方策を掲げております。新たに一般廃棄物処理施設の整備、都市公園施設の再整備について加えております。

(3) 計画として、具体的事業について27ページから28ページにわたり記載いたしております。

29ページ、5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、(1) 現況と問題点、ア. 高齢者の保健・福祉では、ふれあい交流センターを窓口として、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画による民間も含めた整備体制と、さらに地域連携の強化について言及いたしております。

イ. 児童の保健・福祉では、保育園の充実、子育て支援センター等による家庭支援等の連携強化を記述いたしております。

30ページ、ウ. その他の保健・福祉では、しべちゃコスモスや民間グループホームに対する支援や今後の雇用機会の拡大、在宅サービスの充実が必要であるとしております。その対策として、以下のとおり項目ごとに、具体的な方策を掲げておりますが、新たに地域包括ケアシステムの構築と子育て世代に対する医療費助成を加えております。

(3) 計画として具体的事業については30ページに記載いたしております。

31ページ、6. 医療の確保、(1) 現況と問題点では、町立病院における地域医療の確保、救急体制システムの強化について、記載いたしております。

その対策として、以下のとおり項目ごとに、具体的な方策を掲げ、(3) 計画として、具体的事業については31ページから32ページまで記載いたしております。

33ページ、7. 教育の振興、(1) 現況と問題点、ア. 学校関連教育施設では、小学校においては、教育効果に考慮した学校の適正規模化の検討と、あわせて施設整備と情報教育の環境整備を進めることとし、表の学校の状況につきましては直近数値に訂正しております。

高等学校では、標茶高校の現状と課題について。

幼稚園では、園児減少の対応について記載いたしております。

イ. 社会教育関連施設では、町民ニーズに応える施設の管理運営のあり方について検討が必要と記載いたしております。

34ページです。その対策として、以下のとおり具体的な方策を掲げ、計画として具体的事業につきましては34ページから35ページまでに記載いたしております。

36ページ、8. 地域文化の振興等、(1) 現況と問題点では、芸術鑑賞機会の提供、自主的な文化活動の支援等について記載しておりその対策として、以下のとおり、具体的な方策を掲げております。

37ページ、9. 集落の整備、(1) 現況と問題点では離農による過疎化、集落再編、集会施設の管理に向けた検討を進めるとし、その対策として集落再編と自主自立による地域づくりの支援について記載いたしております。

38ページ、10. その他地域の自立促進に関し必要な事項、(1) 現況と問題点では、ア. 再生可能エネルギーを活用した地域振興策として、家畜ふん尿等のエネルギー資源化、有機肥料化による産業創出の検討を進めるとしております。このほか、イ. 自主的な地域整備計画づくり、ウ. 交流の里づくり、エ. イベントの充実、オ. 若者の定住の方策について記載しております。その対策として、以下のとおり具体的な方策を掲げ、(3) 計画では、具体的事業について39ページで記載いたしております。

40ページ、41ページの過疎地域自立促進特別事業分につきましては、ただいままでの再掲であり、計画事業のうち、ソフト事業に係る分を掲載したものであります。

なお事業計画の詳細につきましては、参考資料をご参照いただければと思います。

以上で、議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 農業の現況と問題点という点と、36ページの地域文化の振興のこの2か所について質問させていただきます。

14ページ中段に、環境に配慮した農業が求められておりという項がございますけれども、表現的な問題もあると思いますけれども、この環境的な問題を解決することにおいて、循環型農業という点がいつの間にか忘れられてしまっていくのではないかと、そのことこそが安全かつ安心な農産物を生産する現場になるし、農村の環境を守っていくということにつながるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

2番目の36ページの地域文化の振興等の部分で、ちょうど中頃に先住民族であるアイヌ民族についての項でありますけれども、豊かな文化の保存と伝承を早期に行う必要がありますと書いてありますけれども、具体的に何か計画等があるのでしょうか。

以上2点お伺いいたします。

○議長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 前段の循環型農業の考え方に対するお尋ねに対してお答えをいたしたいと思います。

14ページにも書いてあるとおりですね、関係する法令については家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律でありまして、これは家畜排せつ物がですね優れた有機資源であるということ認識した上で、しっかり肥料化をして堆肥として作った上で農地へ還元して、進めるのだという、そういう趣旨であるというふうに理解しておりまして、町としてもその趣旨にのっとった施策を展開したいと。ただ、標茶町の場合については特に大きな河川3本、流域を抱えているわけでありましてそこに対する配慮が必要だということで、書き出しが環境に配慮したという書き方になっているところであります。

また、各種計画等の中でもですね、この先のことを考えるとそういった環境対策をしっかりとる中で、消費者に理解される産地になっていこうという、そういう理念で進めているところであります。ここ3行ほどの記述ということで文字数が限られている中で、もしかすると誤解を与えやすい表現なのかもしれないのですが、ここにある家畜排せつ物処理施設という処理についても、処分するというような意味あいの処理ではなくて、しっかり資源化するという、そういうことを行う施設ということでの表現だというふうに理解しておりますので、議員におかれましてもご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） 36ページの地域文化の振興の中の豊かな文化の保存と伝承を早急に行う必要があるという部分につきましては、これまでも過去にペカンペ祭り、ご承知のとおり開催されておりましたが、文中にありますようにその文化を引き継ぐ後継者が、地域又は町内に少なくなっているということと、あわせてその文化を伝承する機会も少なくなってきたという内容でございますが、いずれにしてもアイヌ文化の民具等、そういったものを郷土館の調査・研究の中でできるだけアイヌ文化を継承できるような、そういったものを展示・保存しながらさらにそういった伝承者が少なくなっている中でも、こういった文化の継承というのを社会教育行政の中で、しっかりと伝承していくという意味あいの

部分で書き足したものでございます。以上です。

○議長（館田賢治君） 8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 最初の農業の部分でありますけれども、今の流れといたしましてですね、排せつ物そのものが処理されれば、要するに限りなく生産拡大、現場での参入量をふやすことによってどんどん排せつ物が排出されるわけなのですけれども、それを先ほど言いましたように循環型農業ということで畑に還元しながら生産コストを下げている、そういう状況の中で私はどうしても土地の面積、そして頭数に適正な範囲があるのではないかという具合に常日ごろ思っています。そういう意味では排せつ物が処理されれば、いくらでも生産拡大が進んでもいいのかという点についてはいかがでしょう。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 若干、総枠としてお答えしたいのでありますが、本件につきましては、標茶町過疎地域自立促進市町村計画についての提案であります。

ご案内のとおり、過疎債は本町の総合計画等の着実な推進を図るために財政安定に欠かせないものでありまして、その過疎債を得るためにはこの計画が必要だということで今回、策定をしているところであります。

今、渡邊議員ご指摘の部分、農業に関しては非常に深いところの質問だと思いますが、この計画につきましては、個別計画ではありませんので深いところまで記載できなかったというのは先ほど農林課長が説明したとおりであります。

包括的な計画でありますので、それぞれが求める事業等が実現できるような内容での記載、そして計画の作りとなっておりますので、その辺の根本的な部分については是非ご理解をいただきたい思います。

○議長（館田賢治君） 8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 了解しました。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 16ページ、26ページ、38ページ、ほかにもあるのですが、起業の促進とか雇用の促進とか、それからそのために住環境の整備とかいろいろ各ページにわたって書かれているのですよね。既に予算案に裏打ちされているものもありますよね。これで説明をちょっとお願いしたいのですが、1つは16ページも38ページもそうだったかな。行政に頼らない地域に立脚した、この行政に頼らないというのが何かちょっと少し気に入らない部分があるのですけどね。行政に頼らない地域に立脚した起業化に結実させた若手経営者等のグループが、最初のほうでも最後のほうでも出てくるのですよね。そうではない起業化に結実させた人たちもいるわけで、具体的に名前をだしてしまうとまた語弊があると思うので、例えば介護の分野とか、児童支援事業の分野とかそういう分野でも少なくない起業が行われて、そしてそこで町外からのたくさんの人たちを雇用するとかいうことが起きているのですが、

そういうことの記述がちょっと薄いように感じるのですよね。

いずれも前のほうも後ろのほうも、起業化に結実させた若手経営者等のグループの記述し
かないような気がするのですが、そのほかの民間の起業についてはどこら辺に記述されてい
るのか伺いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えいたしたいと思います。

先ほど副町長からも申し上げましたが、本計画書につきましては前回の計画、平成28年3
月までの計画を5年間延長いたしておりますので、記述につきましては極力前回の計画を踏
襲しているものと思います。前回の計画のときもこの記述がありましたので、若手経営者の
グループが現れてきているという記述については変更いたしておりません。加えていないと
いうことに他意はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今、企画財政課長が答えたとおりでありますけれども、さまざまな起業の方法というのも
あると思います。その中でそれぞれの手法を生かしながら。ですからさまざまな手法を否
定しているわけではなくて、これは特徴的な部分をだしたというふうには思っております。
まさしく、自助・共助・公助これをすべて行っていく町づくりになりますけれども、起業化
についても自立して行っていく部分、公として支援をしていかなければならない部分、もろ
もろあると思います。それらをすべて包括した形での表現、そしてこういうような動きが当
時あって新たな動きがあったということを表示した部分であります。

今後につきましても、これらについては推進をしていきたいということは町としても思っ
ているところであります。また内容についての変更につきましては逐次見直しをしながら進
めていく格好でありますし、もう一つは事業として進めていくための計画を記載しておりま
すので、精神なり方策については議員ご指摘の部分というのは十分理解しながら、進めてい
きたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 38ページにも若者の定住とか雇用の創出、これが大事だということ
が書いてありますよね、若者の定住のところですね。疑問に思ったのはそういう町内のこれに
対する動きがね民間でもっと活発におこっているのに、それがまあ前回は踏襲して書いたと
いうのだけですね。大きく変化してきていることにも目を向けて記述して計画化するというこ
とが大事ではないだろうか、それ忘れていませんかということを・・・ 今後計画を充実さ
せたいというのであればそれでいいのですけれど。それは私の認識とどうですか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

これらの記述にもありますけれど、現代社会が抱える課題に着目してということで、そう

いう部分の動きというものは決して軽視しているわけではなくて、そういうような動きも見ながら一番より最適な方法を選択していくという観点での捉えはしておりますので、今後の計画の推進等々につきましても、それらの意見も踏まえながら進めていきたいと思ひますし、認識としては持っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 最後です。ですからね、そのことも頭に入っているということだと思うのですよね。ただ、記述した文章の中には、はっきり明記されているのは行政に頼らない地域に立脚した起業化に結実した若手経営者等のグループという文言しかないのですよ。実際に民間で推進しているのは。だからこのところは、やっぱり一面しか見ていないのではないかと。もっと多くの起業があちこちで行われて、そして若者の定住や雇用の創出を行っている実態が前の計画から比べてぐんと進んでいるのではないかと、その記述が薄いのではないかと、計画の中に。ということをおは指摘したいので。今度の計画を進める上で大事なことだと思うのでね。これだけではちょっとね、じゃあ若手経営者グループがまだ出てくるのかといったらねあまり出てこないような気もするしね。そういう意味ではもうちょっと現実の民間の起業をして若手を雇用している実態があるわけですから、もっとたくさん。そこにもっと目を向けた分析が必要ではないですかということをお最後に質問して。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

この計画書、かなり限られたスペースの中での作りになっておりますので…。まあ若手経営者だけではなくて、等という中には非常に広がりがあると思っております。

その中でこれから商工関係者も含めまして、さまざまないろいろな関係者といきながら若手がどんどん出てくる。また、高齢者の方も活躍できるというような形態を作っていきたいと思ひますし、是非、計画作りの中ではそれらをお理解いただけるような表現作りに配慮してまいりたいと思ひますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

7番・川村君。

○7番（川村多美男君） 17ページのですね、その対策の中で農業の1番下のほうに、農畜産物のブランド化および販路拡大を推進しますと、それから水産業でも水産加工物のブランド化および販路拡大を推進しますと。それから観光のほうでも観光産物のブランド化および販路拡大を図りますということ、ブランド化というのが3つ出てくるわけでございますが、この5年間の中で販路拡大を推進するということでありましたが、現時点で具体的にどのようなことを想定されてこのブランド化および販路拡大を推進するということをおうたっているのかをお聞きたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

最初に農業の分野でということでありましたので私のほうからまず農業の部分のそのブランド化に対する考え方をお答えしたいと思います。

5年間の計画の中で、特に個別の事案、個々に思い浮かべて記述しているわけでございませんで、5年間の中で考えられる可能性があるということで書かせてもらっております。と申しますのも特に第一次産業においては国のほうも6次産業化ということを盛んに言っております、それらに対応する動きが住民生産者の中から出てきた場合について、早く対応できるような形でということで、その辺を考慮してここに一部入れている状況でありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

ブランド化というのは、標茶というものを特化できると言いますのかそういう部分が1つだと思っております。それは物もありますでしょうし、その周辺を含めた環境も含めての部分だというふうに思っております。その中に安心・安全が環境も含めて構築されるということだと思っております。それと推進方法ですけれども、やはりこれは認知度をいかに高めていくかということになると思っております。

これまでも各地域でのPR活動は行っています。また、これからでてまいりますけれども、東京23区との交流事業を含めて、いろんな過程を知っていただくと。そしてここに来なければ味わえないものというのを知っていただくということが、重要ではないかなというふうに思っております。それらにつきましては、町もそれから民間団体も含めてですね、そして広域的な活動も含めて今後進めていくことが、まさしく標茶独自のものを知っていただくことになるのではないかなというふうに思いますし、それを私どもはブランド化ではないかなというふうに理解しているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 12ページの、安心して暮らせるまちづくりの中に、最後のほうに都市との距離を縮減する情報通信技術をより多くの人々が利用できる環境をめざす。それから、21ページの通信の部分で、保健・医療・福祉などの分野における情報システムの整備、その対策として下のほうにも高速情報通信網の整備の促進と、その下に交流人口を増加させるための情報提供や受入れ環境の整備を推進します。それでその計画の中にも一部デジタルのことが書いてありますけれども、今現在、標茶は無線LAN、ADSLそれから一部市街地に光ファイバーが利用できますけれども。

先般、ある集まりのときにですね、地方創生の関係で、その補助の関係で光ファイバーを再整備する場合のことが対象になるかと聞いたことあります。それだけではもう既に、無線LANを選択しますから無理でしょうという話を聞いたのですが、ただ21ページにあるようにですね、保健・医療・福祉これを全部からめた場合にですね、例えば光ファイバーで双方

向通信でお年寄りと画面のやり取りで健康状態を見れるとかですね、そういうことができてるわけですよ。そういうことも含めた情報通信技術の推進を進めるという意味なのか、今の現状のままでいいのだという…。どうもこれを見るとそういうふうに感じてしまうのですけど、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

かねてより議員、通信網の発展に関心があるということできまざまなご質問をいただいております。その中であっては、光の部分は市街地で展開する場合、戸数が一定程度かたまらなければできないという、これは事業者上の制約があります。それで今ご指摘のようにこの通信網というのは、どんどん進展していているというふうに思っております。

その中で先ほど言いましたこの過疎計画は、過疎債を活用しながらさまざまな事業を展開していくというところでありますので、かなり大枠でありますけれども高速情報通信網の整備を推進しますということが掲げられていれば、この具体的な事業がでてきたときに計画変更をして具体的な事業を組み込んでいくということでありますので、その辺を町内の必要性それから事業の進展を見ながらこの計画については随時見直しをしていくということでありまして、ここで立ち止まるという考えではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号は原案可決されました。

◎議案第2号

○議長（館田賢治君） 日程第3。議案第2号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第2号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、中オソベツに設置した「標茶町農業研修センター」について、指定管理者による管理運営を行うために、地方自治法の規定に基づき、議会のご承認をいただきたく提案するものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第2号 公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2 第3項の規定に基づき下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名称 標茶町農業研修センター

所在地 標茶町字オソツベツ982番地2

2、指定管理者となる団体の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名称 株式会社TACSしべちゃ

代表者 代表取締役 高取 剛

所在地 標茶町開運9丁目6番地

3、指定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日までというものであります。

指定管理者となる者は平成27年度と同じく株式会社TACSしべちゃでありまして、概要につきましては、別冊の議案説明資料2ページに詳しく記載のとおりであります。

ご案内のとおり、当該施設は平成27年度TACSしべちゃを指定管理者に指定して運用してまいりましたが、当初から平成27年度の収支実績をもとに複数年の指定管理に移行する考えでございました。

今回、年間必要経費の見通しがついたことと合わせ、この間のTACSしべちゃによる管理運営は、施設の効率的運用と効果発揮につながっており、引き続き3年間の指定管理をさせたいというものでございます。

以上で、議案第2号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） このたびの指定管理者の選定というのは、前回は1年間ということでの指定でございました。今の説明の中で複数で移行していくと触れられておりました。

特に今回3年間にわたって指定していくということ等々につきましてはどのような内容的にですね、3年に移行するという事業計画等々でどういう協議をなされたのかそういう点だ

けちょっと伺っておきたいなと思います。

○議長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

指定管理者制度のメリットとして、もとより複数年で管理をさせることですね、事業者
に計画的な管理・運営ができるような余地を与えるというそういう制度趣旨がございます。
昨年、提案のときも実は担当課としては、複数年による指定管理を提案したかったところな
のですが、元々ですね学校という使われ方をしているこれまでの光熱水費等々の必要経費が
どれくらいかさむかというのが、なかなか推計のしようがなかったということで、まず1年
間必要経費がどれくらいかかるかということを見ながらやっていきたいと思いますということで、
指定管理者とも協議をしながらきたところであります。

内容についてはこの1年間とまったく同様でありまして、入居する研修生のために教室を
提供する環境づくり、あるいは研修を行う際の施設の貸し出しの管理等々でございまして、
この1年間で推計した費用をもって3年間やってもらうということで今、指定管理者の候補
者のほうとは話をしているところであります。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 初歩的な質問で恥ずかしいかもしれませんが、指定管理者と施設の
名称はこれはこれでいいのですが、代表者が変わることはあり得ますよね。代表取締役がね。
このときにはまた議案で提案されるのでしょうか、それとも内部で行われるのだろうか、そ
このとこだけちょっと。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今般、議案第2号として議決を経る形であります。もし変更ありましたら変更の議決をい
ただくという手続きになると思います。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号は原案可決されました。

◎議案第3号

○議長（館田賢治君） 日程第4。議案第3号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第3号の提案の趣旨並びに内容について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成26年6月に行政不服審査法が改正され、本年4月1日から施行されることとなっております。ご案内のとおり行政不服審査法とは、行政の処分や不作為に対し、審査・解決するための制度であります。この度、全面改正が行われたものであります。

法の改正点といたしましては、大きく3点ありまして、1つ目として、行政の処分等に不服がある場合の手続きを簡素化したものです。これまで異議申立て、審査請求、再審査請求からなる不服申立ての制度のうち、異議申立て、審査請求を審査請求に一本化したものであります。

2つ目は、不服申立てを受理した行政側の手続きを明確化したものです。これまで不服申立てを受理した後、その案件を審理する規定がなかったものが、この度、明確化され、原処分に関与していない者で構成する審理員制度の創設、さらには第三者機関への諮問手続きが創設されました。

3つ目は、処分のあった日から一定の期間を過ぎると不服申立てができないと定められている不服申立ての期間が、60日から3カ月に延長されました。

今回、この行政不服審査法の改正及び、これに起因する関係法令の改正に伴い、関係条例の一部改正として一括提案をさせていただいております。

改正する提案趣旨は大きく4点でございます。

1点目としては、行政不服審査法に基づき、書類等の写しの請求ができることとなったことに基づき、手数料徴収条例を一部改正するものです。これとあわせまして、情報公開条例、個人情報保護条例との整合性を図るべく所要の改正を行うものです。

2点目として、法で定められている各種委員会のうち、固定資産評価審査委員会あるいは情報公開・個人情報保護審査会など、審査機関である委員会は、新たに創設された第三者機関への諮問の対象外となっており、新たな行政不服審査法の制度体制においてもこれまで同様、不服申立てに伴う審査事務を所掌することとなりますので、所要の改正を行うものです。

3点目として、設置が求められている第三者機関については、既存の標茶町情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務において、制定趣旨が行政不服審査法の不服申立てに伴う審査

機関と同様であることから、名称を「標茶町行政不服審査会」に改めるなど所要の改正を行うものです。

4点目として、行政不服審査法が全面改正されたことに伴う法律番号や、異議申立て制度が審査請求に一本化されたことによる、規定の文言整理を行うものです。

以下内容についてご説明いたします。

議案の6ページをお開き願いたいと思います。また、議案説明資料3ページの新旧対照表を参考願いたいと思います。

議案第3号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するという
ものです。

次のページへまいります。

関係条例について一括で提案させていただきます。

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

はじめに、標茶町税条例の一部改正です。

第1条 標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

18条の2の改正については規定の文言整理の改正です。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

続いて、標茶町固定資産評価審査委員会条例の一部改正です。

第2条 標茶町固定資産評価審査委員会条例（昭和26年標茶町条例第92号）の一部を次のように改正する。

議案説明資料4ページに新旧対照表がありますので参照してください。

第4条の改正については、行政不服審査法第19条に審査請求の提出についての規定が設けられ、同条第2項に審査申出書に記載しなければならない事項が追加規定されたことによる改正です。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）審査の申出に係る処分の内容

次に第4条第3項の改正内容は、法人等が審査の申出をする時の添付書面である代表者等の資格の証明の規定が行政不服審査法第13条第1項から行政不服審査法施行令第3条第1項へ移行したため、引用条文の改正とあわせ用語の整理を行ってございます。

改正文です。

第4条第3項中「よつて」を「よって」に改め、「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条第4項中「よつて」を「よって」に改め、同条に次の1項を加える。

第6項の改正内容は、第3項で規定している審査申出人の代表者等が資格を失ったときには、書面で審査委員会に届け出をする規定を設けてございます。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

次に、議案説明資料5ページのほうをご参照願いたいと思います。

第6条第2項の追加規定の内容は、委員会が書面審理する際、審査申出人へ弁明書の提出を求めたとき、電子情報処理組織いわゆるインターネットを利用しての弁明書の提出も認める規定をしてございます。

また、第3項ただし書の削除は法改正による条文整理であります。

第6条第3項を第4項とし、同条第2項中「あつた」を「あった」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第5項の追加は、行政不服審査法第30条において、審査請求人から反論書が提出された場合には、処分庁にこれを送付しなければならないと規定されたための追加規定であります。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第8条中の改正は、条文中の用語整理であります。

第8条第6項中「先だつて」を「先だって」に改め、同条第8項中「行つた」を「行った」に改める。

次に、議案説明資料6ページ、7ページ参照してください。

新たに手数料の規定を第10条、第11条として2条追加しましたので、改正前の第10条から第14条まで2条ずつ繰り下げており、第13条中の改正は、引用規定、用語整理を行ってございます。

第14条を第16条とする。

第13条中「よつて」を「よって」に、「標茶町職員旅費支給条例」を「標茶町職員等の旅費支給条例（昭和28年標茶町条例第7号）」に改め、同条を第15条とし、第4節中第12条を第14条とする。

次のページへまいります。

第10条及び第11条が追加されたため、2条ずつ繰り下げ、第11条の改正は、行政不服審査法第60条第1項に却下・棄却・容認の決定は「主文及び理由を記載し、処分庁が記名押印した決定書によりしなければならない」と規定されたことに伴っての改正であります。

第11条第1項中「、決定書」を「、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定

書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨
- (4) 理由

第11条第2項中「もつて」を「もって」に改め、同条を第13条とする。

次に、第10条第1項は、条移動による条文規定の改正です。

また、新たに追加する改正後の第10条の規定内容は、行政不服審査法に基づき交付する書類の写し等の手数料は、標茶町手数料徴収条例に定める額とする規定であります。

また、第11条については、審査申出人が経済的困難により資力がないと認めるときは、費用の減額、又は免除できる規定であります。

第10条第1項中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改め、同条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(手数料の額)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、標茶町手数料徴収条例（平成12年標茶町条例第5号）に定める額とする。

(手数料の減免)

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、その者が負担すべき手数料の額を減額し、又は免除することができる。

次のページへまいります。

続いて、行政手続条例の一部改正です。

第3条 標茶町行政手続条例（平成9年標茶町条例第11号）の一部を次のように改正する。議案説明資料では8ページのほうに新旧対照表を記載してございます。

第3条第10号の改正は法改正による規定の文言整理であります。

第3条第10号中「、異議申立て」を削る。

次に標茶町手数料徴収条例の一部改正です。

第4条 標茶町手数料徴収条例（平成12年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

議案説明資料では9ページのほうに新旧対照表を記載してございます。

第1条の改正は、手数料徴収条例に行政不服審査法による事務の手数を追加するものであります。

第1条中「徴収する手数料」の次に「及び行政不服審査法（平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による事務について徴収する手数料」を加える。

次に、第4条の改正は、行政不服審査法による手数料徴収免除規定を追加したことから、読み替え規定により条文を整理するものです。

第4条各号列記以外の部分を次のように改める。

町長（行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員（同法第9条第3項の規定により読み替える場合にあつては、審査庁。他の法律において準用する場合にあつては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、行政不服審査法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関）は下記の事由に該当するものは、手数料を免除することができる。

第4条の改正は改正もれによる規定整理であります。

第4条第4号ただし書を削る。

次ページへまいります。

次に、別表の改正です。

これまで情報公開条例、議会情報公開条例、個人情報保護条例の各個別条例に規定していた手数料及び今回の行政不服審査法に関する手数料を手数料徴収条例にまとめて規定するものであります。

議案説明資料では10ページ、11ページに記載してございます。

別表中第9項を第13項とし、同表第8項の次に次の4項を加える。

9 標茶町情報公開条例（平成12年標茶町条例第43条）に関するもの

(1) 公文書を複写したもの A5、A4、1枚につき20円（カラー150円）、図面等、1枚につき500円

(2) 磁気テープ等により複写したもの 当該複写又は複製に要した額

(3) 外部契約により複写したもの 当該複写に要した額

(4) 送付に要する費用 送付に要した額

10 標茶町議会情報公開条例（平成12年標茶町条例第47条）に関するもの

(1) 公文書を複写したもの A5、A4、1枚につき20円（カラー150円）、図面等、1枚につき500円

(2) 磁気テープ等により複写したもの 当該複写又は複製に要した額

(3) 外部契約により複写したもの 当該複写に要した額

(4) 送付に要する費用 送付に要した額

11 標茶町個人情報保護条例（平成17年標茶町条例第12条）に関するもの

(1) 公文書を複写したもの A5、A4、1枚につき20円（カラー150円）、図面等、1枚につき500円

(2) 磁気テープ等により複写したもの 当該複写又は複製に要した額

(3) 外部契約により複写したもの 当該複写に要した額

(4) 送付に要する費用 送付に要した額

12 行政不服審査法に関するもの

(1) 行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付 A 5、A 4、1枚につき20円(カラー150円)、図面等、1枚につき500円

(2) 行政不服審査法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付 A 5、A 4、1枚につき20円(カラー150円)、図面等、1枚につき500円

別表備考中「加算する」の次に(別表に定めのある場合を除く。))を加える。

次ページへまいります。

次に、標茶町情報公開条例の一部改正です。

(標茶町情報公開条例の一部改正)

第5条 標茶町情報公開条例(平成12年標茶町条例第43号)の一部を次のように改正する。
議案説明資料12ページのほうに記載してございます。

はじめに法改正による条例中の規定文言整理です。

「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第15条第3項中「不服申し立て」を「審査請求」に改める。

次に、第17条の改正についてであります。

議案説明資料では、13ページのほうに記載してございます。

第1項の改正は、これまで情報公開条例に基づく公文書の写しの交付する場合の費用を規則で規定していたものを手数料徴収条例の定める規定としたものです。

第2項については、公文書も写しの交付費用についての減免規定を定めております。

第17条を次のように改める。

(費用の負担)

第17条 この条例の規定による公文書の写しの交付(電磁的記録についてはこれに準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。)を受けるものは、標茶町手数料徴収条例(平成12年標茶町条例第5号)及び実施機関が別に定めるところにより、当該写しの作成及び送付に係る費用を負担しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により費用を負担する者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その者が負担すべき費用の額を減額し、又は免除することができる。

次に、第19条の改正は、行政不服審査法改正による法番号、用語改正と併せ、第三者機関の設置が義務付けされたため、標茶町情報公開・個人情報保護審査会に包括した行政不服審査会を設置することによる改正であります。

第19条中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に、「標茶町情報公開・個人情報保護審査会」を「標茶町行政不服審査会条例(平成17年標茶町条例第13号)に基づく標茶町行政不服審査会」に、「決定又は決裁」を「裁決」に改める。

次のページへまいります。

第20条の改正は、法改正による規定の文言整理です。

第20条各号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

続いて、標茶町個人情報保護条例の一部改正です。

(標茶町個人情報保護条例の一部改正)

第6条 標茶町個人情報保護条例（平成17年標茶町条例第12号）の一部を次のように改正する。

議案説明資料では15ページを参照してください。

はじめに、法改正による条分中の規定文言整理です。

「不服申立て」を「審査請求」に改める。

次に、第7条の改正内容は、既存の標茶町情報公開・個人情報保護審査会を行政不服審査会に包括する、条文規定の改正です。

第7条第3項中「標茶町情報公開・個人情報保護審査会」を「標茶町行政不服審査会条例（平成17年標茶町条例第13号）に基づく標茶町行政不服審査会」に改める。

次に、第26条の第1項の改正は、これまで個人情報保護条例に基づく公文書の写しの交付する場合の費用を規則で規定していたものが手数料徴収条例のほうに定める規定としたものです。

第26条第1項を次のように改める。

この条例の規定による公文書の写しの交付（電磁的記録についてはこれに準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。）を受けるものは、標茶町手数料徴収条例（平成12年標茶町条例第5号）及び実施機関が別に定めるところにより、当該写しの作成及び送付に係る費用を負担しなければならない。

次に、第39条の改正は、法改正による条文中の規定整理です。

第39条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改め、「決定又」を削る。

第40条の改正は、法改正による条文中の規定の文言整理です。

第40条各号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

次ページへまいります。

第41条の改正は、法改正による条文中の規定文言整理です。

第41条中「決定又は」を削る。

続いて、標茶町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正するものです。

第7条 標茶町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年標茶町条例第13号）の一部を次のように改正する。

議案説明資料では18ページのほうに記載してございます。

はじめに法改正による条文中の規定の文言整理であります。

題名を次のように改める。

標茶町行政不服審査会条例

本則（第6条の見出しを除く。）中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

次に、第1条の改正は、行政不服審査法の改正により審査を行う第三者機関の設置が義務付けられ、既存の標茶町情報公開・個人情報保護審査会と機能を包括する行政不服審査会として新たに設置することによる規定改正であります。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定又は標茶町情報公開条例（平成12年標茶町条例第43号）並びに標茶町個人情報保護条例（平成17年標茶町条例第12号）の規定による諮問に応じて審査を行うため、町長の附属機関として標茶町行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

次に、第2条第1項の改正は、審査会の所掌事項に行政不服審査法に定める調査審議の規定を追加しております。

第2条第1項第2号を第3号とし、同項第1号中「(平成12年標茶町条例第43号)」及び「(平成17年標茶町条例第12号)」を削り、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

（1）法に定める調査審議を行うこと。

次に、第6条の改正ですが、行政不服審査会による調査権限については、法により規定されており、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく審査会の調査権限については別に、ここで条文整理をしております。

第6条の見出し中「不服申立てに係る」を「標茶町情報公開条例及び標茶町個人情報保護条例における」に改め、同条第1項中「標茶町個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報」の次に「及び同条第2号に規定する特定個人情報」を加え、「第23条」を「第19条」に改める。

第9条の改正は、審査会に対して資料等文書の写しを求める場合の費用負担を手数料徴収条例によることとし、また減免規定も併せて規定しております。

第9条に次の2項を加える。

3 この条例の規定による公文書の写しの交付（電磁的記録についてはこれに準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。）を受けるものは、標茶町手数料徴収条例（平成12年標茶町条例第5号）及び実施機関が別に定めるところにより、当該写しの作成及び送付に係る費用を負担しなければならない。

4 審査会は、前項の規定により費用を負担する者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その者が負担すべき費用の額を減額し、又は

免除することができる。

附則としまして

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2項は固定資産評価審査委員会の経過措置として平成27年度までの固定資産課税台帳の価格に係る審査申出は、従前の取扱いとする経過措置です。

2 第2条による改正後の標茶町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条、第12条第1項並びに第13条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

第3項は、行政手続条例、情報公開条例及び個人情報保護条例の改正施行日前にされた処分、不作為に係るものは従前の取扱いとする経過措置です。

(標茶町行政手続条例、標茶町情報公開条例及び標茶町個人情報保護条例に関する経過措置)

3 第3条の規定による改正後の標茶町行政手続条例の規定、第5条の規定による改正後の標茶町情報公開条例の規定及び第6条の規定による改正後の標茶町個人情報保護条例の規定は、この条例の施行日以後にされた実施機関の処分または不作為についての不服申立てについて適用し、この条例の施行前にされた実施機関の処分またはこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

第4項は、行政不服審査会委員について、現在の情報公開・個人保護審査会委員をもって委嘱期間、発令したものとみなす経過措置であります。

(標茶町行政不服審査会条例に関する経過措置)

4 この条例の施行の際、現に第7条の規定による改正前の標茶町情報公開・個人情報保護審査会条例の規定により標茶町情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員として委嘱されている者は、第7条の規定による改正後の標茶町行政不服審査会条例の規定により標茶町行政不服審査会（以下「新審査会」という。）の委員として委嘱された者とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧審査会の委員として発令された期間とする。

第5項は、改正前の情報公開・個人保護審査会が調査審議した手続は、新たな行政不服審査会が行った手続とみなす経過措置であります。

5 この条例の施行前にされた第7条の規定による改正前の標茶町情報公開・個人情報保護審査会条例の規定による諮問であって、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないもの及び当該諮問についての旧審査会がした調査審議の手続きは、第7条の規定に

よる改正後の標茶町行政不服審査会条例の規定により新審査会がした調査審議の手続きとみなす。

以上で、議案第3号の提案趣旨ならびに内容についての説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） ちょっとわからないので聞きます。まず説明資料のほうの6ページ、1点が一番下なのですが、「もつて」を「もって」に変更する。これ、「つ」が違うのではないかなというのが1つ。6ページが一番下、改正前と改正後が同じ。

それと10ページなのですが、10ページの手数料の関係で、例えば全部そうなのですが磁気テープ等により複写したもの、それから外部契約により複写したものというのはどういうことなのか教えてほしいのとですね、もう1件、例えば13ページが一番上、改正後の第17条のところに、「電磁的記録についてはこれに準ずる方法として実施機関が定める方法を含む」、こっちは電磁的記録とあるのですが、このへんのどういうものなのかを具体的に教えてくださいませんか。

○議長（館田賢治君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

「もって」のそこの記載は間違いですので、大変申し訳ございません。

それから手数料徴収条例の関係の記載の部分ですが、磁気テープ等による複写したもの、これについてはこれまでと同様、磁気テープ等の複写したものの表現できてございますが、平成12年に大きく手数料徴収条例の全面改正をしたときに、今時代のペーパーから、昔でいえばフロッピーからなにからみんなそうなのですが、今のパソコンのデータをですね、今で言うとUSBも含めますけれども、そういった電子的なペーパーじゃない部分の機械的な部分での複写も図面的な部分で認めるということで記載してございます。ですから幅が広がる部分があります。

議案書の磁気テープと表現の仕方が若干違うという話でありましたけれども、手数料徴収条例の部分では実際には今までの表現と変わらない形をそのまま記載してございますので、その部分で混乱のないような形で表現をしているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） もう1点、外部契約の。

○議長（館田賢治君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 大変申し訳ございません。外部契約についてはですね、町が直接それぞれ印刷物あるいは図面等を含めてですが、実際にそれを外部に外注しているものが

ございます。外部に外注しているものの契約で、それぞれそのものの部分を請求した場合についてはそのものについて外部の契約した金額で増刷というのですか、そういった……

（「違う」の声あり）

○総務課長（島田哲男君）　ということで、契約した金額、実際に町が直接外部に外注していますよね。いろいろなものを。それを情報公開の部分で手数料としてとるときに、事例としては議事録も入ります。議事録も外部に外注していますから、その部分について、今公開している部分もありますけれども、その部分の外注した契約金額と同じ金額で出すと。実費弁償で。それでだすということでご理解いただければと思います。

図面でもなんでもそうなんです、こちらが作成して外注してものことができます。そのものについて、情報開示そういった部分での請求がきた場合については、そのものについてうちがお金をかけて作っていますので、その金額に見合うだけの手数料という形でいただきます。金額はそれぞれ作る金額が違いますから、ものによっては高いものもありますし、いちがいにいくらということでは表現できないので、外部に契約した金額と同じ部分で出すということでもあります。

○議長（館田賢治君）　ほかにご質疑ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君）　要するに従来の不服申し立て、行政の決定に対してね、この手続きが簡素化されたということで、多くは変わっていないですよ。

それで1つは、名称が審査請求というふうに変ったのですが内容は変わっていないと。今までこういう不服申し立ての事例というのはいくつかあったのか、それがあれば教えてほしいということと、それからもう一つ、私、前に手数料条例が改正されたときにね反対したのですが、今回もこの表を見ましたらA5・A4で1枚につき150円でしょう、カラーで。高いのじゃないかなと思う。だって行政に対する審査請求をすることで、いってみれば行政と住民のやり取りの中で必要な写しを複写することなので、この辺は決定が出るまでこういう手続きが必要なのであって、住民との関わりの中ではこういう手数料というのは、私、町の中でみても1枚のA5・A4の複写するのにこんなにお金がかからないですよ、カラーでもね。高いのではないかと思うのですが、どういう根拠があってこういう金額にしたのか。その2点です。

○議長（館田賢治君）　総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）　お答えいたします。

行政不服審査法が全面改正されて、今までの手続きが変わったということで、これまでの行政に対する不服異議申し立てについて、手続上はですね異議申し立て、不服はそれぞれ許認可される行政側のほうにいろいろ来るわけなのですが、手続上はですね今までそれぞれ内容の部分で説明をして窓口で終わるとい部分もありますけれど、そういった部分でまだ法的にまで行く前にですね、書面で異議申し立てをするというこれまでの事例はございま

せん。

実際にはそういった都市部ではかなり大きな部分で行政手続きに関して、住民側と言いますか国民側と言いますかそういった部分で、より簡素な手続きでその内容を承知する上で、まあかなり時間が長かったという経過がございますので、なるべく早くその不服の部分を理解を求める、そういった部分の改正ということで理解いただければと思います。

手数料の部分がかかわってきまして、この部分についても行政不服審査法に基づいて手数料がとれる形になりますけれども、実際には今まで個別で情報公開条例あるいは個人情報の部分で、手数料を別に設けておりました。それを手数料条例の中に一括して今回、全部まとめてにするということでの改正ですけれども内容的には今までと同様の内容になってございます。

議員おっしゃるカラー含めてコピー代が20円、カラーにしたら150円。今までの金額は変わっていないのですが、これが改正したときにはたぶん12年くらいの地方分権のときに手数料を条例でそれぞれ根拠をもって提示しなさいということでの条例化の部分で明確した部分があります。この金額の算定についてはですね当時のそれぞれ算出根拠、手数料は必ず根拠をもって行うということになっていましたので、当時の算定の方式をですね、まあ実際には当時の部分で人件費を含めていろんな算式を決めての金額で、この金額で設定したというふうには思いますけれども、今時点でいろいろコピー代が安くなってきています。ですからその部分では現状とマッチしない部分がございますので、そういった部分で手数料条例については一定程度の課題といたしますか、今後の研究課題といたしますかその算定を時代にあった形で今後検討したいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 先ほど議案第2号、公の施設に係る指定管理者の指定についての中で深見議員よりご質問があった部分であります。この議決要件でありますけれども、公の施設の名称それから指定管理者となる団体の名称、そして指定機関となっております。その中で団体の名称で包括してという判断をしていたのですが、詳細を調べましたところ、契約相手側の単なる法人の代表者の交代にすぎないものについては、議決の変更はありませんということですので訂正をさせていただきたいと思えます。

◎議案第4号

○議長（館田賢治君） 日程第5。議案第4号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第4号の提案の趣旨並びに内容について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、昨年8月の人事院勧告に基づき、国は本年1月一般職の国家公務員の給与等について、人事院勧告どおり平成27年度の給与改正を行い、本町においても、同様に人事院勧告に準じて一般職の職員の給与等の改正をしようとするものであります。

改正内容につきましては、はじめに月例給ですが、官民給与の較差を解消するため、1級の初任給を2,500円の引上げ、若年層についても同程度の引上げを行うほか、給与制度の総合的見直し等により高齢層の官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に平均改定率0.4%の改定をするものです。

次に、期末・勤勉手当について、年間支給月数を0.1カ月分引上げ、4.2カ月分とし、民間支給状況等を踏まえて、勤勉手当に配分するものであります。

本年度の勤勉手当引上げ分0.1カ月分は、12月期分で引上げ、来年度以降は6月期、12月期それぞれ0.05カ月分引上げ、年間の勤勉手当1.6カ月分にするものであります。

実施適用については、本年度4月1日から適用といたします。

次に、平成26年5月の地方公務員法の一部を改正する法律により、地方公共団体の職員の給与に関する条例に、新たに「等級別基準職務表」を規定することが義務付けられたため、所要の改正を行うものです。

また、行政不服審査法の改正による条文中の規定の文言整理も行っておりますので、あわせて、ご審議を賜りたいと存じます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページへまいります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

改正内容につきましては、議案説明資料では22ページから50ページまでの条例新旧対照表となっておりますので参照してください。

説明資料22ページ、右上段に記載しております議案第4号資料①をご覧ください。

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条の改正は、勤勉手当の支給率100分の75を6月期100分の75、12月期は100分の85にするものです。また、再任用職員の支給率100分の35を6月期100分の35、12月期は100分の40にするものであります。

改正文です。

第17条第2項第1号中「100分の75」を「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」に改める。

次に、附則第10項の改正であります。現在、満55歳を超える6級職員いわゆる特定職員について、1.5%の減額措置をしております。勤勉手当の支給率の改正により、算定上の係数、100分の1.125を6月、100分の1.125、12月、100分の1.275に改正するものです。

また、勤勉手当の支給率改正による規定整理を行ってございます。

改正文です。

附則第10項中「100分の1.125」を「、6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275」に、「100分の75」を「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改める。

次ページへまいります。

次に給料表の改正です。

別表第1を次のように改める。

別表第1、行政職給料表の1級から6級の号俸給料月額は20ページから23ページまでの記載となっております。

読み上げについては省略をさせていただきますが、各級別の改定率等について申し上げます。

1級は、金額2,500円から1,200円の引上げをし、率にして1.8%から0.5%の引上げとなっております。

2級、2,500円から1,100円の引上げ、率にして1.3%から0.4%
3級は2,500円から1,100円の引上げ、率にして1.1%から0.3%
4級は1,600円から1,100円の引上げ、率にして0.6%から0.3%
5級、6級につきましては1,200円から1,100円の引上げ、率で0.4%から0.3%となっております。

行政職給料表全体では、平均0.4%の引上げ率となっております。

なお、再任用職員につきましては、1,100円の引上げ、率にして0.5%の引上げとなっております。

議案書24ページのほうへまいります。

次に、医療職給料表です。

別表第2のロ及びハを次のように改める。

ロ 医療職給料表(2)は、医療技術職に適用しており27ページまでの記載となっております。改定率は、行政職との均衡により改定しておりまして、

- 1級は、金額2,600円から1,200円の引上げで、率にして1.8%から0.5%
 - 2級は、2,600円から1,100円、率にして1.4%から0.4%
 - 3級は、2,700円から1,100円、率にして1.3%から0.3%
 - 4級は、2,400円から1,100円、率にして1.0%から0.3%
 - 5級は、1,400円から1,100円、率にして0.5%から0.3%の引上げとなっております。
- 再任用職員につきましては、1,100円引上げの率で0.5%の改定となっております。
28ページにまいります。

次に、ハ 医療職給料表(3)は、こちらは医療看護師職に適用しており32ページまでの記載となっております。改定率は、行政職との均衡により改定しておりまして

- 1級は、金額2,800円から1,100円の引上げで、率で1.8%から0.4%
- 2級は、3,000円から1,100円、率にして1.6%から0.3%
- 3級は、2,900円から1,100円、率にして1.3%から0.3%
- 4級は、2,500円から1,100円、率にして1.0%から0.3%
- 5級は、1,500円から1,100円、率にして0.5%から0.3%となっております。

再任用職員につきましては、1,100円引上げ、率で0.4%の改定となっております。

次に、33ページのほうへまいります。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の改正については、議案説明資料では36ページのほうに記載してございます。

第3条の改正につきましては、地方公務員法の一部改正により、職員の給与に関する条例で「等級別基準職務表」を規定することが義務付けられたため、条文の規定整理を行っております。

第2項の改正内容は、職員の職務は、給料表に定める等級に分類するものとし、その基準

を別表の「等級別基準職務表」で規定する内容であります。

別表については、後ほど説明をいたします。

改正文のほうです。

第3条の見出しを「(給料表及び職務の等級)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。

次に、第16条の3の改正は、行政不服審査法が全部改正されましたので、条文中の規定整理を行っております。

第16条の3第6項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求」に改める。

次に、第17条の改正は、前段の第1条で今年度の勤勉手当の率を改正しておりますが、ここでは、来年度以降の勤勉手当の率を改正しています。

6月期100分の75、12月期100分の85をいずれも100分の80に改正し、再任用職員については、6月期100分の35、12月期100分の40をいずれも100分の37.5に改正するものです。

第17条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改める。

別表第3を次のように改める。

次に、別表3の改正ですが、別表3の改正は等級別基準職務表の規定です。

また、現行の別表第3を含め、別表第4から別表第8までについては、過去の条例改正時の削除もれがありましたので、あわせて改正しております。

次ページへまいります。

それでは別表第3(第3条関係)等級別基準職務表

ア 行政職給料表。等級、基準となる職務をそれぞれ説明します。

1級、定型的な業務を行う職務

2級、高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

3級、主任の職務

4級、1. 係長の職務、2. 主査の職務

5級、課長補佐の職務

6級、課長の職務

イ 医療職給料表(1)等級、基準となる職務

1級、医療業務を行う職務

2級、1. 病院の副院長の職務、2. 病院の医長の職務、3. 高度の知識経験に基づき困

難な医療業務を行う職務

3級、病院の院長の職務

ウ 医療職給料表（2）等級、基準となる職務

1級、1. 診療放射線技師の職務、2. 臨床検査技師の職務、3. 理学療法士又は作業療法士の職務

2級、1. 薬剤師の職務、2. 困難な業務を行う診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士の職務

3級、1. 主任薬剤師の職務、2. 主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士又は主任作業療法士の職務

4級、1. 薬局長の職務、2. 放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーション技士長の職務、3. 困難な業務を行う主任薬剤師の職務

5級、1. 困難な業務を行う薬局長の職務、2. 困難な業務を行う診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーション技士長の職務

次ページへまいります。

エ 医療職給料表（3）等級、基準となる職務

1級、准看護師の職務

2級、1. 看護師の職務、2. 困難な業務を行う准看護師の職務、

3級、1. 主任看護師の職務、2. 知識又は経験に基づき困難な医療業務を行う先任准看護師の職務

4級、1. 看護副師長の職務、2. 困難な業務を行う主任看護師の職務

5級、看護師長の職務

別表第4から別表第8までを削る。

次に、附則第10項の改正については、満55歳を超える6級職員の1.5%の減額措置について、平成28年度からの勤勉手当支給率を算定する上での係数を、6月の100分の1.125、12月の100分の1.275をそれぞれ100分の1.2に改め、6月、12月の勤勉手当の支給率改正による規定整理を行っております。

附則第10項中「、6月に支給する場合においては100分の1.125、12月に支給する場合においては100分の1.275」を「100分の1.2」に、「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改める。

附則としまして

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年標茶町条例第10号。以下この項において「平成27年改正条例」という。)附則第3条の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の給与条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第3条の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

以上で、議案第4号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(館田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・菊地君。

○12番(菊地誠道君) 給料に関しては別にはないのですが、内容をお知らせいただきたいのですが、34ページと35ページの医療職に関係するのですが、病院の先生については何となく内容わかるような気がするのですが、中でも2番の困難な業務を行うとでていますけれども、例を挙げてどんな作業なのか仕事の内容についてお聞かせいただきたいのと、それから次の35ページの看護師についてもですね、ほかの一般の看護師の仕事と困難との分けけというか、例えば、我々、素人なので例を挙げてお知らせいただければと思います。

○議長(館田賢治君) 総務課長・島田君。

○総務課長(島田哲男君) お答えいたします。

ご案内のように地方公務員法が改正になりまして、それぞれ等級別に職務の内容を条例化するということの規定になりました。それに基づいて職務の内容を具体的にどういう表現するかというのは、なるべくわかりやすくということでありますから、そういった部分で表現するわけなのですが、それぞれ1級から初任給といいますか入ってからこれまで一定程度の年数で級に行く部分がございます。ただ、役職の部分とあわせながら給料の確定をしていくというのが本来の地方公務員法の部分がございます。

ご指摘の困難な業務、実際にはその前の級に准看護師の職務というのがございます。例に挙げますと2級でご指摘の困難な業務を行う准看護師の職務、その前に1級に准看護師の職務とございます。具体的にどういった内容というのはそれぞれ、議員おっしゃるとおり医師の指示のもとで行うわけなのですが、経験がある程度の年数が経つと、いろいろ困難な部分も含まれてくるということの理解でいただければと思いますが、1級である程度の年数を経験値がされますと2級になるというような形でご理解いただければと思います。

○議長(館田賢治君) 12番・菊地君。

○12番(菊地誠道君) そういう一般論ではなくて、我々素人なので、例えば作業療法士はどんな形が困難な作業なのかわかりやすく例を挙げてもらえればありがたいのだけど。言っ

ていることはわかりますよ。これを基準にしてそれ以上、経験をもとにそれ以上の求められる作業というのはわかるけれども、内容がわからないのもうちょっと詳しく。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午後1時24分

再開 午後1時31分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。

なかなか基準となる職務ですので、表現の仕方が非常に難しい部分がございますけれども、困難な業務、こういった部分の職務の内容と申しますとなかなか職務ごとに違いがございますので、あくまでもその指示を出す上の方々の指示に基づいてする業務の内容ということでご理解いただきたいと思います。基本的にはそれぞれの1級、2級の級別については一定程度の経験に基づいた業務の内容となることをご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号は原案可決されました。

◎議案第5号

○議長（館田賢治君） 日程第6。議案第5号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第5号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、昨年8月の人事院勧告に基づき、一般職の給与改定に準じまして、へき地保育所職員の給与についても所要の改定をするものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案書の37ページ、議案説明資料の51ページをお開きください。

議案第5号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きください。

へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

へき地保育所職員の給与に関する条例（昭和44年標茶町条例第17号）の一部を次のように改正するものであります。

別表を次のように改める。

今回の改定号俸につきましては、1号俸から193号俸まで、金額にしまして2,500円から1,100円の引上げ、率にしまして1.802%から0.316%、へき地保育所職員の給料表全体で0.617%の増額改定率となっております。

別表の各号俸の給料月額が38ページから41ページに記載のとおりであります。

なお、各号俸の給料月額の読み上げにつきましては説明を省略させていただきます。

続きまして41ページにまいりまして、附則としまして、第1項は施行期日について記載をさせていただきますが、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものであります。

第2項といたしまして、給与の内払につきまして、この条例による改正後のへき地保育所職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前のへき地保育所職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後のへき地保育所職員の給与に関する条例の規定による内払とみなすとするものであります。

以上で、議案第5号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 現在のですねこの給料表を対象としている保母数、それともう一つはですね、もし定年退職を迎えた方が再任用を希望した場合にはどの給料表を適用とするのか、一般職の再任用の表になるのか、その2点を伺いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 前段のほうにつきましては私のほうから答弁させていただきますが、現在、へき地保育所職員の給料表適用職員は8名でございます。

○議長（館田賢治君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

へき地保育所職員の対象者、今おっしゃった8名であります。退職後につきましては一般職の職員の再任用と同じく扱うこととしてございます。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号は原案可決されました。

◎議案第6号

○議長（館田賢治君） 日程第7。議案第6号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第6号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、昨年8月に人事院勧告が出されたことに伴い、一般職の職員の給与勧告に準じて特別職の給与月額及び期末手当の改定を行うものであり、教育長についても特別職に準じて改定をするものであります。

改定内容につきましては、平成27年4月1日に遡り、現行給料月額を0.4%増額、期末手当については12月、0.1カ月増額の1.825カ月に改定し、年間、0.1カ月増額の3.3カ月とするものであります。

また、この期末手当についてですが、平成28年4月以降は、年間支給割合の3.3カ月は変えず、6月、1.475カ月を0.05カ月増額の1.525カ月とし、12月1.825カ月を0.05カ月減額し1.775カ月に改正するものであります。

なお、3役の給料は平成30年10月までの給料減額特例措置により、町長職は本則より2万9,900円低い81万3,100円、副町長職は2万5,200円低い67万4,800円、教育長職は2万2,400円低い60万9,600円の月額となります。

また、期末手当においては一般職の職員の年間の割合より、0.9カ月分低い独自削減分については継続といたしますので、ご理解を願います。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案をお開きください。

議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものであります。

次ページへまいります。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の182.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

第11項 平成27年4月1日から平成30年10月21日までの町長、副町長及び教育長の給料月額、条例第3条及び附則第10項の規定にかかわらず、同条の別表中「843,000」とあるのは「813,100」と、「700,000」とあるのは「674,800」と、「632,000」とあるのは「609,600」とする。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の147.5」を「100分の152.5」に、「100分の182.5」を「100分の177.5」に改める。

次ページへまいります。

(旧教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第3条 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例（平成27年標茶町条例第8号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するとされる同条例による廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年標茶町条例第15号。附則において「旧教育長給与等条例」という。）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

第9項 平成27年4月1日から平成30年10月21日までの教育長の給料月額は、条例第2条及び附則第8項の規定にかかわらず、「632,000」とあるのは「609,600」とする。

附則としまして

(施行期日)

第1項 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

第2項 第1条及び第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例及び旧教育長給与等条例（以下「特別職の給与条例等」という。）の規定は、平成27年4月1日から

適用する。

(給与の内払)

第3項 第1条及び第3条の規定による改正後の特別職の給与条例等の規定を適用する場合においては、第1条及び第3条の規定による改正前の特別職の給与条例等の規定に基づいて支給された給与は、第1条及び第3条の規定による改正後の特別職の給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

以上で、議案第6号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(館田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号は原案可決されました。

◎議案第7号

○議長(館田賢治君) 日程第8。議案第7号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長(島田哲男君)(登壇) 議案第7号の提案趣旨並びに内容について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法の一部改正により、法の条項移動に伴う条例中の規定整理及び人事行政の運営等の状況の公表する事項に新たに項目追加されたことによる改正であります。

また、行政不服審査法の改正に伴う規定整理も行ってございます。

議案第7号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページへまいります。

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

はじめに、標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正です。

第1条 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成8年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正する。

議案説明資料では61ページのほうに新旧対照表をつけてございます。

第1条は、法改正の条項移動に伴っての改正です。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

次に、標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。

第2条 標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年標茶町条例第12号）の一部を次のように改正する。

説明資料においては62ページのほうに新旧対照表を記載してございます。

第2条は、地方公務員法により人事行政運営等の状況を公表する事項に「職員の人事評価の状況」、「職員の休業に関する状況」の項目を追加する改正です。

第3条第8号を第10号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同条第6号の前に次の1号を加える。

（5）職員の休業に関する状況

第3条第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）職員の人事評価の状況

次ページへまいります。

次に、第5条は、行政不服審査法の改正に伴っての規定整理であります。

第5条第2号中「不服申し立て」を「審査請求」に改める。

附則としまして

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、議案第7号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 資料の人事行政に関してですね、追加された、（1）と（2）の間の2項ですね、新たに職員の人事評価の状況ということが追加されましたけれども、勘違いでなかったとすれば、これはどのような評価をするのか、また、誰が評価をして任命権者が報

告をしなければならないとなっていますから、そのことを任命権者に報告するのかその辺をちょっと理解できないです。

○議長（館田賢治君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

それぞれ人事評価等につきましては、任命権者のほうですべて今の記載の部分については、町長のほうに報告をすることになってございます。それをまとめて町長が公表するわけなのですが、それが12月までで、それをまとめて全部行政機関の分は公表するという形になってございます。

人事評価もその項目の一つとして公表対象となったということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は原案可決されました。

◎議案第8号

○議長（館田賢治君） 日程第9。議案第8号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君）（登壇） 議案第8号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、磯分内公民館分館の廃止に伴う条例改正のご提案でございます。

当施設は昭和41年2月に磯分内公民館として開設しました。その後、平成19年4月から条例改正により名称を磯分内公民館分館に改めまして、今日まで50年間にわたり地域の社会教育活動や地域活動の拠点施設として利活用されてまいりました。

平成20年3月に策定されました標茶町耐震改修促進計画（平成20年度から平成27年度）に

基づいた耐震診断を実施した結果、「耐震性のない建物で構造上、耐震改修が不可能」と判断されました。

この結果を踏まえ、磯分内連合振興会並びに分館を活動拠点とされている各種団体への説明と今後の取り扱いについて協議を行い、磯分内公民館（現磯分内酪農センター）へ集約をすすめてまいりました。その結果、今日まで全ての利用団体等の集約が完了しましたので、標茶町耐震改修促進計画最終年度の平成27年度末をもって設置目的としての役割を終えたものと判断に至り、廃止のための所要な提案をするものであります。また、この改正に合せて条文中の字句の修正も行っております。

なお、本案につきましては、1月27日開催の第1回定例教育委員会において、議決をいただいておりますことを申し添えます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第8号 標茶町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページにまいります。

標茶町公民館条例の一部を改正する条例

標茶町公民館条例（昭和40年標茶町条例第19号）の一部を次のように改正する。

以下、改正項目の説明につきましては、別冊の議案資料63ページから65ページの条例新旧対照表と合せてご説明いたします。

改正項目（分館）

第3条の表標茶町磯分内公民館分館の項を削る。

次に、改正項目（運営委員等の設置）

第5条第2項中「各号の」を削り、同条第5項中「あつて」を「あって」に改め、同条第7項中「もつて」を「もって」に改める。

最後に、改正項目（使用料）

第13条第1項中別表、磯分内公民館分館の部を削る。

附則といたしまして、

この条例は、平成28年4月1日から施行するというものです。

以上で、議案第8号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案8号は原案可決されました。

◎議案第9号

○議長(館田賢治君) 日程第10。議案第9号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長(高橋則義君)(登壇) 議案第9号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町工業等開発促進条例の一部改正であります。

この度、過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が5年間延長されたことから、本条例の一部改正について、ご提案申し上げるものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第9号 標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例

標茶町工業等開発促進条例(平成12年標茶町条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の改正でありまして「失効期限」について「平成28年3月31日」を、「平成33年3月31日」に改めるものであります。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則といたしまして

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第9号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(館田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は原案可決されました。

◎議案第10号

○議長(館田賢治君) 日程第11。議案第10号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長(佐藤吉彦君)(登壇) 議案第10号、標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第425号)の公布により、介護認定審査会の運営について見直しがあり、介護認定審査会の委員の任期について、これまで介護保険法施行令に定める任期は2年とされていましたが、第5次地域分権一括法関連の見直しにより、町が条例で「2年を超え3年以下の期間」と定めることができることとなったことから、町条例に新たに介護認定審査会の委員の任期を3年と定めるための所要の改正を提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第10号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例

標茶町介護保険条例(平成12年標茶町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「の定数」を削り、同条に次の1項を加える。

これにつきましては、標茶町介護保険条例の第2条の見出しを、これまでの介護認定審査会の委員の定数のみを規定していましたが、委員のほかに任期も定めることから見出しを介護認定審査会の委員に改めるものであります。

続きまして、同条に次の1項を加えるということで、第2項としまして、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第6条第1項の規定に基づき条例で定める期間は、3年とし、再任することができるとするものであります。

これまでは、介護保険施行令で国の規定によりまして任期を2年間としていましたが、権限移譲により2年から3年の間で町が条例で定めるというふうになりましたので、ここで標茶町におきましては任期を3年とし、再任することができるということで規定をさせていただきました。

続きまして、第7条第1号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）」を「令」に改めるもので、これは上段の部分ですね、第2項の追加がございましたので、引用条項の表示がすでにありますので重複をさけるために「令」に改める整理を行ったものであります。

附則としまして

（施行期日）ですが

1 この条例は、平成28年4月1日から施行するというものです。

（経過措置）として

2 この条例の施行の日前に任命された標茶町介護認定審査会の委員の任期については、なお従前の例によるものとなります。

以上で、議案第10号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） この介護保険認定審査会のこの任期とそれから資格についてお聞きしたいのですが、まずどういう方々が審査会のメンバーになっておられるか、どういう資格なのか、それが1つと、あと任期について今まで2年だったのを3年とし再任も可能ということでございますよね。ということは今まで再任というのはなかったのか、その2点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

認定審査会の委員につきましては、介護保険施行令の中でそれぞれどういう立場の人を委員にするという基準がございまして、まずは医療関係、それから医療関係でもうちの場合ですね実際に話申し上げた方がわかりやすいかと思うのですが、町内の医者ということで町立病院のお医者さんをお願いをしています。それから歯科医師ですね、特に高齢者の歯科の病気がけっこうございますので、そういった部分と、あと薬剤師の方をお願いをしています。それからリハビリ関係、高齢者のリハビリ関係も非常に重要な視点でございますので、町の技師の方をお願いをしています。それから福祉関係者ということで、福祉関係の事業所の関係者から2名ということで、計6名でなっております。

それから任期につきましては、これまでは国の基準ですね、2年ということでやってい

ましたので、2年の任期で再任もあるということで再任を何回か繰り返しながら、委員の都合により選任をさせていただいたということです。

今回、国のほうでですね分権一括法の中でなぜ2年が3年に拡大されたかということにつきましては、標茶町の場合は非常に委員の数も少ないのですが、例えば大都市に行きますと、それぞれ中学校校区くらいで1つの審査会を作っていてですね、そこに市の規模によっても若干人数は変わりますが、かなり膨大な委員の更新事務があるということで委員の任期を3年に拡大したというふうに伺っております。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号は原案可決されました。

◎議案第11号

○議長（館田賢治君） 日程第12。議案第11号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第11号、標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）の一部改正と、それに伴う関係法令の規定に基づいて「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の一部を改正する省令が施行されたことにより、これまで北海道が指定・指導している通所介護事業所のうち小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）について、平成28年4月1日から地域密着型通所介護事業所となり、事業所所在地の市町村に指定・指導権限が移譲されることから、所要の改正を提案するものであります。

また、本条例内で、引用している宛先条文について、このたびの省令の一部改正により変更となったことから、あわせて、引用条項の整理につきましても所要の改正を提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の54ページ、議案説明資料は68ページの資料①、71ページの資料②をご参照いただきたいと思ひます。

議案第11号 標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正するというものであります。

以下、説明につきましては、議案説明資料の68ページの資料①をご覧くださいながら説明をさせていただきますと思ひます。

まず提案趣旨について記載しておりますが、提案趣旨はただいま説明した趣旨と重複しますのでこの部分については省略をさせていただきます。

次に、地域密着型通所介護への移行の概要ですが、介護保険法改正により、道が指定・指導している通所介護事業所のうち小規模な通所介護事業所(利用定員18人以下)については、平成28年4月1日から地域密着型通所介護事業所となり、事業所所在地の市町村に指定・指導権限が移譲されることとなります。

定員18人以下の通所介護事業所は、自動的に地域密着型通所介護のみなし指定を受け、利用定員9名以下である療養通所介護も、自動的に地域密着型療養通所介護へ移行するため、現在町内で運営をしている事業所については、改めて指定申請等の手続きをすることは不要となっています。

次に、条例の概要ですが、条例改正の考え方につきましては、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に沿った改正とし、本町において国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないと考えられることから、原則として、国の基準のとおりとしております。

なお、町独自の制定内容としては、第220条、第238条に定める記録の保管期限について、事業者が不適切な介護給付費の支給を受けた場合には、介護給付費の返還請求をすることとなりますが、返還請求権は地方自治法の規定により5年と定められているため、国の基準では2年としている保存期限について5年を適用しているところであります。

以下改正内容について説明をいたします。

次ページの別紙により説明をしたいと思います。

1 は、目次関係であります。地域密着型事業に「地域密着型通所介護」が新たに追加となったため、第10章の委任を繰り下げ第11章とし、第10章として「地域密着型通所介護」を追加するものであります。

また、通所介護事業は通常の「指定通所介護」と病院等が運営する「指定療養通所介護」を包括するため、第10章内において第1節から第4節を指定通所介護、第5節を指定療養通所介護として第1款から第4款により制定するものであります。

2 としまして、介護保険法の一部改正に伴い、本条例内において引用する条項が変わるため、引用先の改正を行ったものであります。

3 としまして、指定地域密着型通所介護（第10章の第203条から第221条）に係る改正で、

(1) としましては、第203条関係で、指定地域密着型通所介護は、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを基本方針に規定するものであります。

(2) は、第204条から第206条関係で、指定地域密着型通所介護の事業実施のために必要な人員の基準・設備・備品の基準を規定するものであります。

第204条は、生活相談員、看護師（又は准看護師）、機能訓練指導員、管理者、介護職員の配置については、国の基準のとおりとなっております。

続きまして、第205条では、予防事業・介護事業者に対し、一体的にサービスを提供することから、管理者については「同一敷地内の他事業所」との兼務を可能とし、第206条第5項では、これは北海道ですが、設備についても先に他指定から指定を受けていれば、改めて審査を必要としないこととしております。

(3) は第215条関係で、定員について、指定地域密着型通所介護は介護保険法により18人以下とされているが、災害・その他やむを得ない事情がある場合は定員超過することができるものとしております。

(4) は第218条関係で、地域との連携について、地域密着型事業所はすべて運営推進会議を開催しなければならないとし、国の基準により、事業種別ごとに開催頻度が定められておりました。指定地域密着型通所介護については、「6カ月に1回以上」と定められていることから、同じく規定してあります。

(5) は第220条関係で、記録の整備について、事業者が不適切な介護給付費の支給を受けた場合には、介護給付費の返還請求をすることとなりますが、返還請求権は地方自治法の規定により5年と定められているため、国の基準では2年としている保存期限について、町独自に5年を適用するものであります。

4 は、指定療養通所介護（第10章の第222条から第239条）に係る改正で、(1) は第223条関係で、指定地域密着型通所介護と同様、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者家族の身体的・精神的負担の

軽減を図ることを基本方針に規定するもので、加えて、療養が必要な利用者を対象としていることから、主治医・訪問看護事業者との密接な連携について努めるよう規定するものであります。

(2)は第224条関係で、従業者の人数について、利用者1.5人に対し1以上とし、うち1名は常勤専任の看護師とするものであります。

(3)は第225条第2項関係で、管理者については看護師とするものであります。

(4)は第226条関係で、定員について、指定地域密着通所介護は介護保険法により9人以下とし、第239条関係・準用により、災害・その他やむを得ない事情がある場合は定員超過することができるとするものであります。

(5)は、地域との連携について、第239条関係・準用により、地域密着型事業所はすべて運営推進会議を開催しなければならないとし、国の基準により、事業種別ごとに開催頻度が定められており、指定療養型通所介護については、「12カ月に1回以上」とされていることから、規定するものであります。

(6)は、第237条関係で、安全・サービス提供管理委員会の設置について、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、医療関係者・保険医療福祉の専門者等からなる本委員会を設置し、6カ月に1回以上委員会を開催し、検討しなければならないとするものであります。

(7)は、第238条関係で、記録の整備については、事業者が不適切な介護給付費の支給を受けた場合には、介護給付費の返還請求をすることとなりますが、返還請求権は地方自治法の規定により5年と定められているため、国の基準では2年としている保存期限について5年を適用するものであります。

最後に、議案の76ページにお戻りいただきまして、附則としまして、

この条例は、平成28年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第11号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 議案第11号の説明資料①の地域密着型通所介護への移行の概要というところで、現在運営している事業所については改めて指定申請等の手続きをすることは不要となっていますが、現在、標茶のこの事業所というのはいくつぐらい運営されているのでしょうか。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 現在、民間で通所のデイサービスを運営しているところが該当しますので、町の施設も入れると3カ所ということになると思います。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、説明された内容等によりますといろんな形の介護サービスが実施できるというぐあいに私は理解したのですけれども、今後、本町においてですね、小規模多機能型施設、夜間対応型とかいろいろあるようにお聞きしましたけれども、そういう見通しというのは持っておられるのでしょうか。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 現在、民間の動きについては若干、有料老人ホームへの移行を検討している施設があるというふうには伺っておりますが、それ以外については行政の部分については皆さんご存じのように、特養の空き待ちがあるということで皆さんからいろんなご意見伺っておりますが、その分をどうやって解消していくかという部分についてはさまざまな検討をしているのですが、まだ皆さんにお話できるような状況ではないということでご理解いただきたいです。

それ以外の民間の分については先般、サービス付高齢者住宅の釧路管内の説明会が本町であったのですが、なかなか民間の進出もですね、非常に家賃が高くてですね、実際には入居者が入れないというような状況とかですね、特に都市部でそういう状況も見られますが、実際には特養に入る前のその中間的な場所が欲しいという方の意見は特に介護関係者からは伺っていますが、なかなか具体的な場所の選定がまだできないというような状況です。引き続き重篤になる前にですね、中間的に入りたいとかそういった部分についての対応については、引き続き検討してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） そういう意味ではこれからそういう小規模とか地域密着型とかいう内容ですので、地域の中から要望等でそういう施設を求めるといふことに対しての地域会とかそういう組織的なものに対応もありうるというぐあいに考えてよろしいでしょうか。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 地域からというのはまあいろいろ…。例えばこの地域にもこういう施設があったならばという話は過去に伺ったことがあります。まずその前に全町的な視点から今、不足しているものが何かということの対応を検討していくのが1番かなと思っていますので、ただそういう施設が本町に集中するのではなくて、地域にもあった方がいいということであれば、それはそれで話が進むのかなと思うのですが。

あとは民間の方々の進出が、これから例えばどういうものが期待できるのかですね、実を言うと新たなものを建てるというふうになると常に介護保険料に跳ね返ってしまうということがあるものですから、行政が例えば待機者がたくさんいるからといって、やみくもにすぐ中間施設をという話がなかなかできないというジレンマに今陥っているということも踏まえて、できれば民間の方々がそういうのにチャレンジしていただいて、そういったものを町内の事業者の方が連携しながら、いろんな形はあるかと思うのですが、そういうのも期待しな

がら、地域からもそういう意見がありましたら一緒になって話をきいてまいりたいとは考えておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ござひませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 地域密着型事業所ってメニューは限られているけど、3カ所デイサービスがあるというふうに言ったのですが、運営推進会議は今までも行われてきたのか。

それから、これからここに書いてあるとおりに6カ月に1回以上行ふ予定があるのかその点についてお願いします。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 地域密着型になる段階でですね、例えば既に移行されているグループホーム等についてはですね、それぞれ地域の関係者に案内いただきまして、町の関係者も介護保険と包括の方の職員が参加していますが、そういった形で定期的に開催していますので、移行に伴った分で新たな業務として発生するのがその運営委員会の分かなとは思っています。その辺については事業所の方は既に理解はしていますので、移行と同時にそういったものが定期的に開催されるようになるのかなというふうには思っています。

○議長（館田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） これから具体化していくということなのですね。その推進会議に参加する、何と言ったらいいんでしょう、推進委員といえいいのでしょうか。それはもうきちんと定められているのでしょうか。関わる事業所の関係者すべてにどこが案内をだすというか、どこが統括してやるということになるのですか。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 明確にどういう人がというのはちょっと、確か基準がありますので、それで例えば現在あるグループホームについても既に運営委員会を開催していますが、それぞれの事業所が招集をします。委嘱をして招集するという形になります。それで会議の案内をいただいて参加するという形です。

基本的にはまず、介護保険の保険者としてうちの介護保険係が呼ばれております。それから地域全体の介護保険をとということで地域包括のほうの担当者が呼ばれています。行政関係ではそこかなと思っています。それ以外に例えば地域のその地区のその事業所がある所在の地域会の関係者であるとか、地区の民生委員の方とか、そういう方が参加されているというふうには伺っています。いずれにしても町内の介護に係わる関係者が事業所の運営に対してアドバイスをしながら、運営していくという形になるのかなというふうには理解しております。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ござひませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時43分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第12号ないし議案第17号

○議長（館田賢治君） 日程第13。議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号を一括議題といたします。

議題6案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第12号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成27年度一般会計補正予算（第6号）でございまして、年度末を前に各款、項、目にわたり精査を行い、可能な限り決算数値に近づけるよう計数の整理を行うとともに、現状において急を要するものについて措置をするもので、歳入歳出それぞれ9,632万4,000円を追加し、総額を123億8,858万8,000円にいたしたいというものでございます。

歳出の主なものにつきましては、追加で北海道自治体情報システム協議会負担金4,433万3,000円、北海道釧路地域・東京特別区交流推進事業483万円、育成牧場経費で1,735万1,000円、道営草地整備事業負担金1,800万円、人事院勧告に準じた給与改定に伴う職員費1,880万円などでありまして、減額につきましては事業実績等に基づく精査であります。

基金積立としては、町有施設整備基金に6,000万円、減債基金に1億4,049万6,000円、学校教育施設整備基金に3,000万円を追加いたします。

他会計への繰出し等につきましては、国民健康保険事業特別会計に対し3,734万円の追加、介護保険事業特別会計は1,195万4,000円の減額、病院事業会計へは3,186万4,000円の追加、

上水道会計は52万円の減、下水道事業特別会計では1,159万2,000円の減額であります。

一部事務組合負担金につきましては、釧路北部消防事務組合で2,458万6,000円の減額であります。

一方、歳入につきましては、町税をはじめそれぞれの特定財源を見込むとともに、普通地方交付税の増額により収支のバランスをはかったところであります。

また、継続費で2件、繰越明許費1件、債務負担行為1件、地方債で4件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

一般会計予算の別冊の1ページです。

平成27年度標茶町一般会計補正予算（第6号）

平成27年度標茶町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,632万4,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億8,858万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の補正は、「第5表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

21ページにまいります。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複しますので省略をさせていただきます。

6ページをお開きください。

第2表 継続費の補正であります。

4款衛生費、2項清掃費、事業名は標茶町一般廃棄物処理施設整備事業（エネルギー回収推進施設）であります。補正前の総額20億円、年割額、27年度7,560万円、28年度5億7,700万円、29年度13億4,740円を、補正後の総額を15億1,240万円、年割額につきましては、27年

度5,740万円、28年度4億4,090万円、29年度10億1,410万円とするものであります。

次に8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名につきましては標茶中茶安別線道路改良事業であります。補正前の総額6,150万円、年割額につきましては26年度1,050万円、27年度5,100万円を補正後の総額6,069万6,000円、年割額26年度1,050万円、27年度5,019万6,000円とするものであります。

40ページにまいります。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書の説明であります。

4款衛生費、2項清掃費、事業名は標茶町一般廃棄物処理施設整備事業（エネルギー回収推進施設）、それぞれの計で申し上げますが、補正前の年割額20億円を、補正後は15億1,240万円、財源内訳につきましては特定財源で国道支出金、補正前4億6,434万6,000円、補正後3億5,594万3,000円、地方債につきましては15億3,550万円を、11億5,400万円、一般財源では補正前15万4,000円を補正後245万7,000円とするものであります。

2つ飛ばしまして、当該年度支出予定額であります7,560万円を5,740万円、当該年度末までの支出予定額につきましても同額で7,560万円を5,740万円。翌年度以降支出予定額につきましては19億2,440万円を補正後14億5,500万円とするものであります。

継続費の総額に対する進捗率につきましては27年度3.8%、28年度が28.8%、29年度が67.4%を補正後は27年度3.8%、28年度29.1%、29年度67.1%とするものであります。

次に8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名につきましては標茶中茶安別線道路改良事業、同じく計で申し上げますが、補正前の年割額につきましては6,150万円を、補正後6,069万6,000円、財源内訳の特定財源、国道支出金につきましては補正前4,305万円を4,248万7,000円、地方債1,840万円を補正後1,780万円、一般財源5万円を40万9,000円とするものであります。

1つ飛びまして、前年度末までの支出（見込）額につきましては、1,050万円に変更ありません。当該年度支出予定額につきましては、補正前5,100万円を、補正後5,019万6,000円、当該年度末までの支出予定額につきましては6,150万円を6,069万6,000円とするものであります。

継続費の総額に対する進捗率につきましては、補正前26年度17.1%、27年度82.9%を補正後26年度17.3%、27年度82.7%とするものであります。

7ページにお戻りください。

第3表 繰越明許費であります。

2款総務費、1項総務管理費、事業名は情報セキュリティ強化対策事業、金額は4,981万4,000円とするものであります。

次のページをお開きください。

第4表 債務負担行為補正であります。

事項につきましては、標茶町農業研修センター指定管理料であります。追加であります。

補正後、期間につきましては平成28年度から平成30年度、限度額につきましては1,050万円とするものであります。

41ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

事項につきましては標茶町農業研修センター指定管理料、債務負担行為の限度額は1,050万円を追加し、合計では29億429万3,000円とするものであります。前年度末までの支出（見込）額につきましては27億4,588万5,000円に変更はありません。当該年度以降の支出予定額につきましては1,050万円を追加し、1億5,840万8,000円とするものであります。なお、括弧内の3,196万7,000円につきましては、当該年度の支出予定額であり変更はありません。財源内訳であります。特定財源で国道支出金は変更ありません。合計では5,181万7,000円となります。一般財源では1,050万円を追加し、1億659万1,000円とするものであります。

9ページへお戻りください。

第5表 地方債補正であります。

起債の目的、1 過疎対策事業、補正前の限度額7億1,720万円、標茶中茶安別線道路改良で190万円の減、虹別17号線防雪柵設置で660万円の減、虹別61線道路改良1,970万円の減、埋立処分場建設で430万円の減、エネルギー回収施設整備で2,050万円の減、磯分内小学校（校舎）建設で3,870万円の減、磯分内小学校（屋体）建設で410万円の減、磯分内小学校屋外環境整備で1,640万円の減、子ども医療費助成で330万円の減、補正前の限度額7億1,720万円、起債の方法は証書借入、利率7.0%以内、償還の方法につきましては、政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借り換えすることができるを、補正後、限度額につきましては1億1,550万円を減額し6億170万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じであります。

次に、2 地域活性化事業、補正前の限度額2億6,690万円、起債の方法以下につきましては1と同じでありますので説明は省略させていただきます。補正後の限度額につきましては50万円を減額し、2億6,640万円とするものであります。起債の方法以下につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので省略させていただきます。

次に、7 一般補助施設整備事業であります。追加で、補正後の限度額560万円。起債の方法につきましては証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法につきましては政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

次に、8 災害復旧事業公共土木施設であります。追加で、補正後の限度額を1,610万円と

するものであります。起債の方法以下につきましては先ほどの7と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

合計では、補正前の限度額13億9,683万5,000円に補正額9,430万円を減額し、補正後の限度額を13億253万5,000円とするものであります。

42ページにまいります。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

合計で申し上げます。前々年度末現在高104億4,248万5,000円、前年度末現在高見込額102億8,285万9,000円、当該年度中起債見込額であります。補正前の額13億9,683万5,000円、補正額9,430万円を減額し、補正後の額を13億253万5,000円とするものであります。当該年度中元金償還見込額につきましては、補正額2万2,000円を追加し、10億544万6,000円、当該年度末現在高見込額、補正前の額106億7,424万8,000円、補正額9,430万円を減額し補正後の額を105億7,994万8,000円とするものであります。

以上で、議案第12号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第13号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）で、年度末を控え歳入歳出各款にわたり精査した結果、歳出では、医療費の状況から、当初の見込みを下回るため、一般被保険者療養給付費700万円の減額、また平成26年度の療養給付負担金の額が確定したことに伴う償還金等として、873万7,000円の増額。インフルエンザワクチン費用などが特別交付金として国保会計に交付されるため、関係経費を本来支出している一般会計へ繰出すため142万1,000円を増額。

歳入では、医療費の状況から、当初の見込みを下回るため、療養給付費負担金912万1,000円の減額。国の普通調整交付金で2,557万7,000円の減額となりました。

また、経営姿勢の評価により国の特別調整交付金の500万円支給が決定されました。一般会計からのローカルルール分として3,734万円を繰入、繰越金1,139万3,000円を追加、精算返還金等の財源として充当して、収支の均衡を図るものでございます。

なお、本案につきましては、2月22日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

別冊補正予算書をお開きください。

1ページ目でございます。

平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）

平成27年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定め

るところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ355万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,282万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に基づきご説明させていただきます。

9ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページへお戻りください。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」は、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第13号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君）（登壇） 議案第14号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成27年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、年度末を控え給与改定及び人事異動に伴う職員給与費の減額補正及び執行精査による工事費の減額補正でございます。

1ページをお開きください。

平成27年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,667万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,732万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明いたします。

9ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正

上段の標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給ですが補正前の限度額、7万3,000円から補正額を7万3,000円減額し補正後の限度額はなくなります。

下段の金融機関に対する損失補償の補正はございません。

13ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書について合計で申し上げます。

上段、金融機関に対する利子補給の債務負担行為の限度額7万3,000円を減額し、7万5,000円、前年度末までの支出見込額は補正前と同じ4万9,000円、当該年度以降の支出予定額は7万3,000円を減額し2万6,000円、うち平成27年度分は補正前と同じ1万4,000円、左の財源内訳は一般財源が7万3,000円減の2万6,000円です。下段の金融機関に対する損失補償の補正はございません。

4 ページをお開きください。

第3表 地方債補正

起債の目的、1 公共下水道事業、補正前の限度額、1億3,770万円から160万円を減額し補正後の限度額を1億3,610万円に。

2 特定環境保全公共下水道事業、補正前の限度額、4,870万円から120万円を減額し、補正後の限度額を4,750万円に。合計では補正前の限度額1億8,640万円から280万円を減額し、補正後の合計を1億8,360万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

14ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。

当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額、補正前の額1億8,640万円から補正額280万円を減額し、補正後の額を1億8,360万円とするもので、当該年度中元金償還見込額は3億8,242万8,000円、当該年度末現在高見込額は、補正前の額28億3,929万5,000円から、補正額280万円減額し、補正後の額は28億3,649万5,000円となります。

以上で、議案第14号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

引き続き、議案第17号の説明をいたします。

議案第17号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は平成27年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）で、給与改定及び人事異動に伴う職員給与減額補正並びに執行精査に伴う建設改良費の減額補正、さらに執行精査に伴う消費税及び地方消費税の増額補正を行うものでございます。

1ページをお開きください。

平成27年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成27年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款水道事業収益、補正予算額52万円を減額し1億23万8,000円とする。第2項営業外収益、52万円を減額し2,517万1,000円とする。

支出、第1款水道事業費用、35万3,000円を減額し、9,842万3,000円とする。第1項営業費用、45万8,000円を減額し、8,657万7,000円とする。第2項営業外費用、10万5,000円を追加し、1,134万6,000円とする。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「4,684万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額198万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,486万7,000円」を「4,470万8,000円は減債積立金267万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額181万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,021万9,000円」に改める。

支出、第1款、資本的支出、補正予定額214万1,000円を減額し、4,990万8,000円とする。第2項建設改良費、214万1,000円を減額し、2,461万1,000円とする。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科目、1. 職員給与費、補正予定額100万6,000円を減額し2,135万円とする。

次ページでございます。

（他会計からの負担金）

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科目、1. 一般会計（人件費分）、補正予定額52万円を減額し、1,504万5,000円とする。

以下、内容についてご説明いたします。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

4ページをお開きください。

平成27年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（補正後）で、変更となった

項目のみをご説明とさせていただきます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー、(1) 当年度純利益から(6) 支払利息までは変更ありません。(7) 固定資産除却費、構築物1万円、量水器1,000円の減額及び車両1,000円の増額で239万1,000円。(8) 未収金の減少額、62万1,000円の増額で72万2,000円。(9) 未払金の増加額、消費税及び地方消費税で16万7,000円の増額でマイナス8万5,000円。(10) 前払金の増加額は変更ありません。(11) その他、前受金と預り金で22万8,000円の増で22万8,000円でございます。従いまして(12) 小計は100万6,000円増の4,500万7,000円。(13) 利息及び配当金の受取額と(14) 利息の支払額は変更ありませんので、業務活動によるキャッシュ・フローは100万6,000円増の3,615万5,000円となります。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー、(1) 有形固定資産の取得による支出、排水管が66万8,000円減、量水器が123万4,000円、車両7万4,000円の減、合計で197万6,000円の増で、マイナス2,279万5,000円。(2) 国庫補助金による収入と(3) 他会計からの繰入金による収入は変更ありませんので投資活動によるキャッシュ・フローは197万6,000円増のマイナス2,279万5,000円となります。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは変更ありません。

従いまして、4 資金増加額は298万2,000円増のマイナス673万7,000円。

5 資金期首残高は84万3,000円増の2億2,756万5,000円。

6 資金期末残高は382万5,000円増の2億2,082万8,000円となります。

次の5ページをお開きください。

給与費明細書でございます。補正後で変更になった項目だけ説明をさせていただきます。

1. 総括、職員数の変更はございません。給与の給料費、38万1,000円の減額で1,150万5,000円。手当、48万5,000円減額で604万円。合計、86万6,000円減額で1,765万7,000円。法定福利費、14万円減額で369万3,000円。合計100万6,000円減額で2,135万円です。中段、手当の内訳につきましては記載のとおりです。

2. 給料及び手当の増減額の明細及び6ページについては説明を省略させていただきます。次に7ページをお開きください。

平成27年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(補正後)でございます。

資産の部、1 固定資産、(1) 有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの有形固定資産合計は6億8,402万円。(2) 無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産合計は321万1,000円。固定資産合計は6億8,723万1,000円。

2 流動資産、(1) 現金預金2億2,082万8,000円、(2) 未収金689万5,000円、(3) 貸倒引当金、マイナス10万9,000円。流動資産合計は2億2,761万4,000円、資産合計は9億1,484万5,000円です。

次の8ページをお開きください。

負債の部です、3 固定負債、(1) 企業債と(2) 一般会計借入金で3億7,473万1,000円。

(3) 修繕引当金、3,019万7,000円。固定負債合計は4億492万8,000円。

4 流動負債、(1) 一時借入金はありません。(2) 企業債と(3) 一般会計借入金で2,591万9,000円。(4) 未払金、134万7,000円。(5) 前受金、80万円。(6) 引当金、イ賞与引当金の177万3,000円、特別修繕引当金はありません。(7) その他流動負債、5万9,000円。流動負債合計は2,989万8,000円です。

5 繰延収益、(1) 長期前受金、1億7,056万7,000円。(2) 長期前受金収益化累計額、925万7,000円。繰延収益合計は1億6,131万円。負債合計は5億9,613万6,000円。

資本の部、6 資本金、3億670万9,000円。

7 剰余金、(1) 利益剰余金は、イ減債積立金から、ハ当年度未処分利益剰余金までの剰余金合計が1,200万円、資本合計は3億1,870万9,000円、負債資本合計9億1,484万5,000円です。

3ページをお開きください。

平成27年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第17号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保険福祉課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第15号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）で、年度末を控え、保険事業及びサービス事業の2つの事業勘定につきまして、歳入・歳出について実績及びこれからの見込みにより所要額の精査を行い、合わせて職員の人事異動及び人勧の制度改正による給与費関係について調整を行ったところであります。

このほか、保険事業勘定では、平成26年度の繰越金、返還金の整理を行い基金積立を行ったところであります。

別紙補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保健事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,336万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,259万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ782万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,131万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

12ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページにお戻りください。

2ページから5ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、これまでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第15号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） ここで会議規則に定められた時刻がせまりました。

議事の都合上、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君）（登壇） 議案第16号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成27年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）で、収益的収入及び支出についてそれぞれ743万7,000円を減額し、予算総額を11億4,334万5,000円にしたいというものです。

支出の主な補正といたしましては、1つは給与費で人事院勧告の実施に伴っての給与改定で496万3,000円の増額補正を行い、あわせて年度末を控え予算を精査した結果、賃金・医師報酬などで990万円の減額を行い、給与費全体では493万7,000円の減額補正を行うものであります。

2つ目として経費について、消耗品、備品や印刷製本費、委託料など執行残により250万円の減額補正を行うものです。

収入につきましては、入院患者数の減少等により医業収益を4,025万1,000円の減額補正と、医業外収益において一般会計からの繰入金3,281万4,000円の追加補正を行い、収支のバランスを整えたいというものであります。

さらには資本的収入および支出について、支出のほうで29万7,000円の減額補正を行い、予算総額を1億2,408万5,000円にしたいというものです。

以下内容についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

平成27年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成27年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（2）年間患者数、入院は1,400人減の1万1,400人に、外来5,900人増の3万2,820人に。

（3）1日平均患者数、入院4人減の31人に、外来24人増の135人。

（4）主要な建設改良事業、器械及び備品購入費11万4,000円減の1,220万5,000円に。車両購入費18万3,000円減の211万7,000円に。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款病院事業収益、743万7,000円を減額し、11億4,334万5,000円に。第1項 医業収益4,025万1,000円を減額し、7億2,018万3,000円に。第2項医業外収益3,281万4,000円追加し、4億2,316万2,000円に。

支出、第1款病院事業費用、743万7,000円を減額し、11億4,334万5,000円に、第1項医業費用、743万7,000円を減額し、10億9,928万1,000円に。

次のページへまいります。

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「2,436万2,000円は減債積立金61万4,000円及び過年度分損益勘定留保資金2,374万8,000円」を「2,406万5,000円は、減債積立金61万4,000円及び過年度分損益勘定留保資金2,345万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款、資本的支出29万7,000円減額し1億2,408万5,000円に。第1項、建設改良費29万7,000円減額し3,073万8,000円に。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第5条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（1）職員給与費、493万7,000円を減額し、7億2,190万4,000円に。

（2）交際費、30万円を減額し、120万円に。

（他会計からの繰入金）

第6条 予算第6条に定めた一般会計から、この会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

（1）医療対策費補助、6,434万1,000円追加し、1億2,806万円に。

（2）医療対策費負担、3,247万7,000円減額し、4億682万4,000円に。

合計では3,186万4,000円を追加し、5億6,030万9,000円とするものであります。

次に、予算説明書によりご説明申し上げます。

14ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

次に5ページをお開きください。

平成27年度標茶町病院事業予定キャッシュ・フロー計算書（補正後）でございます。こちらは平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間における現金の流れを表したもので、3つの業務活動に分け、現金がふえたのか減ったのか、さらには期首と期末の現金残高を比較することができるものでございます。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは（1）の当年度純利益から（15）の利息の支払額までの合計で申し上げます。補正前と比較して630万円増加し6,148万1,000円です。

増減があったところにつきましては、（8）未収金の減少額が660万円の増加です。（9）未払金の増加額が20万円の減少です。（12）その他が10万円の減少となっております。

次に2の投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては（1）から（3）までの合計で申し上げます。補正前と比較して27万6,000円減少し、マイナス2,866万8,000円です。減少となっているものは器械・備品費で10万6,000円の減少、車両取得で17万円の減少となっております。

続いて、3の財務活動によるキャッシュ・フローについては（1）から（4）までの合計で申し上げます。補正前と同じ665万3,000円です。

4の資金増加額、補正前と比較して657万6,000円増加して3,946万6,000円。

5の資金期首残高は、補正前と同じ1億2,745万7,000円。

6の資金期末残高は補正前と比較して657万6,000円増加し、1億6,692万3,000円となります。

続いては11ページをお開きください。

平成27年度標茶町病院事業予定貸借対照表（補正後）であります。

資産の部、1の固定資産につきましては、（1）有形固定資産から（3）投資までの合計で申し上げます。補正前と比較して、27万6,000円減の20億5,577万1,000円です。こちらの減少になっている箇所につきましては、器械及び備品が10万6,000円の減です。車両が17万円の減となっております。

2の流動資産について、（1）の現金・預金から（3）の貯蔵品までの合計で申し上げます。補正前と比較して、2万4,000円減の2億2,842万3,000円です。資産合計としては、補正前と比較して30万円減の22億8,419万4,000円であります。

次のページへまいります。

負債の部、3の固定負債から5の繰延収益までの合計で申し上げます。補正前と比較して30万円減の12億9,898万円です。こちらの減少になっている箇所は4の流動負債の（3）未払金が20万円の減です。（5）の預り金が10万円の減となっております。

次に資本の部です。6の資本金と7の剰余金の合計で申し上げます。補正前と同じ9億8,521万4,000円です。

負債と資本合計は、補正前と比較して30万円減の22億8,419万4,000円であります。

次に3ページをお開きください。

平成27年度標茶町病院事業会計補正予算実施計画であります。いままでの説明と内容が重複いたしますので3ページ、4ページについては省略させていただきます。

本案につきましては、2月22日開催の第3回標茶町立病院運営委員会に諮問をし、原案可決されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第16号の提案趣旨並びに内容について終わります。

◎延会の宣告

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午後 4時53分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

署名議員 5 番 黒 沼 俊 幸

署名議員 6 番 松 下 哲 也

署名議員 7 番 川 村 多美男

平成28年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成28年3月8日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第12号 平成27年度標茶町一般会計補正予算
議案第13号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第14号 平成27年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第15号 平成27年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第16号 平成27年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第17号 平成27年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第 2 議案第18号 平成28年度標茶町一般会計予算
議案第19号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第20号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第21号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第22号 平成28年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号 平成28年度標茶町病院事業会計予算
議案第24号 平成28年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 館田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副 町 長 | 森山豊君 |
| 総 務 課 長 | 島田哲男君 |
| 企画財政課長 | 高橋則義君 |
| 企画財政課参事 | 常陸勝敏君 |
| 税 務 課 長 | 武山正浩君 |
| 管 理 課 長 | 中村義人君 |

農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
住 民 課 長	松 本 修 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 吉 彦 君
建 設 課 長	狩 野 克 則 君
水 道 課 長	細 川 充 洋 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	山 澤 正 宏 君
や す ら ぎ 園 長	春 日 智 子 君
農 委 事 務 局 長	村 山 裕 次 君
教 育 長	吉 原 平 君
教 育 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	佐 々 木 豊 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
事 務 局 次 長	中 島 吾 朗 君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（館田賢治君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第12号ないし議案第17号

○議長（館田賢治君） 日程第1。議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号を一括議題といたします。

昨日、議題6案は内容の説明を受けておりますので、これより審議に入ります。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第12号から議案第15号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第12号の歳出は款ごとに行います。

はじめに議案第12号、一般会計補正予算。

第1条、歳入、歳出予算の補正。

歳出から行います。

1款・議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） なければ、2款・総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 22ページの電算管理費の確認なのですが教えていただきたいと思えます。19節の負担金補助及び交付金で、北海道自治体情報システム協議会負担金4,400万円でございますけれども、この自治体システム協議会というのは、ちょっと私も調べてみたら任意なのですね、加盟が。それで釧路管内では標茶町と浜中町さんが入っているようなのです。全道では30市町村プラス1団体になっていました。これは任意ということで間違いないですか。

○議長（館田賢治君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。実際はおっしゃるとおり任意でございます。各自治体でそれぞれ協議会を作って、まあ全部の市町村ではないものですから、言われたとおり30市町村1団体で構成して、電算の効率化を図っていく協議会ということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 23ページの地方振興費の企画費、先般、議員協議会でも一部説明いただきましたし内容等につきましては理解しておりますが、今回の東京23区との連携事業、これにつきましては第1弾としては単費で参加されたと。10月の中旬ですか。釧路管内の1市7町村では東京23区の荒川区と連携しながら今後事業を進めていくという中で、負担金としては、推進と連携事業の二通り予算がでております。これの中身というのをもう少しお伺いしたいのですが、ちなみに負担金の342万5,000円というのは年度別で出てくるのか、それとも負担金の内容、さらにまたその下の50万2,000円というのはその内容、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えいたします。

はじめに、342万5,000円の関係でございますが、これは今回、昨日ご説明申し上げましたように27年度の補正予算で行われます地方創生加速型交付金を活用した事業となります。

お尋ねのとおり釧路管内町村会それから釧路市、荒川区、今回それから釧路圏観光キャンペーン推進協議会と連携した中で事業の取り組みを行うこととなっております。具体的には釧路を紹介したプロモーション映像の作成、また釧路への観光等を含めた誘客活動等の事業展開を行う予定となっております。

今後、交付金の確定次第、おそらく27年度執行とはならないので、28年度の中で繰越明許を行う予定で事業を予定しております。

2段目の23区との連携事業はお尋ねのように昨年10月に既に終えておりますが、東京23区と北海道町村会が地方創生の取り組みの中で、都市と地方の「人・もの・在」の流れを作りながら地域の活性化につなげるということで急遽、釧路町村会と東京荒川区の中で協議が整いまして、10月に荒川区の日暮里マルシェの中に、釧路町村会プラス釧路市も加入した中で釧路管内の特産品等の物販を行いながら交流を行ってきたところであります。

○議長（館田賢治君） 10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） それでですね、これは地方創生の加速化・・・

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 答弁もれがありましたので、申し訳ありません。

負担金につきましては、27年度補正予算ということで単年度ということで捉えていただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 交付金の歳入の欄には交付金、出ておりますので理解しておりますが、例えば今後、第2弾・第3弾、これは次年度以降になるかもしれない。今の時点で例えば釧路管内は荒川区、これが他の区とどういうふうに展開していくか、連携ですからなかなか

か1町村でできない事業ということで、今後の予定というのは今の時点でどの程度把握していかれるのかということだけお聞きいたします。

○議長（舘田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 27年度におきましては釧路管内以外に上川管内と杉並区、石狩管内と中野区、渡島4町と江戸川区との連携があり、今後、全道的にも広がりを見せていく予定となっております。

○議長（舘田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） なければ3款・民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 24ページの老人福祉費の工事請負、備品購入費の関係ですが緊急通報システムの係わりということで、増設するのだろうというふうに思うのですが、これによって予算が通ったら何台になるのか。結構、住民の方々から希望といたしますかありまして、空きがないと以前に答えられておりましたので、現在、何台にする予算なのか、合計で何台になりますか。

○議長（舘田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えします。

現在、27年度でも当初予算で10台増設を予定しておりまして、その段階で58台入りましましたので、そのうちの一部を使っていますのでさらに10台ふえるということで68台になるという計算であります。

○議長（舘田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） なければ4款・衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） なければ5款・労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） なければ6款・農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 28ページ、牧野管理費の11節の飼料費ですけれども、頭数の関係もあると思いますので感覚的にあれなんですけれども、1,000万円を超す飼料代が補正されているという点では何か特別な頭数、その他のもので変化があったのでしょうか。

○議長（館田賢治君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

預託頭数の推計に関しましては、利用者の要望が全てでございますので、それを推計するという点に関しては毎回、非常に苦慮しているところであります。

前回の補正も飼料費に関しまして、それからその他の経費に関しまして多額の補正をさせていただいているのですが、前回補正時の見込みと頭数の差異がでる要素というのが大きく3点ほど発生しておりますので、それによって延べ頭数で4万頭強が3月末の時点でふえるということになりますので、それに対応する飼料費というと、こういった金額になります。

その大きな要素としては、虹別地区で新たに稼働するメガファーム、こちらは新聞報道等で育成に関しては自家育成をされるということでしたが、今のところ全く変化がなくてですね、そのまま牛が残っている状態、それから阿歴内地区のメガファームにおいても畜舎増設されるということで減る予定を想定をしていましたけれども、こちらも予想に反して減っておりません。それから哺育牛の入牧というのが予定を上回っておりまして、1日当たり大体250頭オーバーペースで進んでおりますので、それに対応するものであります。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 45ページの林業振興費の中の補助金の関係で森林整備担い手対策推進事業補助金ということで当初、質問したときには46名をとという考え方でいたというふうに伺っておりましたが、今回、20万1,000円の減額ですので、これは人数で減ったものか、もしくはその関係によつてのその人の月数といいますかそういうことで補助金が減ったのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

手元の資料ですね、金額の増減の分しか今ないのですけれども、議員ご指摘のとおり実績による人数の増減それから加入月数の増減、それが予算増減の主な原因でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ7款・商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 31ページの商工振興費で、今年度チャレンジショップの補助金が年度末ということで当初よりも減額ということで、これは申請者がいなかったのか、そういうような減額でしょうか。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えいたします。

昨日ご説明申し上げましたが、チャレンジショップ支援事業補助金につきましては、26年度の地方創生交付金事業として繰越明許費分として補正予算といたしました。それで27年度の当初予算と重複いたしておりましたので今回、重複分の27年度予算を減額させていただきました。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 考え方を伺っておきたいのですが、今の商工振興費のチャレンジショップ支援事業なのですが、結構利用されている業者さんといいますか個人業者がいるということも伺っておりますが、この実績を補助するときにはですね、例えば補助金を整理するのは5カ月後とか1年後とか規則で多分決められているのかなというふうに思うのですが、よく町民の皆さんからも聞かれるのです。いつ補助金だされるのというふうに聞かれるものですから、その辺伺っておきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 27年度予算でありますから、年度内の補助になりますが、さまざまな手続きの関係で多分いろんなことがあると思うのですが、できるだけすみやかに事務処理いたしたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） すみやかに補助をするということで理解するのですが、営業行為として、営業を何カ月以上とか何年以上とかそういう縛りはないのですか。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ8款・土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ9款・消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ10款・教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ11款・災害復旧費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ12款・公債費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ13款・諸支出金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ14款・職員費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入、1款・町税から20款・町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 歳入の今回の町民税の中で、12ページの固定資産税、これかなり増額としては補正額が大きいかなと。固定資産税ですから土地や家屋や償却資産等々ございませぬけれども主にどの点が伸びてきているのかなということを聞きたいと思います。

○議長（館田賢治君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたします。

固定資産税の伸びですけれども、特に何が伸びているというわけではございません。予算ですので、27年度当初予算から比べてですね、現状までで予算要求した時点では1月調定額がもう出ている時点ですので、補正の時点ではですね毎年なのですけれどもこの1月調定額を一応、年度末最終調定額として私どものほうで捉えています。それに予想収納率を掛けて算定しているわけなのですが、その差額がですね当初見込んでいた予算に対して大きく出ているということでございます。

算定時で考えますけれども、今年度につきましてはですね新造分が若干上回っているという部分と、償却資産の新規の設備投資が若干ふえているということもですね。これは当初の予算要求の後に課税がされて、その中で内容が判明してくる部分もあるものですから、当初予算を要求した後にすぐ6月とか9月とかの時点で補正をするということも考えられるのですけれども、調定額が若干動きますので毎年3月、最終的には専決の中で決算をしてみなければ

ば税はわからないという部分もございますけれども、一応予想だてた部分で3月の時点でこのくらいの伸びが出ているということの結果を、今回要求させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ第2条、継続費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ第3条、繰越明許費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ第4条、債務負担行為の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ第5条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ以上で、議案第12号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第13号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。

歳入・歳出予算の補正。

歳出、1款・総務費から、10款・諸支出金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ歳入歳出予算の補正。

歳入、1款・国民健康保険から9款・繰越金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ以上で、議案第13号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第14号、下水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳出、1款・総務費から3款・公債費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入、3款・国庫支出金から7款・町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ第2条、債務負担行為の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ第3条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ以上で、議案第14号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第15号、介護保険事業特別会計補正予算。

第1条、歳入歳出予算の補正。

保険事業勘定。

歳出、1款・総務費から4款・基金積立金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番(鈴木裕美君) 14ページの負担金・交付金の住所地特例者総合事業、自分でなかなか理解できなくて当初予算5万、今回また増額になっていて転出した方々のということでご説明いただきましたけど、もう一度、事業内容が理解できなくて。ずっとありますけれども教えてください。

○議長(館田賢治君) 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長(佐藤吉彦君) 介護保険のルールの中で、保険のサービスを受けているものが転出した場合ですね、いったん例えば一般住宅に入った場合はこの適用はされないのですけれども直接、例えば施設にそのまま入った場合には、もともとの町村がそのかかる費用を負担するという仕組みがございます。

それで今回はですね、通常の場合は当初予算、別のところでみているのですが、特に総合事業のかかるところの分がですね、これまで想定していなかったのですが、たまたま町内から本州のほうに転勤した方が、サービス付高齢者住宅に入居してそのままサービスを適用するというふうになったために、新たな負担が発生して当初予定はしていたのですが、さらにサービス状況によりましてどのくらい費用がかかるかがわからないものですから、今回補正をさせていただいたということです。

○議長(館田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ保険事業勘定。

歳入、2款・国庫支出金から7款・繰越金まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ第2条、歳入歳出予算の補正。

介護サービス事業勘定。

歳出、1款・サービス事業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ介護サービス事業勘定。

歳入、1款・サービス収入から4款・繰越金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ以上で、議案第15号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第16号、病院事業会計補正予算。

第1条・総則から第6条・他会計からの繰入金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ以上で、議案第16号、病院事業会計補正予算を終わります。

次に、議案第17号、上水道事業会計補正予算。

第1条・総則から第5条・他会計からの負担金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ以上で、議案第17号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題6案の逐条質疑は終了いたしました。

続いて、議題6案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

12番・菊地君。

○12番(菊地誠道君) 補正ではあまり総括はないのですが。今回たまたま私もお聞きして調べたのですが、31ページの除雪対策費、ここで補正額がゼロになっていますので質疑はできないということですが、総括ができるというお話ですので1点だけお聞きしたいと思えます。

これについては3月の定例でもですね、いろいろと除雪について皆さんのほうからお話がありました。今回、高齢者の除雪についてですね時期的に今やらないと雪がなくなってしまう

うのでお聞きしたいと思いますけれども。いろいろと地元でもいろんな苦情が私のほうに届いているのでお聞きします。まず、一人住まいといいますか高齢者を対象とした除雪が町内で何戸ぐらいあるのか、それと対象となる基準と言いますか、年齢であるとか一人住まいであるとかそういったことも、おそらく基準としてあるのだらうと思います。その辺についてまずはお聞きしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

まず、高齢者除雪の対象者につきましてはですね基本的には単身、夫婦世帯にかかわらず65歳以上が基本的なガイドラインになるのかなと思うのですが、その中で特にご夫婦で除雪の特別な機械を持っていないとか、近隣に支援するお子さんが住んでいないとか、除雪をする支援体制がない部分についてですね、さまざまなルートで上がってくるのですが、1番多いのは民生委員の方がですね、日ごろその世帯を把握していながら、見ている申請が上がってくるというのが1番通常のパターンかなと思っています。

今、手元に27年度の現在の世帯については正確な数字はないのですが、25年度ですと世帯数182世帯が該当になっています。今、若干ふえてきていますので200世帯近い数字が該当になっているかなと思います。毎日というか1週間に一人二人、必ず変動があるものですから、地域によって今年は本州のほうに行かれていて、冬の間はいませんよとかですねそういう連絡が日々入ってくるものですからちょっと数字が動いています。そういう形で現在申請を受けて、その世帯の状況を把握しながら除雪を行うのですが。除雪につきましては基本的には手での除雪が町内にあります厚生勤労者企業組合さんをお願いをしまして、人力で玄関から取付道路までの間を、大体1メートル幅だ思うのですがその程度で除雪をするのと、あと茶安別地区は地区の振興会と委託をしまして、その地区の中で重機を使ってやられているのだらうと思うのですが、そういうケースがあります。あとはそれぞれの、特に郡部につきましては、通常の除雪路線の中で建設課のほうに協力依頼をしまして、通常の除雪を回る際にできるだけ玄関先の入り口まで除雪をお願いしているという状況です。

今年はまだそんなに出動件数はないのですが、昨年までは玄関先が吹きだまりができていたとか、サッシまで雪がきているとか、そういう部分につきましてはそれぞれ連絡を受けましてうちの職員が出動する場合と、あと地域の方の協力を得ながら対応する場合とさまざまなケースがございます。

○議長（館田賢治君） 12番・菊地君。

○12番（菊地誠道君） いろいろと詳しい説明を受けました。郡部に限ってお聞きしますが、65歳以上、私聞いたのは70歳以上だときいたのですが例えばある程度の高齢の基準を満たしていてもですね、例えばご夫婦で住んでいると、旦那さんは70歳越しているのですが奥さんが70歳になっていないので対象にならないという話を聞いたのですが、その辺については。まあいろんなケースバイケースで対応しているとは思いますが、そういう話で…

今年は今お話あったようにですね大変、去年からみたらだいぶ楽しんでいるのですが、去年の場合ですね、ある例を例えるとトラクターである程度の除雪機は持っているのですが去年は全く対応できないと、それでお願いしたいのですがと申し出たところ奥さんが70歳を越していないので、対象にならないと。近くにも町内の委託を受けた業者が回ってくるのですが、やってやりたいのだけどころな支障があるのでできないと。そういう相談といたしますか受けたのですが。話戻りますけれども、ご夫婦で旦那さんが70歳過ぎていて、奥さんが70歳過ぎていないからだめだというのは、どうもそういうのは変なね、奥さんが機械に乗れないわけですから。全く関係ないと思うのだけどその辺についてはどうなのでしょう。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 70前後の年代の話をしてしまいましたが、基本的に担当で今思っているのは年齢に関係なくやはり除雪をできない単身であれ夫婦であれ、中には障がいのある方も町内には住んでいますので、一切機械も運転できないとかですね若い方でもいらっしゃると思いますので、ケースバイケースだと思っていますので、まずはご相談いただいてどういうケースで70歳前後の話でそういう形のお話がどこからあったのか、後ほどお聞かせいただいて対応したいと思うのですけれども。

基本的には困っている方があれば何らかの形で対応したいと思っています。ただその形状によって、取付道路が例えば重機が入れないような形状になっているとかですね、例えば距離があって手でやるには100メートルくらい国道の入り口から住宅まであって機械が入れない、その道路もコンクリートで機械が入るのは困ると言われたりですね、いろんなケースが実はあります。ですからそのケースバイケースで対応したいということで担当のほうでやっていますし、今、私どもで確認してもらったら65歳ということで、私が答弁した内容に間違いがないということで確認してもらいました。どこかで勘違いをされてそういうことになったのかなと思いますので、そのケースについては後ほど詳細を教えてもらって対応していきたいと思っていますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 12番・菊地君。

○12番（菊地誠道君） 大変前向きな答弁をいただいたのですが、やはり業者もボランティアでやれば別に問題ないのですが、ついでに路線の除雪の対象になっていないところはやってやりたいのだけど、やれないというお話なのですね。ですからそれぞれのケースで対応するというお話いただいたのですが、やっぱりそういった相談を受けたときにはですねそれぞれの事情にあわせてですね。私も近くに1軒ほど老人世帯を受け持っているわけですから、できるだけやってあげてはいるのですが、なかなか手が回らないということもあってですね、そういった事情を抱えている人にはですね、引き続き親身に対応していただきたくお願いして終わります。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

基本的には先ほど保健福祉課長がお話をしたとおりだというふうに思っております。これも町だけで判断するのではなくて、冒頭言っておりましたがけれども各世帯の生活実態を知っている民生委員さんのご意見等を伺いながら適正に配慮して、これまでもきていますしこれからその辺の情報を収集しながら、対応してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 機械除雪の途中での民家の除雪ということで質問がありましたので、その件についてお答えさせていただきます。

機械除雪につきましては、路線の除雪ということで一連の作業でタコメーターで管理いたしまして、朝の時間に間に合うような形で業者と委託業務を締結しております。その中でですね、単発で突発的な除雪を入れるということは業者にとっては管理上難しいのと、周りです、あそここの家だけになぜ特別に入ったのだとか、後で金額が発生したにしろ、あらぬ疑いとかがかかって町に対して質問がくるケースもございますので、除雪が終わった後にその業者が入る部分については、町道除雪の看板ははずしてもらって入るように指示しておりますので、そういう点でご理解願いたいと思えます。

○議長（館田賢治君） ほかに総括質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論はないものと認めます。

これより議案第12号から議案第17号まで6案一括して採決いたします。

議題6案は原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第12号・議案第13号・議案第14号・議案第15号・議案第16号・議案第17号は原案可決されました。

◎議案第18号ないし議案第24号

○議長（館田賢治君） 日程第2。議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号を一括議題といたします。

議題7案の提案理由の説明を求めます。

副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君）（登壇） それでは、議案第18号から第24号までの平成28年度各会計予算についてご説明を申し上げます。

平成28年度の国における予算の動向等につきましては、町長から、町政執行方針の中で申し述べましたので、ここでは説明を割愛させていただきますが、閣議決定されました「平成28年度地方財政計画」では地方交付税は0.3%、臨時財政対策債は16.3%の減額となり、また、電気料の高騰等による歳出の増加など、地方財政は引き続き厳しい状況下に置かれております。

持続可能な財政運営は重要課題でありますので、経常経費等の抑制に加え、270本の事業費予算の行政評価を実施する中で、事業精査を行い予算削減だけではなく、補強の必要な事業につきましては措置し、効率的で簡素な行政運営に配慮してきてきたところであります。

また、行政改革につきましては、第4期行政改革実施計画に基づき、引き続き事務事業の見直しを行いつつ、一方で必要な事務事業につきましては、積極的に取り組む努力をしていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

冒頭、資料の説明に入る前に、平成28年度予算に関わる特徴的な状況についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。自主財源の主軸をなします町税につきましては予算上の比較であります。町民税の減などにより、対前年比0.3%、244万1,000円の減額を見込み、全体で9億1,244万4,000円と見込んだところであります。

普通地方交付税につきましては、平成28年度地方財政計画において減額方向が示されておりますが、総額では対前年比1億1,126万6,000円、率にして2.6%減の42億2,971万4,000円を見込み、そのうち当初予算では対前年比0.6%増の39億3,673万9,000円を見込んだところであります。また、この額は交付税額の1番多かった平成11年度と比較して16億9,008万円ほど減少しております。

一方、歳出であります。義務的経費、継続的経費を優先させながら、かつ、今日的な経済情勢を鑑み、関係機関等との協議が整った建設事業等につきましては積極的に措置し、経常経費につきましては、これまで同様、不要・不急のものについては精査し、削減に努力するとともに、財政の健全性に留意し、一方、子育て支援、安全・安心対策、住生活対策、環境対策、教育対策、農林業対策等を重点的に取り組むよう努力をしたところであります。

このような状況下、景気動向等を注視しつつ、自主財源や特定財源の的確な補足に努めるとともに、各種事業遂行のために財政調整基金5億円、備荒資金7億5,000万円を支消し、収支を整えたところであります。

実質収支不足は基金等への理論積み立て分、9億1,070万8,000円を除きますと、3億3,929万2,000円となります。

なお、当初予算策定時までに確定していない補助事業、又は内容の積み上げに時間を要するもの等については、追って確定次第、補正措置を取らせていただくこととしております。

でご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計をはじめとする各会計の予算額であります。一般会計につきましては、昨年に引き続き110億円を超える111億6,200万円といたしました。前年度当初比では3,000万円の減、率で0.3%の減でありまして、平成27年度12月末予算と比較しますと11億3,026万4,000円の減で、率で9.2%の減となっております。

主な経費項目における予算額の前年対比では、経常経費では基金積立の増分を除き1,264万5,000円、率では0.7%の減であり、その内容は燃料費の減などによるものであります。

他会計及び一部事務組合への繰り出し金ではトータルで4,629万円の減となっております。主なものは病院会計7,663万9,000円の減、介護保険会計2,160万3,000円の増、などとなっております。

ソフト事業では、1億7,510万7,000円増の16億5,740万9,000円ですが、新規では年金生活者等支援臨時福祉給付金4,614万1,000円、畜産競争力強化対策整備事業で1億4,141万4,000円などがございます。

普通建設事業費等の新規では、ふれあい交流センター発電機設置事業769万円、固定資産（土地）評価替事業762万2,000円、標茶霊園園路改修事業200万円、農業用水道配水管移設工事1,670万円、町営住宅建設事業（住戸改善）350万円、自動対外式除細動器（AED）設置事業で202万円、学校備品購入事業201万7,000円等となっております。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業事業勘定では、対前年比1,405万2,000円減の14億1,947万2,000円といたしました。積算の基礎であります。被保険者の見込みが2,874人でありまして、医療費の見込みは総額9億1,325万円であります。若人の一人あたりの医療費につきましては26万円、7歳未満の一人あたりの医療費につきましては21万円、前期高齢者の一人あたりの医療費につきましては60万円、退職者の一人あたりの医療費につきましては50万円と推計し、保険者負担額では6億6,715万円を見込んでおります。

また、後期高齢者医療の支援金につきましては1億6,900万円を見込んでおります。

国保事業の運営につきましては税が基本であります。保険税につきましては3億8,531万円を見込ませていただき、一般会計から7,165万1,000円の義務的繰入れを行うことで会計維持に努めることとしております。

次に、下水道事業特別会計ですが、前年比1億4,500万円減の予算額5億8,700万円であります。

磯分内地区については整備がおおむね終了し、公共下水道につきましては処理場設備長寿命化、耐震診断等で4,700万を計上いたしました。

財源的には負担金、使用料が原則であります。面整備のため財源が不足しますので、円滑な下水道事業運営のために一般会計から3億6,363万9,000円を繰り入れし、収支のバランスを図ったところであります。

次に、介護保険事業特別会計であります。保険事業勘定で9億640万7,000円、サービス

事業勘定で5億4,856万2,000円、総体予算額14億5,496万9,000円で、対前年比2.6%の増でありまして一般会計からの繰出しは2億8,716万2,000円を予定しております。

保険事業勘定につきましては、第6期介護保険事業計画に基づき積算をしたところであります。

サービス事業勘定の内容につきましては、通所介護事業費6,080万5,000円、短期入所生活介護事業費3,028万5,000円、介護老人福祉施設費4億4,023万1,000円、居宅介護支援事業費1,569万3,000円、介護予防支援事業費が139万8,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額1億572万1,000円となりました。積算の基礎であります対象者の見込みは1,403人で、歳出の内訳ですが、大半が後期高齢者医療広域連合納付金で1億479万4,000円となっております。

財源につきましては、保険料6,917万円が主であります。一般会計からは3,636万7,000円の繰り入れを行って費用の支弁を行うこととしております。

次に、企業会計のうち、病院事業会計であります。その業務予定量を年間入院患者数1万2,000人、1日平均33人、年間外来患者数2万7,900人、1日平均115人を見込みまして、収益的収支で11億6,030万円、資本的収支のうち支出で1億1,450万8,000円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないよう、一般会計から負担分4億6,688万8,000円と補助分8,613万1,000円の合計5億5,301万9,000円を繰り入れ、収支を整えたところであります。

また、今年度は医事会計システム1,350万円、血圧脈派検査装置105万9,000円を措置しております。

次に、上水道事業会計であります。本年度の業務予定量につきましては給水戸数2,199戸、年間総配水量53万2,000立米であります。それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては1億77万6,000円、支出は9,858万1,000円、また、資本的収支のうち支出を5,555万1,000円としたところであります。

なお、上水道事業会計においては、一般会計の農業用水道支援による人件費相当分の1,508万3,000円を一般会計から負担を受け、また、下水道事業特別会計から量水器減価償却相当分として478万2,000円の負担を受け財源調整に支障がないよう意を配したところであります。

それでは、お配りしております「平成28年度 予算説明資料」につきましてご説明申し上げます。

説明資料1ページであります。

平成28年度における「各会計の概要」であります。先ほど申し上げました一般会計111億6,200万円をはじめとして、それぞれ会計ごとに予算数値化を記載しております。

数値についての詳細については省略させていただきますが、一般会計、特別会計総体では147億2,916万2,000円で、対前年比1.0%減となりました。一般会計部分と特別会計部分の重複分のやり取りがありまして、その金額が7億5,881万9,000円となり、実質的な一般会計、

特別会計の純計は139億7,034万3,000円で、対前年比1.4%減ということとなります。

企業会計では、病院事業会計の収益的収入、資本的収入合計では対前年比7.2%減の11億6,032万円、支出はほぼ同額の12億7,480万8,000円となります。

上水道事業の収益的収入、資本的収入合算では対前年比1.7%増の1億777万6,000円、支出は2.2%増の1億5,413万2,000円となったところであります。

2ページをお開きください。

一般会計の歳入であります、1款町税から20款町債までそれぞれ数値を記載してごさいます。主なものについての数値を申し上げます。

町税が244万1,000円減の9億1,244万4,000円、地方消費税交付金が3,000万円増の1億5,000万円、地方交付税は2,303万6,000円増の42億673万9,000円、分担金及び負担金は2,625万6,000円増の1億4,021万8,000円、使用料及び手数料は1,256万7,000円増の6億6,296万9,000円、国庫支出金は2億3,032万3,000円減の8億876万4,000円、道支出金は1億4,474万3,000円増の8億634万1,000円、繰入金は4億5,279万6,000円増の9億4,116万3,000円、諸収入は4億5,415万3,000円減の10億1,799万7,000円、町債は2,280万円減の12億3,520万円をそれぞれ見込んだところであります。

また、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入のいわゆる自主財源であります、37億1,075万6,000円であり、収入総額に占める割合は33.2%となっております。

なお、地方交付税、国庫支出金、町債等の依存財源につきましては、74億5,124万4,000円で66.8%であります。ちなみに、前年度自主財源は32.8%、依存財源は67.2%でありました。

歳入の各款ごとの構成比であります、その主なものを申し上げますと町税8.2%、地方交付税37.7%、使用料及び手数料5.9%、国庫支出金7.3%、道支出金7.2%、繰入金8.4%、諸収入9.1%、町債が11.1%となっております。

3ページであります、歳出についてであります、1款議会費から15款予備費までのそれぞれの数値を記載しております。

前年度と比較いたしまして大きく増減があったものについて数値を申し上げます。

総務費が6,478万円増の14億8,330万8,000円、民生費が7,721万円増の12億6,441万9,000円、衛生費が5億6,990万4,000円増の17億154万1,000円、農林水産業費が2億2,261万2,000円増の18億2,372万5,000円、教育費が10億3,439万5,000円減の5億5,157万5,000円、災害復旧費が1,950万円増の2,250万円、職員費が2,210万9,000円増の12億7,142万8,000円となりました。各款の構成比につきましてはお目通しいただきたと存じます。

4ページをお開きください。

一般会計予算前年度対比表であります、一般会計歳出のうち性質別に区分けをし、前年度予算と対比している表で、1の人員費から13の予備費までそれぞれ分類しております。

人件費につきましては14億489万2,000円で、歳出総体に占める構成比は12.6%で前年度と比較しますと額では136万2,000円、率で0.1%の増となっております、構成比でも0.1ポイント増加しております。

物件費につきましては、16億8,080万円であり、構成比は15.0%で、対前年度と比較しますと額で1,833万5,000円、率で1.1%の減、構成比では0.2ポイントの減となっております。

以下、主なものを申し上げますと、補助費等につきましては、23億2,368万6,000円で、構成比は20.8%、前年度と比較しますと額で5,693万3,000円で率で2.5%の増、構成比でも0.6ポイントの増となっております。

普通建設事業費につきましては、23億6,395万4,000円で、構成比は21.2%、前年度と比較しますと額で2億5,055万7,000円、率で9.6%の減となり、構成比でも2.2ポイントの減となりました。

公債費につきましては、11億4,631万4,000円で、構成比は10.3%、前年度と比較しますと額で732万2,000円、率で0.6%の増となり、構成比では0.1ポイントの増となりました。

積立金につきましては、5億6,611万4,000円で、構成比は5.1%、前年度と比較しますと額で9,509万7,000円、率で20.2%の増、構成比では0.9ポイントの増となりました。

繰出金につきましては、7億7,886万9,000円で、構成比は7.0%、前年度と比較しますと額で4,124万7,000円、率で5.6%の増、構成比では0.4ポイントの増となっております。

歳出のうち、義務的経費といわれる人件費、扶助費、公債費の合計が30億7,669万5,000円であります。これに物件費、維持補修費、積立金と、さらには補助費等のうちの消防、衛生処理組合、病院の負担金、補助金と繰出金のうち他会計への繰出金を合計しますと70億6,961万6,000円となり、構成比で申し上げますと63.3%を占めます。

従いまして、これらを除く普通建設事業費等の政策的予算に使える費用は36.7%となっております。これを前年度と比べますと義務的経費は3,228万3,000円の増、構成比でも0.4ポイントの増となり、普通建設事業費は2.2ポイントの減であります。

5ページであります。一般会計予算款別性質別分類表であります。これにつきましては性質別経費を款別に振り分けた資料でありますので、お目通しをいただきご理解をいただきたいと存じます。

6ページをお開きください。

標茶町財政調整基金の運用状況であります。前段で申し上げましたとおり財政調整基金の一部を取り崩し、財源充当を行うこととしていますが、本年度は5億円の取り崩しを予定しております。

充当事業につきましては7ページに記載しておりますが、林業事業をはじめ記載の事業等を予定しております。

なお、財政調整基金の現在高は、平成27年度末で14億7,520万1,000円を予定し、平成28年度につきましては記載の運用を予定し、年度末残高では14億6,068万5,000円となる見込みで

あります。

8ページをお開きください。

人件費を含めた款項目別予算比較表であります。先ほどの表で説明いたしましたように、職員人件費に係る経費が、14款職員費において別枠で設けられております。それを、款項目ごとの費目別にそれぞれ職員の配置している費目に人件費を戻していくという想定をした場合の表であります。例えば、議会費で申し上げますと、人件費を除く経費が6,410万3,000円で、それに人件費2,595万1,000円を加えますと議会費の総額は9,005万4,000円ということになります。

人件費に係る職員数は右端に記載してあるとおりであります。人件費及び職員数につきましては予算編成時に確認できる状態で示しておりますので、今後の人事異動等により変化しますことをご理解賜りたいと存じます。

表の右側には款項目別の経費の財源内訳を記載しております。以下、そういう趣旨をもちまして記載しておりますが、この中で町民の皆さまからの受益者負担をいただいている部分もありますが、その部分についてご説明をいたします。

まず、総務費のうち、ここには表示されておきませんが、「地域交通対策費」であります。町内6路線につきましてバス使用料をいただいで運行しているわけですが、これにつきましては予算額が6,378万4,000円、バス使用料311万円をいただいでおりますが、一般財源を4,970万5,000円投入しております。その充当率は77.9%となっております。

また、民生費のうち、常設保育所費につきましては、本年度の予算額が2億4,369万8,000円で、一般財源充当額は1億7,773万7,000円であり、これも72.9%と高い比率であります。

9ページへ移りますが、衛生費における塵芥処理費であります。数値はここに出ておりませんが、予算額が8億4,550万9,000円で、ごみ処理手数料、再生利用品販売あわせて1,799万円であり、一般財源を1億5,658万6,000円充当しておりますが、本年は事業費があり、その充当率は18.5%となっております。通常時は90%を超える高い充当率となっております。これにつきましても経費の削減とともに処理手数料のあり方について検討が必要と考えているところであります。

次に、農林水産業費のうち、農業水道費は予算額1億4,512万3,000円で、一般財源を2,083万1,000円充当し、その充当率は14.4%となっております。今後、施設の老朽化等に伴い大規模修繕等が出てきますと極端な財源構成になる要素もありますので、これらへの対応等も考慮しなければならないと考えているところであります。

土木費では、都市計画費のうち都市公園整備費であります。これも表示されておきませんが、予算額が6,145万7,000円で、110万円のパークゴルフ場使用料を予定しておりますが、一般財源が4,535万7,000円で、その充当率は73.8%となっております。これにつきましても本年は事業があり、その数値となっているものの、通常は90%を超える充当率となっております。

10ページをお開きください。

教育費では、幼稚園費が予算額2,578万8,000円で、その一般財源充当率は84.6%となっております。

保健体育費のうち保健体育総務費であります。これも表示されておきませんが、予算額3,581万1,000円で体育施設使用料を35万5,000円予定しておりますが、一般財源を3,545万6,000円充当し、その充当率は99.0%と高くなっております。

議会費から予備費までの一般財源充当額は73億5,082万5,000円で、その充当率は65.9%となっております。ちなみに前年度の一般財源充当率は65.7%であり0.2ポイント増加しておりますが、本年は、前年度に引き続き、事業費の水準が高くなっている関係での数値であり、通常時での充当率は引き続き高い水準であります。継続して経費削減はもちろんのこと、ご負担のあり方についても検討する必要があると考えております。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では人件費とその他の経費が分割されて計上されておりますので、この数値が直接数字として現れていませんことをご理解いただきたいと存じます。

11ページであります。一般会計予算中の主な事業等経費の内訳ですが、当初予算に見込まれた事業に係る予算と財源内訳を記載しております。

総務費につきましては、町有施設整備基金事業から地域振興事業まで、それぞれの事業ごとに予算計上してございまして、事業費総額は2億1,744万7,000円で、一般財源の充当額は1億2,993万5,000円であり、その充当率は59.8%であります。

次に、民生費に係る事業ですが、11ページから12ページにかけて記載しております。

民生費の事業総額は4億5,244万3,000円で、一般財源の充当額は1億4,584万7,000円であり、その充当率は32.2%であります。

次に、衛生費であります。一般財源充当率は13.4%となっております。

次の労働費につきましては記載のとおりであります。

次に、農林水産業費につきましては、13ページから14ページにかけて記載しております。

14ページになります。総事業費であります。11億6,652万5,000円で、一般財源充当額は3億3,736万2,000円、充当率は28.9%となっております。

次に、商工費につきましては、事業費総額は2億4,899万円、一般財源充当額は3,899万円で、充当率は15.7%であります。

次に、15ページの土木費ですが、事業費総額は7億1,609万8,000円、一般財源充当額は2億5,082万1,000円で、その充当率は35.0%となっております。

次の消防費につきましては記載のとおりであります。

次に、教育費に係る事業ですが、事業費総額は16ページに記載しておりますが、1億2,430万4,000円、一般財源充当額は7,933万4,000円で、一般財源充当率は63.8%となります。

事業費の減少につきましては、磯分内小学校建設、中茶安別中学校講堂建設の完了に伴う

ものであります。

次の災害復旧費につきましては記載のとおりであります。

合計ですが、事業費としておさえております総額が37億5,205万7,000円で、この一般財源が11億3,056万2,000円であり、一般財源の充当率は30.1%となっております。

次に、1ページ飛びまして18ページの地方債の現在高見込み調書につきましてご説明申し上げます。

ご案内のとおり、地方債の借入や、これら残高につきましては財政の健全化を図る上で非常に重要な事項でありまして、これまで第1期から第4期行政改革を実施する中で、起債の抑制と共に、地方債残高を大幅に削減してきたところではありますが、一方で平成13年度から地方交付税の不足分を地方に肩代わりさせる方法、臨時財政対策債が措置されましたことから、起債額は増加しまして臨時財政対策債残高は平成28年度末見込みでは15年前と比較し15.6倍の36億7,058万3,000円となり、一般会計全体残高の34.0%を占めているところであります。

なお、この償還財源につきましては交付税措置されますことから特に問題はありますが、地方債残高を見る場合、残高合計額にはこのような事情が含まれておりますことをご理解賜りたいと存じます。

なお、17ページの町税の説明資料、19ページの基金等の状況、20ページの一般会計当初予算のあらまし、及び21ページの引き上げ分の地方消費税交付金があてられる社会保障4経費その他社会保障に要する経費につきましてはお目通しいただき、ご理解を賜りたいと存じます。

また、議案第18号から第24号までの提案内容等につきましては担当課長より、順次ご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、議案第18号から第24号までの平成28年度各会計予算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第18号の内容についてご説明申し上げます。

平成28年度標茶町一般会計予算

平成28年度標茶町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111億6,200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いご説明申し上げます。

44ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページから7ページまでの「第1表歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

8ページをお開きください。

第2表 継続費

4款衛生費、2項清掃費、事業名は標茶町一般廃棄物処理施設整備事業(最終処分場整備)であります。総額は8億3,970万円、年割額は28年度2億3,010万円、29年度6億960万円とするものであります。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業、総額1億6,300万円、年割額は28年度2,800万円、29年度は1億3,500万円とするものであります。

152ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書の説明であります。

全体計画の計で申し上げます。

4款衛生費、2項清掃費、事業名、標茶町一般廃棄物処理施設整備事業(エネルギー回収推進施設)であります。年割額の計15億1,240万円。財源内訳であります。特定財源、国道支出金で3億5,594万3,000円、地方債11億5,400万円、一般財源で245万7,000円。1つ飛びまして、前年度末までの支出(見込)額であります。5,740万円。当該年度支出予定額4億4,090万円であります。当該年度末までの支出予定額につきましては4億9,830万円。翌年度以降支出予定額10億1,410万円。継続費の総額に対する進捗率につきましては、27年度3.8%、

28年度29.1%、29年度67.1%とするものであります。

次に、同じく4款2項、事業名、標茶町一般廃棄物処理施設整備事業（最終処分場整備）であります。年割額8億3,970万円、財源内訳、特定財源、国道支出金で2億2,589万3,000円、地方債6億1,370万円、一般財源は10万7,000円であります。2つ飛びまして、当該年度支出予定額は2億3,010万円。当該年度末までの支出予定額につきましても、2億3,010万円であります。翌年度以降支出予定額6億960万円。継続費の総額に対する進捗率につきましても、28年度27.4%、29年度72.6%とするものであります。

次に、8款土木費、2款道路橋りょう費、事業名は、標茶中茶安別線道路改良事業であります。年割額は、1億6,300万円、財源内訳、特定財源、国道支出金で1億1,410万円、地方債が4,890万円。4つ飛びまして、当該年度支出予定額2,800万円。当該年度末までの支出予定額も同額で2,800万円であります。翌年度以降支出予定額1億3,500万円。継続費の総額に対する進捗率につきましても、28年度17.2%、29年度82.8%であります。

9ページにお戻りください。

第3表 債務負担行為であります。

事項につきましても、パソコンLAN機器導入費であります。期間は平成29年度から平成32年度まで。限度額につきましてもは利子11万4,000円を含み、1,020万1,000円とするものであります。

153ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。事項のパソコンLAN機器導入費から、158ページをお開きください、経営環境再生資金（平成24年度）まで、50件の合計で申し上げます。債務負担行為の限度額につきましてもは28億9,713万4,000円。前年度末までの支出見込額につきましてもは27億6,133万円であります。当該年度以降の支出予定額1億3,580万4,000円。括弧内3,328万9,000円につきましてもは、今年度平成28年度の支出予定額となります。財源内訳であります。特定財源で国道支出金で4,409万1,000円、一般財源で9,171万3,000円とするものであります。

10ページへお戻りください。

第4表 地方債。

起債の目的、1 過疎対策事業、標茶中茶安別線道路改良1,970万円、虹別17号線防雪柵設置970万円、虹別61線道路改良2,230万円、最終処分場整備1億6,770万円、エネルギー回収施設整備3億3,690万円、スクールバス購入300万円、医師確保対策で3,100万円、子ども医療費助成で1,200万円。あわせて限度額、6億230万円とするものであります。起債の方法は証書借入、利率は7.0%以内。償還の方法であります。政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。以

下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、同じでありますので説明を省略させていただきます。

次に、2 地域活性化事業、限度額 2 億6,880万円であります。

3 公営住宅整備事業、限度額 1 億520万円。

4 臨時財政対策債、限度額 2 億5,640万円。

5 災害援護資金貸付債、限度額250万円。合計で12億3,520万円。前年度比較では、2,280万円の減となります。

159ページへまいります。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げます。前々年度末現在高102億8,285万9,000円、前年度末現在高見込額105億7,994万8,000円、当該年度中の増減見込みであります。当該年度中起債見込額12億3,520万円、当該年度中元金償還見込額10億1,555万4,000円、当該年度末現在高見込額につきましては107億9,959万4,000円であります。

以上で、議案第18号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第19号の内容についてご説明いたします。

議案第19号は、平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算でございます。

平成28年度の国民健康保険事業の被保険者数及び療養給付費につきまして、平成23年度から平成26年度の決算数値及び平成27年度決算見込み数値を参考として、予算編成を行ったところでございます。

新年度予算の特徴といたしましては、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ14億1,947万2,000円と定め、前年度対比、1,405万2,000円の減額予算となりました。この増減の要因としては、保険者数の減少によるものです。

国保事業の運営につきましては、国民健康保険税が基本でございますが、保険税につきましては、3億8,531万円を見込ませていただき、一般会計から義務的経費として、7,165万2,000円の繰入れを行い会計の維持に努めることといたしております。

なお、本案につきましては、平成28年2月22日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、予算書に基づきご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

平成28年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億1,947万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に基づき説明をいたします。

15ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページにお戻りください。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第19号の提案趣旨並びに内容の説明を終らせていただきます。

続きまして、議案第22号の内容についてご説明いたします。

議案第22号は、平成28年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成28年度予算の概要につきましては、保険料、医療給付費、事務費等について、北海道後期高齢者医療広域連合での試算に基づき、予算計上させていただきました。歳入歳出の総額での前年対比では、362万4,000円の減額予算なっております。

減額の要因といたしましては、制度開始以降、毎年増え続けていた広域連合の一人当たり医療給付費が平成24年度及び平成26年度の2カ年で前年対比マイナスの伸びとなったこと、平成28年度からの診療報酬改定による影響などにより、平成28年・29年度の一人当たり医療給付費が前回算定を下回る見込みとなり、広域連合から示された保険料が減額予算とされたことによるものです。

以下、予算書に基づき説明させていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

平成28年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億572万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。以下、歳入歳出予算事項別明細書に基づき説明させていただきます。

9ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページへお戻りください。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第22号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君）（登壇） 議案第20号、平成28年度標茶町下水道事業特別会計予算の内容について、ご説明をいたします。

公共下水道事業の処理場につきましては、第2期長寿命化計画策定及び耐震診断を行います。また、耐震対策の一部として、下水道施設が被災した場合、従来より、速やかにかつ高いレベルで下水道の機能維持・回復をさせることを目的とした業務継続計画策定業務を行います。さらに、停電発生時の下水道機能確保のため可搬式発動発電機の購入を計上させていただきます。

1 ページをお開きください。

平成28年度標茶町下水道事業特別会計予算

平成28年度標茶町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従いご説明いたします。

12ページをお開きください。

（以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページをお開きください。

2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、省略をさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債です。

起債の目的、1. 公共下水道事業、限度額、9,230万円。

2. 特定環境保全公共下水道事業、限度額、2,540万円。限度額の合計は1億1,770万円で、起債の方法はいずれも証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法は、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすること

ができる。

26ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

合計で申し上げます。

前々年度末現在高30億3,532万3,000円、前年度末現在高見込額28億3,649万5,000円、当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額1億1,770万円、当該年度中元金償還見込額3億6,523万円、当該年度末現在高見込額25億8,896万5,000円です。

24ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給（平成25年度分）、融資予定額90万円、利率2.3%で、債務負担限度額が4万2,000円、前年度末までの支出（見込）額2万9,000円、当該年度以降の支出予定額1万3,000円で、うち平成28年度分は8,000円、左の財源内訳は一般財源で1万3,000円でございます。

次に、25ページです。

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する損失補償ですが、平成22年度から平成25年度まで、いずれもありませんので、表中の金額はありません。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

続きまして、議案第24号、平成28年度標茶町上水道事業会計予算の内容についてご説明いたします。

収益的収支の収入におきましては、主たる収入である給水収益について、水道料金を前年度61万3,000円の増を見込んで計上しております。一方、支出におきましては、引き続き、有収率向上のため漏水調査を継続して行います。

資本的収支の支出におきましては、平成22年度より行っている桜団地内での配水管の移設工事を継続して行うとともに、常盤地区においては、道路改良工事と合わせて配水管の整備を行います。

1ページをお開きください。

平成28年度標茶町上水道事業会計予算

（総則）

第1条 平成28年度標茶町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

（1）給水戸数 2,199戸、（2）年間総配水量 53万2,000立方メートル、（3）一日平均配水量 1,457立方メートル、（4）受託工事費 255万円、（5）主要な建設改良事業 配水

管整備事業 延長、241メートル 事業費 1,300万円、検定満了メーター取替事業 管径13ミリメートルから40ミリメートルまでの344個交換で1,663万2,000円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款、水道事業収益 1億77万6,000円。第1項、営業収益7,568万円。第2項、営業外収益2,509万6,000円。

支出 第1款、水道事業費用 9,858万1,000円。第1項、営業費用8,765万8,000円。第2項、営業外費用1,042万3,000円。第3項、予備費50万円。

次ページでございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,855万1,000円は当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額219万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,635万6,000円で補てんするものとする。)

収入 第1款、資本的収入700万円。第1項、企業債700万円。

支出 第1款、資本的支出5,555万1,000円。第1項、企業債等償還金2,591万9,000円。第2項、建設改良費2,963万2,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業。限度額、700万円。起債の方法、証書借入。利率7.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費、2,147万3,000円。2、交際費、2万円。

(他会計からの負担金)

第7条 他会計からこの会計へ負担を受ける金額は、次のとおりである。

1、一般会計(人件費分)1,508万3,000円。2、下水道事業特別会計(減価償却費分)478万2,000円。

以下、内容について予算説明書に従いご説明をいたします。

15ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

6ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

1 総括の対前年度との比較で説明をさせていただきます。職員数は特別職・一般職とも

変更はございません。給与費の報酬は前年度と同額の11万2,000円。給料は30万5,000円減の1,158万1,000円。手当は44万円減の608万5,000円。給与費計で74万5,000円減の1,777万8,000円。法定福利費は13万8,000円減の369万5,000円。合計では88万3,000円減の2,147万3,000円です。

手当の内訳につきましては記載のとおりでございます。

2 給料及び手当の増減額の明細及び7ページ・8ページの部分については、説明を省略させていただきます。

5ページをお開きください。

平成28年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益はありません。(2) 減価償却費、前年度54万6,000円増の3,797万5,000円。(3) 引当金の増加額、マイナス7万2,000円。(4) 長期前受金戻入額、マイナス459万3,000円。(5) 受取利息及び受取配当金、マイナス1万円。(6) 支払利息、前年度57万8,000円減の828万4,000円。(7) 固定資産除却費、前年度11万8,000円減の228万3,000円。(8) 未収金の減少額、10万7,000円。(9) 未払金の増加額、前年度223万円増のマイナス47万5,000円。(10) 前払金の増加額はありません。(11) その他、マイナス3万1,000円。(12) 小計((1)から(11)の計)で4,346万8,000円。(13) 利息及び配当金の受取額、1万円。(14) 利息の支払額、前年度57万8,000円増のマイナス828万4,000円。よって業務活動によるキャッシュ・フローは3,519万4,000円です。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出、前年度266万7,000円減のマイナス2,743万8,000円。(2) 国庫補助金による収入と(3) 他会計からの繰入金による収入はありませんので投資活動によるキャッシュ・フローはマイナス2,743万8,000円でございます。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良企業債による収入、前年度180万円増の700万円。(2) 建設改良企業債等の償還による支出、前年度62万2,000円減のマイナス2,591万9,000円。(3) 他会計からの出資による収入はありません。よって、財務活動によるキャッシュ・フローはマイナス1,891万9,000円。

従いまして、4 資金増加額はマイナス1,116万3,000円。

5 資金期首残高は2億2,082万8,000円ですので、6 資金期末残高は2億966万5,000円となります。

9ページをお開きください。

平成28年度標茶町上水道事業予定貸借対照表でございます。

資産の部、1 固定資産、(1) 有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの合計額で、6億7,173万6,000円。(2) 無形固定資産、イ施設利用権で267万5,000円。固定資産

合計は6億7,441万1,000円。

2 流動資産、(1) 現金預金、2億966万5,000円。(2) 未収金、678万8,000円。(3) 貸倒引当金、マイナス9万8,000円。流動資産合計は2億1,635万5,000円。資産合計は8億9,076万6,000円です。

次の10ページをお開きください。

負債の部でございます。

3 固定負債、(1) 企業債と(2) 一般会計借入金で3億5,516万3,000円。(3) 修繕引当金3,019万7,000円で固定負債合計は3億8,536万円です。

4 流動負債、(1) 一時借入金はございません。(2) 企業債と(3) 一般会計借入金で2,656万8,000円。(4) 未払金87万2,000円。(5) 前受金80万円。(6) 引当金、イ賞与引当金で171万2,000円。ロ特別修繕引当金はありません。(7) その他流動負債で2万8,000円。流動負債合計額は2,998万円。

5 繰延収益、(1) 長期前受金1億7,056万7,000円。(2) 長期前受金収益化累計額1,385万円。繰延収益合計は1億5,671万7,000円。負債合計は5億7,205万7,000円です。

資本の部。

6 資本金、3億670万9,000円。

7 剰余金(1) 利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの合計で1,200万円。資本合計は3億1,870万9,000円。負債資本合計は8億9,076万6,000円です。

11ページでございます。

平成27年度標茶町上水道事業予定損益計算書(前年度分)及び12ページ、13ページの平成27年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては決算見込みでございますので、ただいま説明いたしました予定貸借対照表作成の基礎となるものでございますので、内容の説明は省略をさせていただきます。

3ページをお開きください。

3ページ及び4ページの平成28年度標茶町上水道事業会計予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

○議長(館田賢治君) 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長(佐藤吉彦君)(登壇) 議案第21号の内容について、ご説明いたします。

議案第21号は、標茶町介護保険事業特別会計予算でございます。

本年度は、標茶町第6期高齢者保健福祉・介護保険事業計画の2年目にあたります。第6期計画に基づく予算計上とさせていただきます。

それでは、別紙予算書に基づき内容の説明をいたしますが前年度との比較、主な内容について説明をいたします。

平成28年度標茶町介護保険事業特別会計予算

平成28年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億640万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」による。

第2条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,856万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明をいたします。

14 ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2 ページから5 ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第21号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(館田賢治君) 病院事務長・山澤君。

○病院事務長(山澤正宏君)(登壇) 議案第23号、平成28年度標茶町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

(総則)

第1条 平成28年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、60床

(2) 年間患者数、入院、前年度当初より800人減の1万2,000人、外来、前年度当初より1,100人増の2万7,900人

(3) 1日平均患者数、入院、前年度当初より2人減の33人、外来、前年度当初より5人増の115人

(4) 主要な建設改良事業、器械及び備品購入費1,792万9,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、病院事業収益、前年度当初より1,039万4,000円増の11億6,030万円。第1項、医業収益、前年度当初より1,359万7,000円減の7億4,596万1,000円。第2項、医業外収益、前年度当初より2,399万1,000円増の4億1,433万9,000円。

支出、第1款、病院事業費用、前年度当初より1,039万4,000円増の11億6,030万円。第1項、医業費用、前年度当初より1,337万3,000円増の11億1,921万5,000円。第2項、医業外費用、前年度当初より297万9,000円減の4,058万5,000円。第3項、予備費、前年度と同額50万円。

次のページへまいります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,448万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,448万8,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款、資本的収入、前年度当初より1億円減の2万円、第1項、固定資産売却代金、前年度と同額の2万円。支出、第1款、資本的支出、前年度当初より987万4,000円減の1億1,450万8,000円。第1項、建設改良費、前年度当初より1,310万6,000円減の1,792万9,000円。第2項、企業債償還金、前年度当初より323万2,000円増の9,657万9,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、前年度当初より748万2,000円増の7億4,246万3,000円。

(2) 交際費、前年度と同額で150万円。

(他会計からの繰入金)

第6条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 医療対策費補助、前年度当初より2,241万2,000円増の8,613万1,000円。

(2) 医療対策費負担、前年度当初より431万8,000円増の4億4,361万9,000円。

(3) 企業債償還金負担、前年度当初より215万6,000円減の2,326万9,000円。

合計、前年度当初より2,457万4,000円増の5億5,301万9,000円。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、1億2,000万円と定める。こちらは前年度と同額です。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。

1. 取得する資産、種類は器械・備品で、名称は、医事会計システム、数量は、1式です。次に、予算説明資料によりご説明申し上げます。

21ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

続きまして、7ページをお開き願います。

給与費明細書です。

1. 総括、前年度と本年度の比較で申し上げます。職員数について特別職は増減ありません。一般職につきましては正職員が3名の増、再任用・短時間勤務職員が1名減、これにより2名の増となります。給与費は報酬が805万1,000円の減、給料が218万2,000円の増。賃金は334万5,000円の増。手当が280万1,000円の増。給与費の計では27万7,000円の増。法定福利費375万1,000円の増。合計では402万8,000円の増であります。

手当の内訳から13ページまでにつきましては説明のほう省略をさせていただきます。

次に、6ページをお開きください。

平成28年度標茶町病院事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 当年度純利益、前年と同額0円。(2) 減価償却費、前年度当初より168万1,000円減少し、6,618万7,000円。(3) 引当金の減少額、前年度より324万円増加し、301万3,000円。(4) 長期前受金戻入額、前年度より28万1,000円増加し、マイナス492万6,000円。(5) 受取利息及び受取配当金、前年度より121万3,000円増加し、マイナス334万8,000円。(6) 支払利息、前年度より327万9,000円減少し、3,498万5,000円。(7) 固定資産除却費、前年度より53万9,000円増加し、158万9,000円。(8) 未収金の減少額、前年度当初より1,250万円増加し、マイナス650万円。(9) 未払金の増加額、前年度より1,010万円減少し、マイナス80万円。(10) たな卸資産の減少額(11) 前払金の増加額、どちらも前年度と同額0円。(12) その他、前年度より10万円増加し、10万円。(13) 小計、前年度より281万3,000円増加し、9,030万円。(14) 利息及び配当金の受取額、前年度より121万3,000円減少し、334万8,000円。(15) 利息の支払額、前年度より327万9,000円増加し、マイナス3,498万5,000円。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は前年度より487万9,000円増加し、5,866万3,000円であります。

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー。(1) 有形固定資産の取得による支出、前年度より1,228万2,000円増加し、マイナス1,666万2,000円。(2) 国庫補助金による収入、(3) 他会計からの繰入金による収入、どちらも前年度と同額0円。投資活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス1,666万2,000円です。

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 建設改良企業債による収入、前年と同額0円。(2) 建設改良企業債等の償還による支出、前年度より323万2,000円減少し、マイナス9,657万9,000円。(3) 他会計からの出資による収入、前年と同額0円。(4) 他会計からの償還金による収入、前年度より1億円減少し、0円。財務活動によるキャッシュ・フローの

合計は前年度より1億323万2,000円減少し、マイナス9,657万9,000円です。

4. 資金増加額は、前年度当初より8,607万1,000円減少し、マイナス5,457万8,000円。

5. 資金期首残高は前年度より3,972万円増加し、1億6,692万3,000円。

6. 資金期末残高といたしましては前年度より4,635万1,000円減少し、1億1,234万5,000円となります。

次に、14ページをお開きください。

平成28年度標茶町病院事業予定貸借対照表、平成29年3月31日現在であります。

資産の部 1. 固定資産について、(1)有形固定資産は土地からリース資産までの合計で申し上げます。前年度より5,373万4,000円減の17億193万9,000円。(2)無形固定資産は、電話加入権で前年度と同額38万8,000円。(3)投資は、長期貸付金で前年度と同額3億円です。固定資産合計額は前年度より5,373万4,000円減の20億232万7,000円です。

2. 流動資産については、(1)現金・預金は前年度より4,635万1,000円減の1億1,234万5,000円。(2)未収金、前年度と同額6,000万円。(3)の貯蔵品、前年度と同額800万円。流動資産合計は前年度より4,635万1,000円減の1億8,034万5,000円。資産合計は前年度より1億8万5,000円減の21億8,267万2,000円です。

次に、15ページ負債の部。

3. 固定負債について、(1)企業債、前年度より9,992万7,000円減の8億4,326万2,000円。こちらは平成29年度末、未償還金元金残金部分になります。(2)リース債務、前年度当初より169万4,000円減の61万6,000円。固定負債合計は前年度より1億162万1,000円減の8億4,387万8,000円です。

4. 流動負債について、(1)企業債、前年度当初より334万9,000円増の9,992万8,000円。こちらは平成29年度支払い予定額です。(2)リース債務、前年度当初より63万5,000円減の169万5,000円。(3)未払金、前年度と同額4,000万円。(4)引当金、賞与引当金でありまして前年度より301万3,000円増の3,813万4,000円。(5)預り金、前年度より12万1,000円増の650万円。流動負債合計としては、前年度より584万8,000円増の1億8,625万7,000円です。

5. 繰延収益について、(1)長期前受金、前年度と同額1億8,266万3,000円。(2)長期前受金収益化累計額、前年度より492万6,000円増の1,534万円。繰延収益の合計といたしましては、前年度より492万6,000円減の1億6,732万3,000円。負債合計では前年度当初より1億69万9,000円減の11億9,745万8,000円です。

次に、資本の部。

6. 資本金につきましては、前年度より61万4,000円増の9億8,190万7,000円。

7. 剰余金については、(1)資本剰余金、国庫補助金で前年度と同額330万7,000円。(2)利益剰余金につきましては、減債積立金、当年度未処分利益剰余金はともに前年度と同額0円です。剰余金合計といたしましては330万7,000円。資本合計といたしましては、前年度より61万4,000円増の9億8,521万4,000円。負債資本合計は前年度当初より1億8万

5,000円減の21億8,267万2,000円となります。

次に、16ページをお開きください。

平成27年度標茶町病院事業予定損益計算書（前年度分）であります。それと17ページにつきましては平成27年度標茶町病院事業予定貸借対照表（前年度分）になります。こちらの部分については説明を省略させていただきます。

続いて、4ページをお開きください。

平成28年度標茶町病院事業会計予算実施計画になります。こちらのほうの説明につきましてはいままでの説明と内容が重複致しますので、説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては、平成28年2月22日開催の第3回標茶町立病院運営委員会に諮問し、原案可決されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案7案は、直ちに、議長を除く12名で構成する「平成28年度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案7案は、議長を除く12名で構成する「平成28年度標茶町各会計予算審査特別委員会」に付託し、審査することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 4時19分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 舘 田 賢 治

署名議員 5 番 黒 沼 俊 幸

署名議員 6 番 松 下 哲 也

署名議員 7 番 川 村 多美男

平成28年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第5号）

平成28年3月10日（木曜日） 午後 3時00分開議

- 第 1 議案第25号 教育委員会委員の任命について
- 第 2 議員提案第1号 標茶町議会情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 意見書案第1号 高等教育段階における学生等への経済的支援の充実を求める意見書
- 第 4 意見書案第2号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書
- 第 5 意見書案第3号 再犯防止対策に関する支援の充実を求める意見書
- 第 6 意見書案第4号 子育て支援の充実を求める意見書
- 第 7 意見書案第5号 雇用の安定を求める意見書
- 第 8 意見書案第6号 介護保険の生活援助サービスの制限中止に関する意見書
- 第 9 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 追 加 議案第18号 平成28年度標茶町一般会計予算
議案第19号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第20号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第21号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第22号 平成28年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号 平成28年度標茶町病院事業会計予算
議案第24号 平成28年度標茶町上水道事業会計予算
(平成28年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 舘田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	森 山 豊 君
総 務 課 長	島 田 哲 男 君
企 画 財 政 課 長	高 橋 則 義 君
企 画 財 政 課 参 事	常 陸 勝 敏 君
税 務 課 長	武 山 正 浩 君
管 理 課 長	中 村 義 人 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
住 民 課 長	松 本 修 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 吉 彦 君
建 設 課 長	狩 野 克 則 君
水 道 課 長	細 川 充 洋 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	山 澤 正 宏 君
や すら ぎ 園 長	春 日 智 子 君
農 委 事 務 局 長	村 山 裕 次 君
教 育 長	吉 原 平 君
教 育 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	佐々木 豊 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
事 務 局 次 長	中 島 吾 朗 君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（館田賢治君） 本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午後 3時00分開会)

◎議案第25号

○議長（館田賢治君） 日程第1。議案第25号を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） ただいま上程をされました議案第25号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、教育委員会委員の選任についてでありまして、平成28年3月17日をもって任期満了となります教育委員会委員に次の方を選任したいので、議会の同意を求めるといふものであります。

以下、内容について、ご説明を申し上げます。

議案第25号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定によって、議会の同意を求めるといふものでございます。

住所は川上郡標茶町字中チャンベツ原野194番地8、氏名は高野政広氏、生年月日は昭和32年4月28日でございます。

高野氏の経歴につきましては、お手元に資料を配付させていただきましたので、説明は省略させていただきたいと思いますが、平成26年3月に教育委員に就任され、地域において培われた幅広い経験を生かし遺憾なく職責を果たされ、今日に至っております。教育委員として再任を願い、ここに提案するものであります。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第4条の規定により教育委員の任期満了日が特定の年に偏ることのないよう、4年以内で当該地方公共団体の長が委員の任期を定めることができる特例が設けられていることから、高野氏の任期につきましては、平成30年3月31日までとするものであります。

ご審議方お願いし、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案同意されました。

◎議員提案第1号

○議長(館田賢治君) 日程第2。議員提案第1号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

5番・黒沼君。

○5番(黒沼俊幸君)(登壇) 標茶町議会情報公開条例の一部を改正する条例の提出について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び標茶町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

標茶町議会情報公開条例の一部を改正する条例

標茶町議会情報公開条例(平成12年標茶町条例第47号)の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

(費用の負担)

第16条 この条例の規定による公文書の写しの交付(電磁的記録についてはこれに準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。)を受けるものは、標茶町手数料徴収条例(平成12年標茶町条例第5号)及び議長が別に定めるところにより、当該写しの作成及び送付に係る費用を負担しなければならない。

2 議長は、前項の規定により費用を負担する者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、その者が負担すべき費用の額を減額し、又は免除することができる。

「第3章 不服申立」を「第3章 不服申立て」に改める。

第17条の見出し中「不服申立」を「不服申立て」に改め、同条第1項中「、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「、行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改め、同条中「不服申立」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第22条の見出し中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第1項中「、不服申立人」を「、審査請求人」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行による改正後の標茶町議会情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた標茶町議会情報公開条例第17条に規定する不服申立てについて適用し、施行日前にされた不服申立てについては、なお従前の例による。

以上で終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

お諮りいたします。

議題となりました議員提案第1号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第1号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第1号は原案可決されました。

◎意見書案第1号

○議長（館田賢治君） 日程第3。意見書案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第1号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第2号

○議長(館田賢治君) 日程第4。意見書案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第2号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第2号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第2号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第2号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第3号

○議長(館田賢治君) 日程第5。意見書案第3号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第3号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第3号を採決いたします。

意見書案第3号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第3号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立多数であります。

よって、意見書案第3号は、原案可決されました。

ただいま可決された、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第4号

○議長(館田賢治君) 日程第6。意見書案第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第4号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第4号を採決いたします。

意見書案第4号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第5号

○議長（館田賢治君） 日程第7。意見書案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第5号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第5号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第5号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより意見書案第5号を採決いたします。

意見書案第5号を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第5号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立少数であります。

よって、意見書案第5号は、原案否決されました。

◎意見書案第6号

○議長（館田賢治君） 日程第8。意見書案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第6号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第6号を採決いたします。

意見書案第6号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(館田賢治君) 日程第9。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（館田賢治君） ただいま、付託しておりました平成28年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第18号ないし議案第24号

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

平成28年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、議題7案を一括採決いたします。

議題7案に対する委員長報告はいずれも原案可決すべきものであります。

議題7案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、

議案第24号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（館田賢治君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（館田賢治君） 以上をもって、平成28年標茶町議会第1回定例会を閉会いたします。

（午後 3時20分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 舘 田 賢 治

署名議員 5 番 黒 沼 俊 幸

署名議員 6 番 松 下 哲 也

署名議員 7 番 川 村 多美男

